

文部科学省 共同利用・共同研究拠点事業

社会調査・データアーカイブ共同利用・共同研究拠点

2019 年度課題公募型二次分析研究会

戦後福祉国家成立期の福祉・教育・生活をめぐる

調査データの二次分析

研究成果報告書

東京大学社会科学研究所

附属社会調査・データアーカイブ研究センター

2020 年（令和 2 年）12 月

## はじめに

石島健太郎（帝京大学）

本報告書は、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターが実施した2019年度二次分析研究会参加者公募型研究「戦後福祉国家成立期の福祉・教育・生活をめぐる調査データの二次分析」の成果をまとめたものである。2011年以来、本研究会は東京大学社会科学研究所に所蔵されている労働調査資料の復元と再分析を行ってきた。メンバーは流動的ではありつつも、常に十数名余の研究者がそれぞれの関心にもとづいてデータを分析するとともに、その調査が埋め込まれた当時の歴史的文脈の探査も行いながら、戦後の日本社会を描く計量歴史社会学の試みが続けられている。2019年度の活動の成果は、2020年3月の成果報告会で報告予定であったが、コロナ禍の広まりとともに報告会は中止せざるをえなかった。本報告書は、その報告会で報告予定だった研究について、2020年度の研究会を通じてブラッシュアップを図ったものと、2020年度の新規メンバーによる研究成果をまとめたものである。よって、本報告書は2019年度の成果報告会の代替的な成果物であるとともに、2020年度以降の成果に向けての足がかりとしての性格ももつ。今回残念ながら収録が叶わなかった研究も含め、2020年度以降も本研究会の活動がさらに展開していくことが期待される。最後に、研究会の運営にご尽力いただいた佐藤香先生、二次分析研究会事務局の皆様には感謝申し上げます。ありがとうございました。

## 研究会の概要

### <テーマ>

戦後福祉国家成立期の福祉・教育・生活をめぐる調査データの二次分析

### <使用データ>

0001 新規学卒者（中卒）労働市場調査, 1953

労働調査 18 京浜工業地帯調査（従業員個人調査）

労働調査 55 貧困層の形成（静岡）調査

労働調査 60 「ボーダー・ライン層」調査

労働調査 61 福祉資金行政実態調査

労働調査 62 高齢者生活実態調査

労働調査 64 団地居住者生活調査

### <研究の概要>

2011～2018年度までの8年間、橋本健二、森直人、渡邊大輔、相澤真一の各氏が代表となり、社会科学研究所が所蔵する労働調査資料のデータの復元と分析を課題公募型二次分析研究会として行ってきた。その結果、戦後福祉国家形成期における福祉・教育・生活の様子が素描されると同時に、当時の別の統計資料との接合や、展開期の制度への目配り、世帯を対象としたデータを扱う方法の洗練など、こうした復元データの分析に特殊な課題も浮き彫りとなった。本年度は、こうした課題を引き受けつつ、これまでの分析をさらに進めて書籍の刊行とデータの寄託を行うことを目標とする。

具体的には、「京浜工業地帯調査」、「団地居住者生活者調査」、「福祉資金行政実態調査」、「高齢者生活実態調査」、「貧困層の形成（静岡）調査」そして「ボーダー・ライン層調査」の二次分析により戦後の福祉国家形成期の日本社会を描く総合的な研究成果をまとめる。また、「福祉資金行政実態調査」および「高齢者生活実態調査」のクリーニング作業を行い、公開可能なデータの寄託を目指す。この目標達成のために、2か月に1回程度の分析報告会を繰り返し実施し、書籍刊行に向けた研究会や、必要に応じて集中的なクリーニング・コーディング作業を行う。この作業のなかでは、作業補助を仰ぐことも予定している。このほか、当時の調査にかかわった研究者への聞き取り調査も予定している。これらの作業と分析報告を積み重ねていくことにより、復元データの二次分析からこそ新たに生み出される戦後社会像の析出を目指していきたい。

<活動の記録>

2019 年度

- ・ 2019/05/21 第 1 回研究会
- ・ 2019/06/29 第 2 回研究会
- ・ 2019/07/31 第 3 回研究会
- ・ 2019/10/22 第 4 回研究会
- ・ 2020/01/24 第 5 回研究会
- ・ 2020/03/03 成果報告会 (中止)

2020 年度

- ・ 2020/06/12 第 1 回研究会
- ・ 2020/07/29 第 2 回研究会
- ・ 2020/08/28 第 3 回研究会
- ・ 2020/10/09 第 4 回研究会
- ・ 2020/12/11 第 5 回研究会

2019 年度課題公募型二次分析研究会  
戦後福祉国家成立期の福祉・教育・生活をめぐる  
調査データの二次分析  
研究成果報告書

目次

はじめに.....	i
	石島健太郎
研究会の概要.....	ii
生活保護法審議過程の計量テキスト分析.....	1
	小山裕・坂井晃介
1960 年代前半の日本の貧困の布置構造.....	11
	相澤真一
戦後低所得世帯の子どもの高校進学をめぐる経済的，文化的環境.....	23
	太田昌志・白川優治
住宅からみた時宜適合的社会的投資の意義と限界.....	37
	佐藤和宏
福祉資金の利用にともなう恥の規定要因.....	58
	石島健太郎
街のなかの子育てと夫婦.....	73
	前田一步
年金制度未発達期における高齢者収入源.....	98
	嶋田竜太

# 生活保護法審議過程の計量テキスト分析

小山 裕・坂井晃介

(東洋大学) (東京大学)

本稿では 1946 年度から 1952 年度までの衆議院生活保護法案委員会および衆議院厚生委員会の議事録に対して構造トピックモデルを適用した分析が行われる。生活保護制度の成立過程をめぐる既存の研究においても、国会での議事録は、分析対象に含められてきたが、審議されるトピックの通時的な変遷には関心が寄せられてこなかった。分析の結果、重点的に論じられるトピックの推移は、その時々々の社会情勢に反応した結果というよりは、同時期に審議された他の法案や制度からの影響を受けていたことが明らかになった。生活保護制度をめぐる議論においては、全国民の代表としての議員が国民の声を拾い上げて議論を行うというよりも、質疑応答を通じて他の制度との関連を明確化するという立法機関が担う一つの役割が突出していたことを示唆する。

## 1 はじめに

1946 年 10 月から施行された旧生活保護法は、その第 1 条において「生活の保護を要する状態にある者の生活を、国が差別的又は優先的な取扱をなすことなく平等に保護」することを目的とすると定めた。この無差別平等原則は、国家責任、必要充足、公私分離といった他の原則と並んで、戦後日本の「公的扶助政策の基本理念として生き続けている」（菅沼 2005: 2）と評価されている。たしかに旧生活保護法は、第 2 条のいわゆる欠格条項において「能力があるにもかかわらず、勤労の意志のない者、勤労を怠る者その他生計の維持に努めない者」および「素行不良な者」を保護の対象から除外した。また無差別平等原則自体、アメリカ合衆国の占領統治の中で、敗戦後日本の限られた資源の等量配分という原則と非軍事化のための軍人優遇禁止という原則から生まれた（菅沼 2005: 260）。それでも旧生活保護法は、その前身である救護法が「65 歳以上の老衰者」、「13 歳以下の幼者」、「妊産婦」、「精神または身体の障害により労務を行うに故障ある者」といった特定の条件を満たした人々だけを保護の対象と定めていたことと比べると、より広い人々を一元的に包摂する道を開いた。

他方で、無差別平等原則は、いくつかの実務的な変化をもたらしたと考えられる。要保護者の実態把握のための調査カテゴリーの変化はその一つである（以下、小山 2015: 254-9）。1945 年 12 月に実施された要援護世帯生活実情調査では一般生活困窮者世帯と並んで戦災者世帯や復員軍人世帯や傷痍軍人世帯といった当時の状況を反映したカテゴリーが集計に使用されていた。しかし、旧生活保護法施行後に用いられるようになったのは、年齢や性別や稼働能力の有無や同居世帯員といった形式的な基準だけで構築可能なカテゴリーであった。非軍事化という意図をまとった無差別平等原則は、「なぜ保護を要するようになったの

か」という問い——それは「戦災のせいである」や「戦争で負傷したからである」といった答えを引き起こしうる——を排除し、「現在の状況はどうなっているか」という問いだけで作ることでできるカテゴリーを要請したのである。

しかしながら、調査結果の集計に使用されたこうしたカテゴリーは、被保護者や要保護者を認識し、分類するための一つのツールでしかない。生活保護制度に関わるアクターは、保護を要する人や世帯の典型例をそれぞれに想定しながら、制度の設計や正当化や運用を行っていた。たとえば、GHQ 公衆衛生福祉課が日本の福祉制度の再建に際して想定していたのは「生活困窮状態に陥っても、市民としての振る舞いをしうるような存在」という「政治的市民像」であった（菅沼 2005: 262）のに対し、衆議院議員の長谷川保は、生活保護法案委員会での審議の中で、旧生活保護法の対象が「戦争の犠牲者」であることを強調し、松谷天光は、戦争に加えて「資本主義制度機構の缺陷に因る犠牲者」という論点を提出した（菅沼 2004: 169 以下）。実のところ、先の調査を設計した人々でさえ自分たちが集計に用いたカテゴリーだけを使って現実を認識していたわけではないだろう。

要保護者や被保護者の典型がどのように想定されているかという問題は、実務的にも重要である。無差別平等といっても、制度の対象となるか否かの線引き基準が不要になるわけではない。個人ではなく世帯を単位とする日本の生活保護制度においては、いかなる世帯のどのような生活を「保護を要する生活」とであるとみなすかによって、保護の基準は大きく変化しうる（参照、岩永 2011）。また被保護者に対する不当なイメージが各種のメディアを通じて流布されるならば、無根拠な非難が惹起されることにもなりかねない。もちろん、旧生活保護法のような新たな制度は、その成立と実際の運用のさまざまな局面において、関与するアクター間での解釈の争いが生じる余地が常に存在する。そうした対立軸は、その時々々の社会状況の変化や他の制度の展開を多かれ少なかれ反映していると想定しうる。加えて、生活保護制度のどの面を注目するかも社会的な場に応じて異なりうる。たとえば学問上の争点と議会での争点が同一であるとは限らないし、それらを新聞が常に公平に報じるわけではない。また実際に被保護者と接する人々による観察がどこにも伝えられることなく忘却されていく可能性もある。

そこで本稿では、生活保護制度をめぐる解釈の分布とその変容を解明する作業の一環として、旧生活保護法から 1950 年 5 月の全面改正に至るまでの帝国議会および国会での議事録の分析を行う。さらに 1952 年度までの議事録も分析対象に含めることで全面改正直後の議論状況についても視野に入れることにしたい。新旧生活保護法をめぐる議会での議論は、既存の研究でもしばしば参照されてきたが（菅沼 2005: 163-74; 村田 2009: 106-9, 250-3）、そこで取り上げられる論点の通時的な分析はなされていない。特に女性政治家が審議過程において果たした積極的な役割は、ほとんど注目されてこなかった。本稿では、主に女性議員が積極的に取り上げたトピックが何であったかを特定するとともに、それらのトピックの変容がどのように変化したかを明らかにする。

## 2 データ

本稿が分析対象とするのは、1946年7月19日から同年8月15日にかけて開催された第90回帝国議会での衆議院生活保護法案委員会および1947年6月から1953年3月に開催された第1回から第15回までの国会での衆議院厚生委員会（厚生委員会公聴会や厚生委員会大蔵委員会連合審査会といった他の委員会との合同の会議を含む）の議事録である。データセットの作成に際しては、帝国議会会議録検索システム（<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>）と国会会議録検索システム（<https://kokkai.ndl.go.jp/>）を使用した。このうち生活保護法案委員会については実質的な発言のない第10号を除外した。同様に厚生委員会からは「生活保護法」を含む発言が3回以下の回を除外した。なお分析対象に含めた回には生活保護法を直接の議題としていないものも多い。そうした回で生活保護法に言及される理由としては、他の法案や制度との関連で言及される可能性と、全国民の代表としての議員が失業者の増加や労働運動の激化等の社会情勢の変化を踏まえて、生活保護制度の運用上の問題点を委員会での争点に挙げる可能性が考えられる。いずれの場合も政治の場における生活保護制度をめぐる解釈に含まれると判断した。

図1は、衆議院厚生委員会の開催回数および本稿が対象とする厚生委員会の開催回数の年度ごとの推移を示したものである。旧生活保護法が施行された翌1947年度は、開催された厚生委員会のおよそ4分の1程度で生活保護法に関する繰り返しの言及がなされていたが、1948年度では10%を切っている。続く1949年度と1950年度は、1950年3月から生活保護法改正の審議が始まったこともあり、生活保護法は、厚生委員会の主要トピックの一つとなっていたことがわかる。

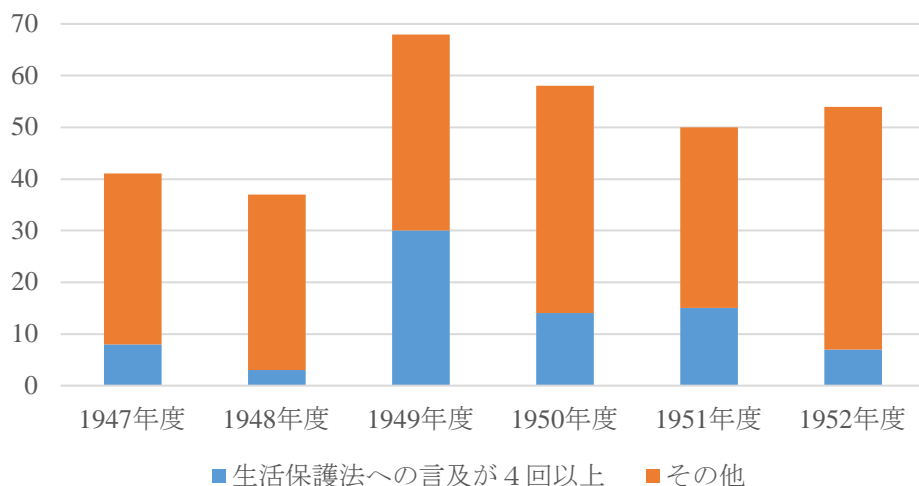


図1 第1回から第15回国会での衆議院厚生委員会の開催回数の推移

分析に際しては、委員長および委員長代理の発言は、発言者の指名等、会議の進行に関わ



るものがほとんどであるため、すべて除外した。また政治における解釈の分布とその変遷の解明という本稿の目的に照らして、狭義の政治的アクター（大臣、政府委員、その他の国会議員）以外の発言も分析対象から除外した。加えて、構造トピックモデルを適用するために、文字数が 50 字未満の発言も除外した。なお旧漢字は新漢字に変換した。その結果、最終的に 5,764 の発言が残った。発言者の属性の分布は表 1 と表 2 の通りである。

表 1 発言者の所属		表 2 発言者の性別	
政府	44.4%	男性	78.5%
保守政党	21.3%	女性	21.5%
革新政党	34.2%		

構造トピックモデルの適用は、石田（2017）を参考に、R の `stm` パッケージを用いて行った。まず RMeCab を用いて発言中に登場する名詞を抽出し、そこから「これら」「大変」「火曜日」など生活保護法をめぐるトピックとの関連が薄いと判断できる名詞を分析対象から除外した。最終的に分析に含めた名詞は 11,982 語である。トピック数は 20 に設定した。

### 3 結果

表 3 は、トピックごとの頻出上位語である（ラベルは便宜のために頻出語および典型的な発言から著者がつけた）。今回の分析では、生活保護法の規定や生活保護制度の運用に関わるものだけでなく（トピック 1, 12, 20, 特に医療扶助関連は 6, 9, 17, 予算は 14）、公衆衛生（2）、児童福祉（3）、医療保険（5）、軍人恩給（16）、優生保護法（19）、公債やといった他の社会保障制度や法律まで幅広いトピックが検出された。これら 20 のトピックのうち、この時期を通じて出現確率に変化がないと判断しうるのは、トピック 7 と 15 の 2 つだけであった（有意水準 0.05）。このことから生活保護法は、この時期の国会での議論において、その時々の問題と幅広く関連づけられながら言及されていたことがわかる。

その具体例として、本稿では、児童福祉（3）、失業・母子福祉（4）、優生保護法（19）に関連すると判断できる 3 つのトピックを取り上げてみよう。これら 3 つのトピックは、男性よりも女性政治家によって言及される傾向があるという共通点をもっており（表 4）、その意味で女性政治家から見た生活保護制度の問題点であると言えるだろう（反対に、男性の方が有意に言及される傾向のあるトピックは、トピック 5、トピック 10、トピック 13 の 3 つであった）。図 2 は、これら 3 つのトピックの出現確率の年度ごとの平均を示したものである。

表3 トピックの概要（議事録）

	ラベル	上位頻出語
1	生活保護法（条文）	規定, 条, 法律, 法, 改正, 看護, 請願
2	公衆衛生	予防, 結核, 衛生, 治療, 診断, 検査, 公衆
3	児童福祉	福祉, 児童, 地方, 施設, 事業, 補助, 負担
4	失業・母子福祉	失業, 母子, 子供, 職業, 未亡人, 寮, 問題
5	医療保険	保険, 健康, 負担, 国民, 医療, 診療, 料
6	医療扶助	病院, 医療, 療養, 患者, 国立, 結核, 施設
7	社会問題	調査, 募金, 報告, 問題, 処置, 事実, 事件
8	金融	資金, 住宅, 金融, 公債, 生業, 育英, 貸付
9	医療関連資格	医師, 医, 試験, 歯科, 行為, 師, あんま
10	配給	問題, 配給, 人口, 統制, 生産, 国民, 日本
11	民生委員	委員, 民生, 機関, 市町村, 長, 意見, 仕事
12	生活保護制度の運用	生活, 保護, 法, 扶助, 基準, 世帯, 現在
13	社会保障制度	社会, 制度, 問題, 保障, 法案, 審議, 国民
14	予算	予算, 費, 年度, 大体, 経費, 数字, 要求
15	厚生省の方針	委員, 問題, 厚生, 厚生省, 当局, 答弁, 質問
16	軍人恩給	遺族, 恩給, 援護, 問題, 年金, 国家, 法律
17	医療扶助	病院, 国立, 会計, 特別, 患者, 一般, 収入
18	戦争の影響	引揚, 日本, 援護, 適用, 復員, 特別, 家族
19	優生保護法	問題, 優生, 妊娠, 法, 人口, 災害, 調節
20	生活保護法（全般）	保護, 政府, 事業, 本法, 生活, 社会, 施設

表4 発言者の属性の影響

	トピック 3 児童福祉		トピック 4 失業・母子福祉		トピック 19 優生保護法	
男性ダミー	-0.019	**	-0.028	***	-0.016	**
政府ダミー	0.025	**	0.004		0.007	
保守ダミー	0.000		-0.002		0.047	***

数値は推定量. \*\*\*  $p < .001$ , \*\*  $p < .01$ , \*  $p < .05$ .

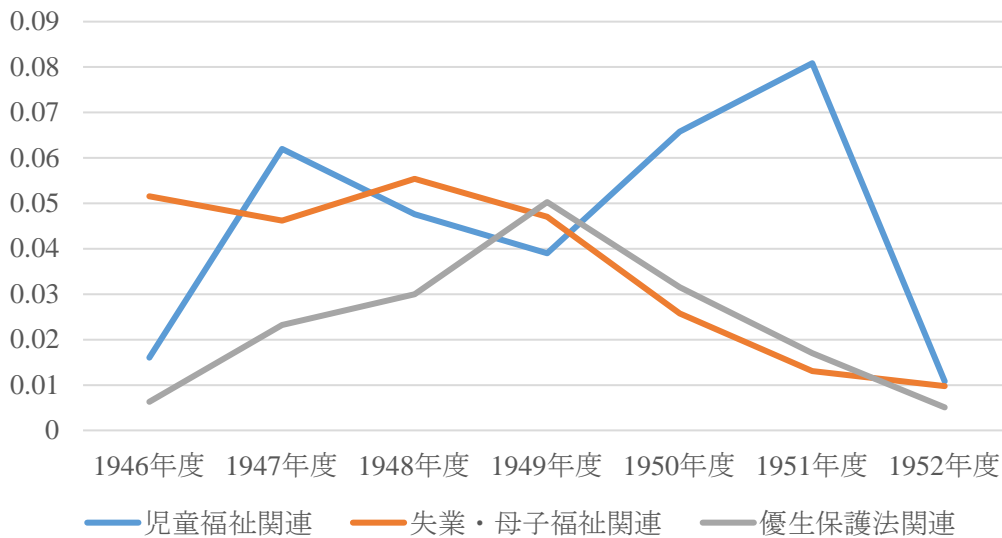


図2 トピックの出現確率（年度平均）の推移

児童福祉関連と見なしうるトピック3は、児童福祉法案が議論された1947年度、厚生委員会で児童福祉法の改正案と新生活保護法案が同時に審議されていた1950年度、社会福祉事業に共通する基本事項を定めることを目的とする社会福祉事業法が制定された1951年（制定時に法制化されていた社会福祉事業は生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の3法であった）に多く出現している<sup>1)</sup>。

トピック4は、「失業」や「職業」といった職業関連の名詞と「母子」や「子供」といった母子福祉に関連する名詞の出現確率が高くなっている。このトピックは、1946年度から49年度の時期に出現確率が高くなっており、その後は低下している。失業と母子福祉が一つのトピックとして検出されたという結果は、失業者世帯と母子世帯が生活保護法の審議過程において被保護者の典型例として想定されていたことと関連している<sup>2)</sup>。これらのトピックを含む発言の中には、失業と母子福祉のどちらか一方だけに言及するものも含まれているだろうが、分析結果は、2つの問題に同時に言及する発言の多さを反映したものとなっている。1949年から1950年にかけての時期は、ドッジ・ラインの影響による失業が増えた時期であるにもかかわらず、このトピックが生活保護法と関連づけて審議される割合は、必ずしも増加しなかったようである。

優生保護法を中心とするトピック19のピークは、1949年である。1948年に制定された優生保護法は、翌年にその一部が改正された。生活保護法との関連でもっとも重要な点は、人工妊娠中絶の適否に関する審査の申請条件の変更である。1948年では地区優生保護委員会の審査を必要とする人工妊娠中絶の対象者として「一 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患〔＝「遺伝性精神病」または「遺伝性精神薄弱」〕に罹っているもの」、「二分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるも

の」、「三 現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの」、「四 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの」の4つのカテゴリーが挙げられていた。1949年では上記の一が「一 本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの」に、上記二と三が「二 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害する虞れのあるもの」に変更された。つまり、母体の健康という身体的な理由に加えて、経済的理由による人工妊娠中絶が可能になった。提案者の参議院議員谷口弥三郎は、経済的理由を追加すべき理由を次のように述べている。

現在の優生保護法におきましては、優生学的又医学的及び倫理的見地からする人工妊娠中絶を認めていたのでありまして、経済的理由による人工妊娠中絶には触れていなかったのであります。然るに本法が実施されて以来経済的理由から人工妊娠中絶を認めよという要望が極めて強くありますので、これが要望に應えますことは、他面急激なる人口の増加を抑制するためにも必要であると認めまして、その運用の基準を生活保護法の適用線上に置く趣旨で、生計上困窮状態に陥る者を対象とすることといたしたいと存じておるのでございます。(1949年5月6日参議院厚生委員会(同内容で同年5月14日衆議院厚生委員会))

その後、優生保護法は、1952年にもその一部が改正され、経済的理由による人工妊娠中絶も本人と配偶者の同意があれば、指定医師の判断だけで人工妊娠中絶が行えるようになった。しかし、少なくともこの時期の衆議院厚生委員会では、このような手続きの簡素化が生活保護法との関連で論じられることはなかった。個々人の生活＝生命(life)を無差別平等に保護する制度とそれを選別する制度がそもそも共存しうるのか、共存しうるとすれば、それはいかにしてか、といった問いは、本来ならば、議会という公共空間において徹底的に討論されるべき事柄であったはずである。しかし、戦後復興期の衆議院厚生委員会という場で、そうした議論がなされることはなかった。

#### 4 結論

本稿では、1946年度から1952年度にかけての衆議院生活保護法案委員会および衆議院厚生委員会の議事録に構造トピックモデルを適用することで、審議過程におけるトピックの推移を明らかにした。抽出されたトピックの中でも女性政治家が多く言及する傾向のあるトピックに絞って検討した限りではあるが、国会での審議過程におけるトピックの推移は、基本的にはその時々々の社会情勢に反応するものというよりは、同時期に審議された他の法案や制度からの影響を強く受けていた。これは国会が立法機関であり、それゆえ、法律相互の関連性に強い関心をもつ審議機関であることを踏まえれば、当然の結果であるように見

える。その一方で、トピック4の推移に見られるように、国民が現実に置かれている境遇が国会での議論に十分に反映されていたとは必ずしも言えないように見える。国会は、「唯一の立法機関」（日本国憲法第41条）であると同時に「全国民を代表する選挙された議員」（日本国憲法第43条）からなる。生活保護法をめぐる国会での審議は、国会がもつこの2つの側面のうち、質疑応答を通じて他の制度との関連を明確化するという立法機関が担う一つの役割の方が突出していたといえる。

最後に、全国民の代表する議員からなる機関という側面が弱いという観察に対する傍証を一つだけ示しておこう。財団法人労働科学研究所が1952年に静岡県在住の被保護世帯を対象に実施した「被保護世帯についての生活調査」は、東京大学社会科学研究所の労働調査資料「No.55 貧困層の形成（静岡）調査」として調査原票1,000が残っている。この原票には、「保護を受けるようになった理由」が調査員によって記載されている。このテキストデータに構造トピックモデルを同様の手順で適用したところ、表5のようになった。このうち教育扶助を受給している37.2%の世帯に対する観察において有意に言及されているトピックが3つあり、上位頻出語はそれぞれ「戦死、夫、生活、収入、応召、実家、子供」（トピック2）、「夫、応召、生活、収入、終戦、復員、実家」（トピック7）、「夫、生計、子供、困難、死亡、生活、維持」（トピック10）であった。これらは、生活保護受給以前の生計維持者の死亡原因や就労が困難になった原因の違いを反映していると考えられる。いずれにせよ、当時の生活保護受給世帯にとっての子どもは、近い将来、世帯を支える労働力となることが期待された存在であり、教育は、戦争被害や失業や医療と並ぶ典型的なトピックの一つであった。それにもかかわらず、衆議院厚生委員会での議論では、子どもや学校教育が生活保護法との関連する一つのトピックとしては抽出されなかった。

このような実態調査と国会での議論の間に見られるズレは、他にも新聞などのメディアや学術システムにおける観察との間にも確認することができるかもしれない。その解明が次の課題となる。

表5 トピックの概要（静岡調査データ）

	ラベル	上位頻出語
1	夫の死亡（子なし）	生活, 困難, 世帯, 収入, 主, 夫, 死亡
2	夫の戦死	戦死, 夫, 生活, 収入, 応召, 実家, 子供
3	収入減（会社都合）	生活, 収入, 勤務, 夫, 工場, 会社, 扶助
4	農業	農業, 妻, 生活, 夫, 家族, 収入, 世帯
5	生活保護の申請	生活, 保護, 申請, 夫, 扶助, 法, 困窮
6	世帯主の就労困難	本人, 生活, 子供, 夫, 保護, 現在, 病弱
7	夫の復員後の困窮	夫, 応召, 生活, 収入, 終戦, 復員, 実家
8	兄の死亡による困窮	兄, 生活, 死亡, 本人, 妻, 子供, 家
9	夫の応召後の収入減	子供, 生活, 応召, 夫, 扶助, 現在, 収入
10	夫の死亡（子あり）	夫, 生計, 子供, 困難, 死亡, 生活, 維持
11	夫の病気	生活, 困窮, 夫, 病気, 収入, 仕事, 扶助
12	医療扶助	費, 医療, 生活, 扶助, 入院, 肺結核, 妻
13	親族の扶養	扶養, 生活, 扶助, 能力, 精神, 姉, 入院
14	収入減（本人都合）	収入, 仕事, 生活, 世帯, 主, 病弱, 困窮
15	親族からの援助なし	援助, 生活, 親戚, 夫, 扶助, 以来, 肺結核
16	夫の死亡	保護, 死亡, 主人, 申請, 妻, 子供, 生活
17	息子の死亡	長男, 生活, 死亡, 夫, 勤務, 嫁, 退職
18	内職の収入不足	生計, 生活, 内職, 収入, 労働, 妻, 夫
19	老齢	老齢, 生活, 稼働, 主, 家, 世帯, 保護
20	戦時疎開	収入, 東京, 夫, 生活, 妻子, 現在地, 終戦

[注]

- 1) ただし、トピックのもとで議論されている内容には若干の変化が見られる点には注意が必要である。児童福祉関連のトピックの場合、生活保護法の審議過程を通じて、生活保護と児童福祉の関係の根幹を問うものから、より技術的な問題を問うものへと内容上の変化が見られる。1947年度に開催された衆議院厚生委員会で、児童福祉関連のトピックの出現確率が高いのは、同年10月13日の会議である（平均出現確率は0.159）。ここでは政府が提出した児童福祉法に対して武田キヨや近藤鶴代といった女性議員が質問に立ち、児童福祉法と母子世帯の生活保護の関連や民生委員に占める女性の割合の低さを問題にしている。特に武田は、児童の保護がその母親の生活保障——特に幼子を抱えた未亡人の場合にはよりいっそう——と不可分であるという前提に立ち、児童福祉法案を批判している。これに対して、社会福祉事業法の制定にともなう生活保護法および身体障害者福祉法の一部改正が主な議題であった1951年5月21日の衆議院厚生委員会（平均出現確率は0.297）では、厚生官僚の木村忠二郎

による改正案の説明に対して、民主自由党の丸山直友と社会党の福田昌子が生活保護や児童福祉の実施に必要となる自治体の費用負担が大きすぎるなどの批判を展開している。

- 2) 他にも傷痍軍人や着の身着のまま引き揚げてきた人々も典型例として想定されていたが、このカテゴリーは、戦争の影響に関連するトピック 16 に振り分けられている。

#### 〔参考文献〕

石田基広，2020，『実践 R によるテキストマイニング』森北出版。

岩永理恵，2011，『生活保護は最低生活をどう構想したか』ミネルヴァ書房。

小山進次郎，1951，『生活保護法の解釈と運用』中央社会福祉協議会。

小山裕，2015，「戦争未亡人たちの戦後」橋本健二編『戦後日本社会の誕生』弘文堂，249-75。

村田隆史，2009，『生活保護法成立過程の研究』自治体研究社。

菅沼隆，2005，『被保護占領期社会福祉分析』ミネルヴァ書房。

#### 〔謝辞〕

二次分析にあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター SSJ データアーカイブから労働調査資料「No. 55 貧困層の形成（静岡）調査」の個票データの提供を受けました。

# 1960年代前半の日本の貧困の布置構造 —「ボーダー・ライン層」調査の復元二次分析から—

相澤 真一

(上智大学)

本論では、1961年に神奈川県で行われた「神奈川県民生基礎調査」を再分析することにより、高度経済成長前期に低収入層として専門家たちに注目された「ボーダー・ライン層」はいかなる貧困層だったのかに注目する。クロス集計と多重対応分析を行った結果、雇用社会化が進むなかで、高度経済成長前期に「脱出」の出てきた貧困、福祉に頼らなくとも「脱出」してきたように見えた貧困が見られた一方、当時から福祉に頼らざるを得なかった貧困に区分できる布置構造が明らかになった。

## 1. はじめに

本論では、1961年に神奈川県で行われた「神奈川県民生基礎調査」を再分析することにより、高度経済成長前期に低収入層として専門家たちに注目された「ボーダー・ライン層」はいかなる貧困層だったのかを明らかにする。

1960年代前半の「ボーダー・ライン層」という低所得世帯に着目することにより、その後、整えられていく社会福祉制度を構想した時点でのリアリティを捉えなおす。戦後直後から1960年頃までの日本では、戦争と戦後の混乱による国民生活の窮乏化によって、貧困調査への関心が高まっていた。例えば、当時、日本社会福祉学会が編集した『日本の貧困——ボーダー・ライン階層の研究』では、「戦後12年間の、いわゆる低所得階層に関する文献は、ぼう大な数にのぼる。殊に、最低賃金制や社会保険さらに社会福祉事業などの対策の面までの諸文献をふくめれば、おそらく1000を下らないであろう。」(一番ヶ瀬 1958: 94)と述べられており、「ボーダー・ライン層」という概念と研究が1952年から53年ごろに現れたことが指摘されている(一番ヶ瀬 1958: 95)。これは、1951年に発足した、現在の生活保護制度の整備とその境界線としての最低生活線である「ボーダー・ライン」をめぐる最低生活費の研究が進んだことによって生じてきた研究関心と言えよう。ここでいう「ボーダー・ライン」とは、「現にわれわれ国民の中には200万に及ぶ被保護者がいるわけだし、保護をうけていなくてもボーダー・ライン上にうごめく、食えない人々はこの何倍にも及ぶであろう」(厚生省「国民生活の概況」、一番ヶ瀬 1958: 104より再引用)という厚生省による表現にも見られるように、生活保護基準より上にはいるものの「食えない人々」というふうに概念上、捉えられる。

『戦後日本の労働調査』を構成する労働資料のなかでも、有数に現存状況の良い神奈川県民生部が1961年から5年かけて行った「神奈川県民生基礎調査」(通称: ボーダー・ライン層調査)は、このような「食えない人々」がどのような分布で、どのように存在するかが、



民生の基礎に当たると考えられて行われたものであった。当時の報告書の1頁目には、次のように、問題意識が述べられている。

民生行政の直接の対象となる低所得階層、低消費水準階層、ボーダー・ライン層、要保護階層等々については、その名称について統一がなされていない(中略)かりに、これらの階層を「低所得階層」と名づけるならば、この階層に所属する世帯には、社会福祉諸施策にたいする要求が顕在的また潜在的に存在しているであろうと考えられる。(中略)

この調査の目的の第一は、これらの階層に所属する世帯がどのような労働によって収入を得、どのような消費生活を行っているか、その実態を具体的に明らかにし、これらの世帯が必要としている社会福祉の基本を明らかにすることである。

ここに見られるように、「低所得階層」が民生行政の直接の対象であり、またそこにこそ「社会福祉諸施策にたいする要求が顕在的また潜在的に存在」しており、これが神奈川県で民生行政を考える上での基礎となるとして、61年に民生基礎調査が行われている。本章は、このような人々がどのような状態にいたのか、すなわち、ボーダー・ライン層の貧困はどのような貧困か、を、ポーガムの「統合された貧困」と「マージナルな貧困」の概念を援用しながら検討する。

## 2. 分析の理論枠組と調査の歴史的位置づけ

貧困の布置構造を理解するうえで、本章が参考にするのは、ポーガムの貧困の概念である。後で確認するように、この貧困概念が、戦後の日本の貧困を見る上でも極めて興味深い示唆を与えるからである。ポーガムは、著書『貧困の基本的形態』において、貧困を「統合された貧困」、「マージナルな貧困」、「降格する貧困」に分類する。この3類型は、概ね経済の発展段階に一致する。まず、経済の発展段階の未熟な段階においては、「統合された貧困」があると主張する。「統合された貧困」は、「貧困層はアンダークラスではなく、拡大した社会集団を形成する」ものであり、「スティグマ化」は弱い。それに対して、「マージナルな貧困」では、『貧者』としての社会的地位をもつ人々の数は多くないが、スティグマ化が強い」ものであり、「貧困が『社会的不適応者』として語られる」。すなわち、貧困者が周縁化されていく。

このような貧困の性質の違いに目を向けたとき、『日本の低所得層』など数多くの貧困に関する著作のある江口英一が『労働調査資料』の資料集を作成する際に、本調査資料の関係者に語った聞き取り資料において、次のような興味深い発言を残している。

ちょうど、われわれが調査にたずさわっていた頃は、昭和29年、30年、31年という

ことで、これは、社会保障なり、それをめぐる運動なり、その変り目に当たっていた。

(中略)

それというのは、それ以前、例えば、昭和 24, 5 年,あるいは、27, 8 年頃までを考えると、一方では「働らかせろ、喰わせろ」といいますか、そういうことで、運動が、貧困層を中心に――貧困層というのは、職安中心に集まった人々、失業者たちですが、――そういう層の生活を守るということで、組織労働者はそういう層を助けるという立場でした。(労働調査論研究会 1968: 194)

一見してわかるように、このような貧困はポーガムの分類でいえば「統合された貧困」に近いものである。すなわち、戦災で被害を受けた人々が拡大した社会集団を形成していた貧困である。ところが、江口は、その後、貧困層が変化していくことについて、次のように述べている。

一方、戦後まもなく、失対あるいは生活保護法、失業保険法というのができました。ことに生活保護法に関連していいますと、生活保護の基準をたてるために、家計調査が行なわれて、要するに、最低生活費を出そうということでした。籠山先生(籠山京のこと:筆者補)の『貧困と人間』(1953年 河出書房)という本がありますが、(中略)そこでえがかれている貧困層というのは、まじめだけれども喰えない。しかもぬすみもできないし、さればとて、組織的に活動しているわけでもない。個々ばらばらの、おとなしい、闘いということをしていない層が、えがかれている。それを頭において、最低生活費が、考えられていたんじゃないかと思うのです。要するに、戦争で、今まで中間層だったものや、労働者、特に中間層が転落して、今いったような孤立無援の状態に陥ってひっそりと暮らしているという人が考えられて、そしてそのための生活保護という考え方で追求されていたと思います。(労働調査論研究会 1968: 195)

すなわち、戦争で被害を受けて組織的に社会集団を形成していた貧困層に対して、貧困研究によって徐々に可視化されていくのは、「組織的に活動しているわけでもない。個々ばらばらの、おとなしい、闘いということをしていない層」であると述べる。その後、江口は、東大社研で行われてきた貧困調査の実施や再集計などに携わり、その後、実証面でも理論面でも結実した『日本の低所得層』を著していくことになる。このなかで、江口が注目してきたのは、貧困層の分布であるとともに、貧困への転落過程である。

ポーガムの枠組を、江口が捉えてきた戦後日本の貧困の姿と重ね合わせてみると、次のようにまとめられる。まず、「働らかせろ、喰わせろ」と運動するのは「統合された貧困」の典型的な形態として見るができる。労働調査資料においても「壕舎生活者調査」(労働調査資料 No.1)では、スティグマ化されておらず、むしろ戦争という混乱に巻き込まれて

貧困に陥った失業者や家を失った人たちの緊張感が感じ取れる調査票となっている。一方で、「孤立無援の状態に陥ってひっそりと暮らしているという人」は「マージナルな貧困」と典型的には捉えることができるだろう。ただし、「マージナルな貧困」はポーガムのまとめによれば、社会保護制度、最貧層にたいする最低所得保障（限定された最終手段）の一般化した後で起こると考えられている（Paugum 2013=2016: 120）。戦後日本の場合、生活保護制度が整えられてきたことをこのような「一般化」とみることができるかは、むしろ本論で検討していく材料と言える。

本論が対象とする 1960 年代初頭とは、生活への保護が必要な層への支給が行う生活保護制度が一定程度整備されてきた一方で、高度経済成長前期ともいえる状況において、まだ経済成長の恩恵が必ずしも受けられていないと認識される層が分厚く存在し、このような層が「ボーダー・ライン層」と捉えてきた。しかしながら、行政による保護の対象となっている生活保護の被保護世帯に比して、「ボーダー・ライン層」の生活状況は見えづらい。ここに、神奈川県民生部が東大社研の協力を得て、大規模な調査を実施する強い動機が存在した。この点について、神奈川県民生部長の桑名精二は報告書の中で述べている。

この種の調査は全国的にも未だ殆んど着手されておらず、仮りにあったとしても、その調査数が全体を推計し得る程の規模でなく、せいぜい実験学的域を出ない程度のものであります。（神奈川県民生部編 1962: 刊行によせて、 頁数記載無）

この当時の民生部長の認識が、日本社会福祉学会が持っていたような学術的な認識に対して、どこまで正確かはさておくにしても、次節の概要にも示す通り、第二次貧困層に類似する世帯について 1 万世帯以上に調査を実施したことの意義は統計手法の発達した現代から見てもきわめて大きいと言える。そしてこの意義を、当時の神奈川県民生部福祉課長・敦賀三嗣は、貧困調査の祖チャールズ・ブースと比較しながら、次のように評価している。

貧困者の調査と云えばすぐにチャールズ・ブースの行ったあの有名なロンドン・サーヴェーを思い出しますが、今回実施いたしました神奈川県民生基礎調査もその意気込みにおいては正しくロンドン調査に匹敵するものでありました。（神奈川県民生部編 1962: あとがき 頁数記載無）

では、このように当時の調査者たちが大いなる自負を持って論じている 1961 年の「神奈川県民生基礎調査」がどのような調査なのか、次の節では、その概要を検討しよう。

### 3. 神奈川県民生基礎調査（「ボーダー・ライン」層調査）の概要

神奈川県民生基礎調査（「ボーダー・ライン」層調査）は、1961 年 6 月に神奈川県全県に

て実施されている。ボーダー・ライン層を「現在辛じて生活しうるも一朝事故に遭遇する時は忽ち自活困難に陥る虞ある者」とした上で、「生活保護基準×1.1の世帯収入の世帯を下限」とし、「市町村民税の均等割だけを負担する世帯の収入水準の上限」とする操作的定義を行って、低所得世帯を推定している。上限をこのように定めた理由は、「この市町村民税の均等割のみを支払う人は、逆の面からみると所得税が免除になる限界水準にあたる世帯でもあるから、社会が認めている最低所得水準と考えてよいからである」と理由づけされている。具体的には、調査時点で、1人世帯の場合には月9,999円までが、5人世帯の場合では13,470円が、所得税が免除され、同時に市町村民税については均等割額のみ支払えばよいことになっている（神奈川県民生部 1962: 2）。当時の神奈川県内では、総世帯814,995世帯のうち、99,117世帯がこの層に相当すると推計された。ここから地域別に14,692世帯を抽出し、民生委員に割り当てて調査を実施している。そして、12,551世帯分から回収し、11,395世帯が分析対象となる。現存する調査票の数は後者の数にほぼ一致する。以上の数値から、集計可能な回収率を割り出すと81.1%となる。

本調査票原票について、東京大学社会科学研究所図書室の特別利用許可を得て、現存する個票すべての撮影を行いデジタル・データにした上で、2012年度末までに神奈川県のおよぼ東半分にあたる横浜市、川崎市、横須賀市、逗子市、大和市、三浦市の6市6,152票を入力した。

#### 図1 神奈川県民生基礎調査の調査票

主要な調査項目を挙げると、世帯構成、学歴、健康状態、低所得化素因、受けたことのある保護の種類、職業と収入、住居の問題、メディア接触、教育意識等の項目などが、他の「労

働調査資料」でも用いられてきた A3 で 1 枚に手際よくまとめられた調査票として、上記の図 1 のように詰め込まれており、世帯単位で調査が行われている。一方で、本調査の弱点を挙げるならば、第 1 に、職業内容の自由記述がなく、職業経歴の記述も簡略であるため、職業経歴における転落過程の把握がしづらい点がある。すなわち、社会階層・社会移動研究に連なるような職歴の分析には不向きである。第 2 に、生活状況の調査ではあるものの、具体的な生活費の調査項目がないため、ボーダー・ライン層を家計面から把握することが難しいことも弱点である。そのため、当初の県当局の意欲として、ブースのロンドン調査を意識しており、イギリスの貧困調査の影響は随所に見られるものの、19 世紀末から 20 世紀前半にかけて行われたラントリーのヨーク調査に見られるような詳細な生活費の分析は難しいという特徴がある。しかしながら、収入や家賃などの項目はあるため、第一次貧困と第二次貧困を見分ける分析は可能である。

以上を踏まえて、高度経済成長前期の産業化が著しい神奈川県において、「第二次貧困」とみることのできるボーダー・ライン層がどのような貧困であったかをクロス表と多重対応分析から検討する。

## 4. 分析結果

### 4.1 分析結果（1）「ボーダー・ライン層」についての記述統計

まず、本調査で得られたサンプルの収入分布を確認しよう。同年の対象市を合計した全国消費実態調査と分析してみると、明確に低収入層に偏ったサンプルとなっていることがわかる。

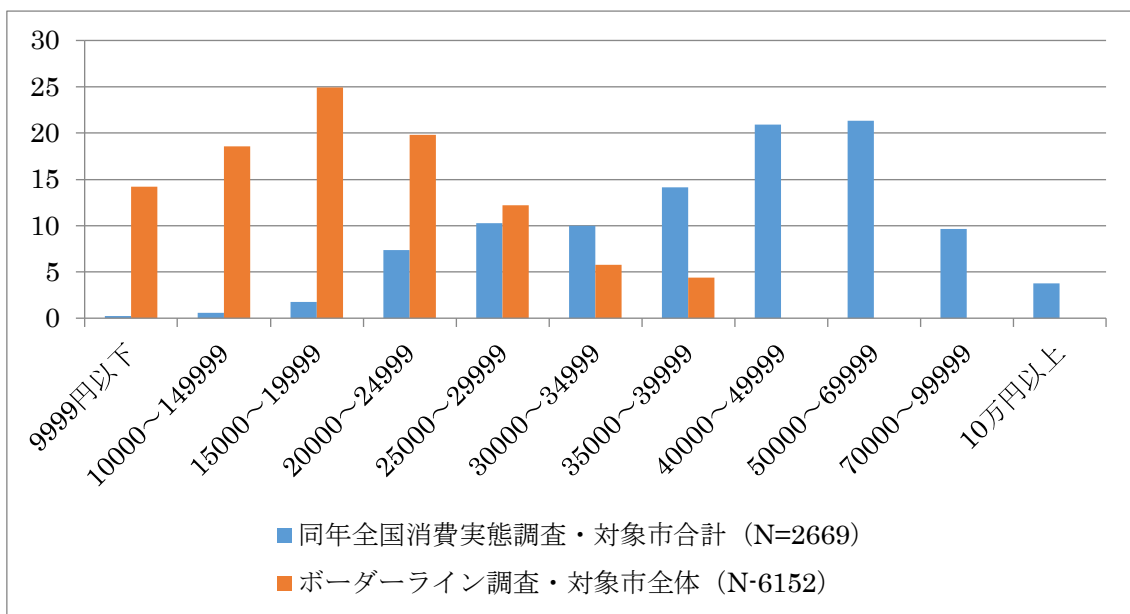


図 2 神奈川県民生基礎調査（再集計サンプル）の世帯収入分布（X 軸：円，Y 軸：当該人数の%）

また、世帯類型別に低所得化素因を見たのが次の図3である。

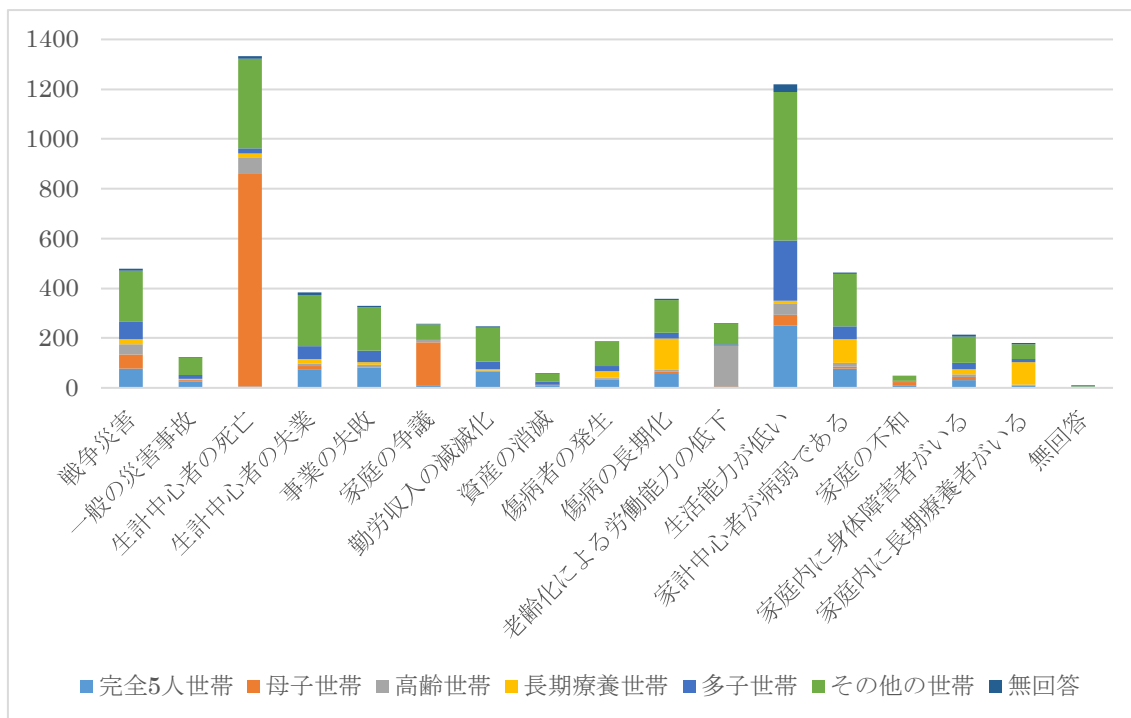


図3 世帯種類別の低所得化素因 (度数)

ここで集計に用いた「低所得化素因」は、本調査票で回答から集計されているものをそのまま使用する。この調査票の回答と本調査の報告書の数字や定義の間では齟齬が生じており（神奈川県民生部編:4-5）、調査票の回答に基づいた分類では、「その他の世帯」に分類された世帯が多い。「その他の世帯」と表現された世帯をさらに区分することにより、報告書の数字との一致を確認する作業が必要であるものの、今回の分析ではそのまま使用している。

図1と図2の結果を、他の数字と合わせていくと次のように読み解くことができる。本サンプルにおいて、賃金を得ている人々の平均値は男性で月額16,142円、女性で11,609円であった。今回の調査当時、1人世帯の場合には、9,999円までの収入については所得税が免除、住民税について5人世帯では13,470円までは、均等割額を支払う世帯（報告書2頁）として、本調査のサンプルに含まれていた世帯である。また、物価の変化を歴史的に検討した岩崎爾郎によると、中卒初任給7,500円、牛乳1本16円、映画の観覧料が1回140円であった（岩崎1982:205）。

表の掲載は割愛するが、男女と雇用形態で分けて分析すると、先の男性世帯主で月額16,142円という収入のうち、特に男性で常時雇用の場合には18,072円の収入があった。この額がボーダー・ライン層とカウントされるためには、相当子どもの数が多かったり、世帯

員に傷病や障がい者を抱えたりするような世帯であったはずであると見ることができる。一方で、女性の場合は常時雇用でも 10,078 円であった、基本的にどのような雇用形態であっても、女性世帯主の世帯では、世帯主の賃金所得だけでは、ボーダー・ライン層にならざるを得ない状況であったと見ることができる。このような性別による収入の違いは、生活保護受給経験にもはっきり違いがみられ、本サンプルにおける男性での生活保護経験は 30 歳代で 19%、40 歳代で 22.8% であるものが、女性では 30 歳代で 29.3%、40 歳代では 32.4% であった。

#### 4.2 分析結果(2) 「ボーダー・ライン層」の布置の対応分析結果

以上の基本的な分布を踏まえて、世帯の種類と「困っていること」のクロス表を、多重対応分析を行い、第一軸と第二軸をプロットすると次の図のようになる。

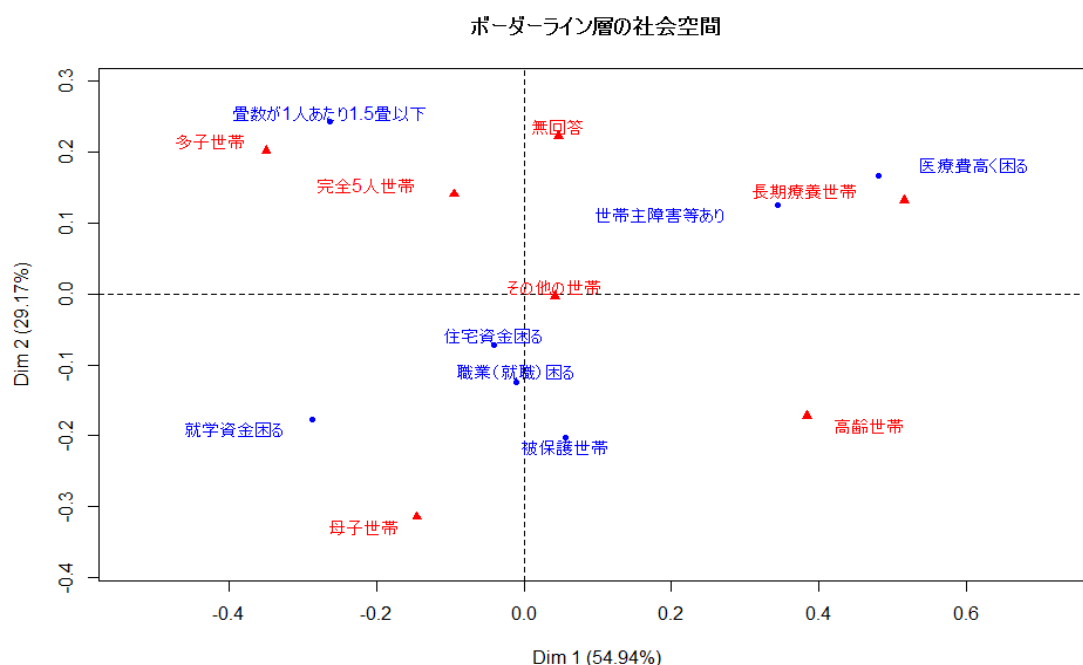


図 4 世帯類型と困りごとのクロス表から作成した多重対応分析の結果

図を詳しく見てみよう。まず、第一軸は、正から負の方向で貧困層からの脱出可能性がある」と解釈することができる。中心部に「住宅資金に困る」、「職業(就職)に困る」が位置づいており、どの世帯類型においても住宅資金と職業に困っている。さらに、第1に、分散説明率 54.94%の第一軸において、正の方向に「高齢世帯」、「長期療養世帯」、負の方向に「多子世帯」、「完全5人世帯」、「母子世帯」が並び、正の方向にある二つの世帯類型では、将来の収入増が見込めないのに対して、負の方向には、将来的に労働力が育てば、世帯の稼働力が上がる可能性が高い世帯が位置づいている。

また、分散説明率 29.17%の第二軸は、現時点での世帯人員数あるいは相対的な豊かさに

基づいて負から正の方向に配置されていると解釈できる。正の方向に「多子世帯」,「完全5人世帯」,「長期療養世帯」が並び、負の方向に「母子世帯」と「高齢世帯」が並んでいる。

「母子世帯」と「高齢世帯」に加えて「被保護世帯」や「職業（就職）に困っている」という回答が近くにプロットされている。このように世帯の人数が多く、結果的に現在の収入が高めの世帯が第二軸の正の側に、低めの世帯が負の側にプロットされていると解釈できる。

この結果の解釈を進めながら、各世帯の状況は、次のように読み解くことができる。まず、第一軸において負、第二軸において正の方向に位置づく「多子世帯」,「完全5人世帯」は、他の世帯類型から見れば、当時の収入も比較的高く、また、将来的な収入増も見込める世帯であった。開田奈穂美（2016）によれば、当時のボーダー・ライン層では必ずしも多くなかった「高校進学」にも比較的積極的であった層である。ただし、子どもを多く抱えていることもあり、住宅の広さが問題になった世帯でもあった。日本社会が発展途上であったがゆえに貧困が集まっていた世帯類型と見ることができる。

これに対して、第一軸において、「長期療養世帯」は今後の収入増が見込めない層と見ることができる。「世帯主障害等あり」や「医療費が高くて困る」が近くにプロットされており、医療費負担が低収入の要因となっていることがうかがえる。さらに第二軸において「負」の方向にあり、「多子世帯」,「完全5人世帯」とは対極にある「高齢世帯」では、第一軸に現れるように、今後の収入増が見込めないことに加えて、現在の収入が低い状況もうかがえる。他方、「母子世帯」については、子どもがいる点での今後の収入増の可能性は見られるものの、現時点での収入が低い「ボーダー・ライン層」であったと見ることができる。

#### 4.3 分析結果(3) 雇用社会化における収入の主観的認識

以上の世帯分類についての多重対応分析結果の解釈を部分的に支持する分析結果を提示しよう。本調査サンプルの世帯主の職業を分類したのが次の表1である。

表1 民生基礎調査世帯主の職業分布

	男性	男性内比率	女性	女性内比率
職員	494	13.8%	170	11.9%
店員	222	6.2%	130	9.1%
工員	1000	28.0%	288	20.2%
日雇	1070	30.0%	477	33.5%
非該当	771	21.6%	355	24.9%
全体	3567	100.0%	1426	100.0%

雇用形態と現金収入と合わせた設問となっているため、非該当は、自営業、無職、農業などが含まれると考えられる。この分類を踏まえて、職業別あるいは雇用形態別に最近収入が増えてきたかどうかについて尋ねたのが図5、図6である。



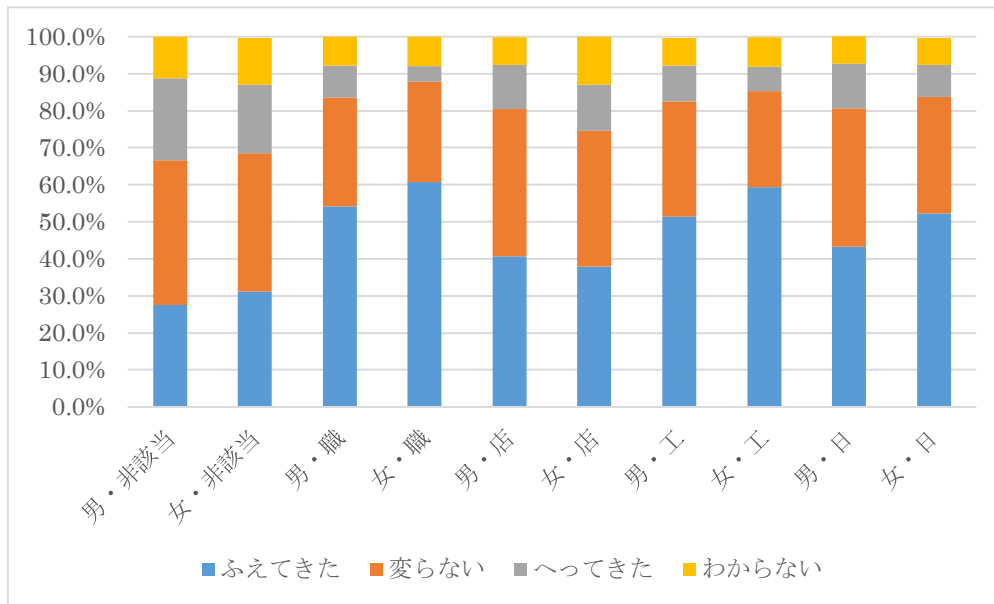


図5 性別・職種別にみる最近の収入の変化の実感

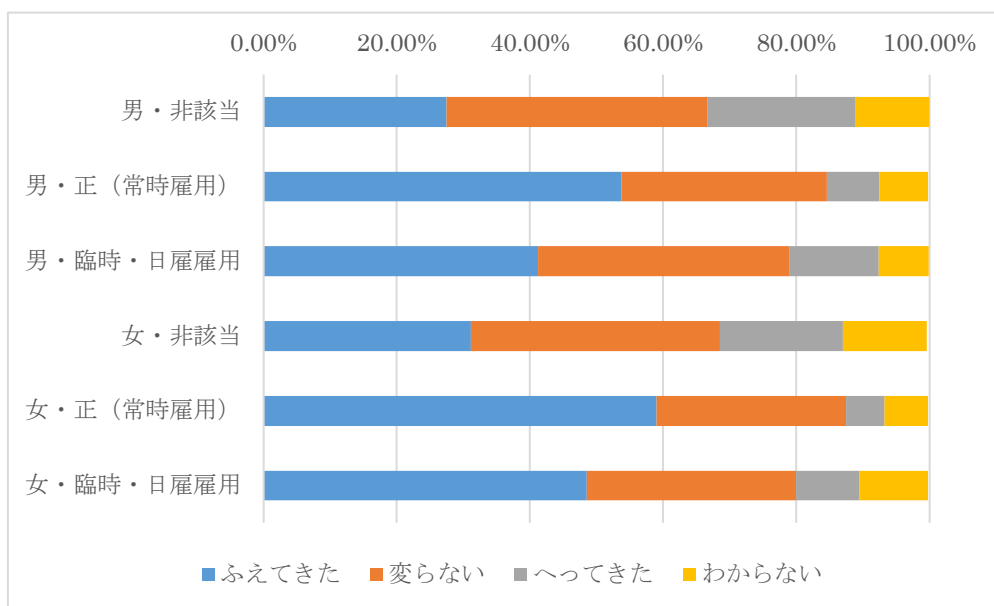


図6 性別・雇用形態別にみる最近の収入の変化の実感

まず、図5によれば、「ふえてきた」と答えているのは、男女問わず、職員、工員である。また、雇用形態別にみると、男女ともに、「常時雇用」「日雇雇用」「非該当」の順番で収入が増える実感がある人が多かったことわかる。高度経済成長期に年功序列賃金などの種々の雇用慣行が成立したり、変化してきたりしたことが後の研究で明らかになっている（例えば、小熊 2019）。この分析は、雇用社会のなかに入ることこそ、収入が増えるという主観的認識が成立してきた時代であった一端を示しているように見える。

## 5. 結果のまとめと考察・結論

本論で見てきた「神奈川県民生基礎調査」の対象サンプルとは、基本的に低収入の世帯である。まず、どの世帯類型においても住宅資金と職業に困っていた。しかし、その低収入による生活の困難さは若干世帯類型によって異なることが明らかになった。まず、多子世帯は本サンプルのなかで比較すれば収入は高く、また、教育費よりも住居の状況の方が問題と見ることができる。母子世帯は、現時点での稼働能力が多子世帯、完全5人世帯よりも低い点に大きな違いがあり、比較すると被保護経験が高く、また修学資金に困っている割合も高かった。長期療養者を抱えた長期療養世帯は医療費に困っており、非活動的な高齢世帯の貧困は、4.3のように、雇用されない世帯が収入面で追いつくことができなくなってきたことから問題が浮き彫りになりつつあった。

日本の高度経済成長における福祉国家化は、医療福祉や高齢者医療の点で大きく改善されていった。すなわち、図4の右側の象限に位置する貧困は、日本における福祉国家の充実によって救済される部分が多くなっていった。また、多子世帯で比較的収入のあった世帯は、雇用社会化と子どもの成長によって、貧困状況が改善されていった部分も大きい。

ただし、当時の認識としては、被雇用世帯の低収入が問題の一つであった。例えば、先述の神奈川県民生部長・桑名精二は、民生基礎調査の結果を踏まえて、「結局低所得者階層で働いていないというよりも、働いているけれども、収入が非常に少ない」としたうえで、年功制賃金に言及して、「低所得者になっている方々は、みんな途中で転向せざるを得ないような状態に立ち至って、それが原因して、45歳になっても最低賃金に等しいような給料しかもらえない。」と発言している（「おらが福祉行政の抱負 新春放談」『生活と福祉』82: 11）。

ただし、このように「働いているけれども、収入が非常に少ない」低所得層は、統合された貧困とマージナルな貧困というポーガムの観点から見た場合、低収入の原因が年功制の賃金制度に求められるように、本人たちの過失とは見られていない点で「マージナルな貧困」には至っていない可能性がある。むしろ、当時のボーダー・ライン層は、戦争による全体の貧困化からキャッチアップする過程で、一生懸命働いているけれども貧しい層がマジョリティであり、「統合された貧困」として社会的な層を形成していた可能性が高い。

もちろん、4.3の分析に見たように、既に常時雇用、特に（男性の）下層ホワイトカラー・グレーカラーと製造業の雇用者を中心に年功制賃金の順調な上昇の波が訪れつつあり、この層がボーダー・ライン層から脱出することにより、貧困が不可視化される状況は近づきつつあった。

働けば貧困から脱することができるというボーダー・ライン層の「最低所得保障」が整った後に貧困はマージナル化していくのであり、「マージナルな貧困」が可視化されるのは、高度経済成長がさらに進んだ段階と言えるかもしれない。また、そこで「マージナルな貧困」として日本で置き去りにされた問題こそが母子世帯の貧困であったことを2000年代の「子

どもの貧困の再発見」は伝えているとも言えよう（阿部 2008, 相澤ほか 2016）。

#### [付記]

本論の記述の一部は、『2012 年度 課題公募型二次分析研究会研究成果報告書 社会科学研究所所蔵「労働調査資料」の二次分析』所収の相澤真一「高度経済成長初期のボーダー・ライン層のライフスタイル」を基としている。

#### [謝辞]

二次分析にあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター SSJ データアーカイブから「ボーダー・ライン層調査」の個票データの提供を受けました。加えて、「労働調査資料」の特別利用をはじめ、東京大学社会科学研究所に全面的にご支援を頂いていることに、記して感謝申し上げます。

#### [参考文献]

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波書店.
- 相澤真一・土屋敦・小山裕・開田奈穂美・元森絵里子, 2016, 『子どもと貧困の戦後史』青弓社.
- 岩崎爾郎, 1982, 『物価の世相 100 年』読売新聞社.
- 開田奈穂美, 2016, 「貧困からの脱却と子どもの高校進学」相澤真一ほか『子どもと貧困の戦後史』青弓社, pp.105-131.
- 神奈川県民生部編, 1962, 『神奈川県における民生基礎調査報告書 昭和 36 年度』神奈川県民生部.
- 小熊英二, 2019, 『日本社会のしくみ——雇用・教育・福祉の歴史社会学』講談社.
- Paugam, Serge, 2013, *Les formes élémentaires de la pauvreté*, Paris: Presses Universitaires de France. (川野英二・中條健志訳, 2016, 『貧困の基本形態——社会的紐帯の社会学』新泉社.)
- 労働調査論研究会編, 1968, 『労働調査論研究会中間報告（其の二）——調査参加者と面接結果および手稿』労働調査論研究会.
- 労働調査論研究会編, 1970, 『戦後日本の労働調査』東京大学出版会.
- Rowntree, B. Seebohm B.S., 1922, *Poverty: A Study of Town Life*, London: Longmans. (長沼弘毅訳, 1975, 『貧乏研究』千城.)

# 戦後低所得世帯の子どもの高校進学をめぐる経済的、文化的環境

太田昌志・白川優治

(早稲田大学大学院) (千葉大学)

1950年代後半の日本における、低所得層の子どもの高校進学をめぐる、経済的、文化的背景を検討する。第一に、「神奈川県における民生基礎調査（ボーダー・ライン層調査），1961」を用いて、低所得層の子どもの高校進学に対する経済的、文化的要因を検討する。低所得層の高校進学率は低く、子どもの高校進学機会が大きく制約されている。とくに、経済的資源の不足、家事労働要員の不足、母親が中等教育卒未満である際に子どもの高校進学が制約されている。第二に、「福祉資金行政実態調査，1962」を用いて、福祉資金による、低所得層の高校進学の経済的支援の状況を検討する。福祉資金の貸与額は高校進学に十分な額ではなかったが、利用者の大多数は順調に高校を卒業しており、卒業後の貸与金の返済も順調である。高校進学が拡大する中で、福祉資金による修学資金の貸与制度は低所得層の進学の下支えをした制度であった。

## 1 目的

本稿の目的は、1950年代後半の日本における、低所得層の子どもの高校進学をめぐる、経済的、文化的背景を検討することである。

戦後の新制高校の設置以降、その進学率は上昇を続け、高校への進学は一般的なこととなった。文部科学省の学校基本調査によると、1950年に42.5%（男子48.0%、女子36.7%）であった高校進学率は、1960年に57.7%（男子59.6%、女子55.9%）、1970年に82.1%（男子81.6%、女子82.7%）となり、1975年には男女ともに90%以上が進学するようになった。

それでは、社会全体の教育拡大の中で、経済的に不利な層はどのようにその拡大に乗っていった、あるいは取りこぼされていったのだろうか。

戦後日本の低所得世帯にとって、教育は経済生活にとって二重の意味がある（開田 2016）。第一に、教育を受けることで子どもの所得が向上する、将来の貧困からの脱却の「エンジン」の意味である。第二に、現在の教育費の支払い、現時点での稼ぎ手や家事要員を得られないという「重荷」の意味である。

本稿が対象とする1950年代後半は、小中学校への通学が「重荷」として扱われ、長期欠席が問題化していた時期は脱し始めている（加藤 2012）。しかし、高校教育については依然として重荷としての側面もあると考えられる。開田（2016）は、進学に関する意識からこの問題に迫っているものの、実際の進学行動が個人や世帯の属性によってどのように異なるかは明らかになっていない。

そこで本稿では、「重荷」としての影響が大きい低所得世帯の経済的、文化的背景の異質性によって、進学する／進学せずにはたらくはどのように選択されていたかを検討する。さらに、高校進学後の経済的状況の実態を検討する。

## 2 方法

### 2.1 使用するデータ

本稿で使用するデータは、以下の2つである。第一に、「神奈川県における民生基礎調査（ボーダー・ライン層調査）、1961」（以下、ボーダー・ライン層調査）のうち、東側の復元データである。ボーダー・ライン層調査は、神奈川県民生部が実施した調査であり、民生委員が生活相談を受けた世帯から低所得世帯を任意に選定して調査対象としている。

本稿では、各世帯員の学歴について記された世帯表を long 変換して用いる。年齢が 16-20 歳で続柄が子どもの世帯員のうち、分析に使用する変数に欠損のない 3,082 人の子ども（2,271 世帯）を分析対象とする。

第二に、神奈川県民生部が 1962 年に実施した『昭和 37 年度福祉資金行政実態調査報告』（以下、「福祉資金調査」）における「修学資金」の項目データを用いる。前述のボーダー・ライン調査とほぼ同時期に、類似の経済的背景をもつ対象に実施された調査である。この調査は、母子福祉資金と世帯更生資金の効果を明らかにするために行われたものである。その調査対象は、母子福祉資金を受けている母子世帯と世帯更生資金を受けている世帯である。世帯更生資金の対象は、「世帯更生運動の対象世帯として担当民生委員の指導と援助を受け、適切な計画の下に資金の貸付けを受けることによって独立自活が認められる世帯であって必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの」であり、いわゆる「低世帯所得」とされている（神奈川県民生部 1963）。この調査は、これらの世帯のうち、1956 年から 1960 年までの 5 年間に神奈川県において母子福祉資金制度の事業開始・継続・生業・修学・住宅資金、世帯更生資金の生業・療養・住宅の各資金を借り受けた 5,432 世帯を対象に実施されたものである。本稿では、この調査の残存個票をデータ化したデータセット（4,281 件）を用いて、母子福祉資金において修学資金の回答データを用いる。分析対象数は、高校時に福祉資金を利用した 715 件である。

### 2.2 使用する変数

ボーダー・ライン層調査において使用する変数は、次のものである。

従属変数には、子どもの高校進学状況を用いる。該当の年齢の子どもの進学状況から、高校に進学している（在学または卒業の）場合を 1、進学していない（中退を含む）場合を 0 とした。

独立変数には、世帯の属性に関する変数と、子ども個人の属性に関する変数がある。

世帯の属性に関する変数は、世帯の構造（ふたり親か、母子世帯か、父子世帯か）、子ど

もの人数、世帯主の仕事、世帯の総収入、父学歴（中等教育卒以上か中等教育卒未満か）、母学歴（中等教育卒以上か中等教育卒未満か）を用いる<sup>1)</sup>。

子ども個人の属性に関する変数は、子どもの性別、子どもの年齢順がある。また、年による進学状況のばらつきをコントロールするため、子どもの年齢をダミー変数として統制している。

加えて、世帯による教育意識の高さの変数として、勉強机の有無を用いる。これは、子どもが高校に進学するよりも前の時点での世帯による子どもの教育への投資と考えられる。通塾がある程度一般化するよりも前の時点において、また低所得世帯という本稿の分析対象の特徴からみて、このような位置づけが可能である。

なお、分析データセットは主に世帯表から作成している。このため、世帯外の世帯員の存在は捕捉されず、その家庭における実態と異なっている可能性があることには注意が必要である。たとえば、世帯構造が母子世帯である世帯には実際には父が別居している場合や、世帯外に存在する子どもの存在によって子ども人数や子ども年齢順が実際と異なる場合がありうる。

### 2.3 福祉資金調査の使用する変数

他方、「福祉資金調査」については、1) 同資金がどの程度の学費をカバーできていたのか、2) 奨学金を受けて高校に進学したことで支障なく学業を遂行できたか、3) 学業を終えたのちに世帯収入が安定したかどうか、の3つの課題のデータを用いて確認する。このことを検証するために調査項目の中から、1) については「資金の使途」「学費はこの資金で足りたか」「不足の理由」「不足分の処理方法」、2) については「修学状況」「遅れた理由」、3) については「就職したか」「返済の実際」「返済の見通し」の項目を用いる。これらの項目の再分析を行うことで、福祉資金を用いた低所得層である母子家庭における高校進学の実態を見ていく。

## 3 ボーダー・ライン層調査の分析

### 3.1 記述的分析

本節では、ボーダー・ライン層調査を用いて、高校進学への選択に対する経済的、文化的背景の影響を検討する。はじめに、度数分布によって低所得世帯の進学状況を確認する。表1は、子どもの高校進学への度数分布である。

分析データセット内の高校進学者は25.6%である。学校基本調査による、同時期の全国の高校進学率が51.3%（1956）～57.7%（1960）であることと比べて、本稿の分析対象である低所得世帯の高校進学率は大幅に低い。

表1 子どもの高校進学の数分布

	Freq	Percent
進学している	788	25.6%
進学していない	2,294	74.4%
Total	3,082	100.0%

次に、クロス集計によって世帯や子どもの属性の影響を検討する。表2は、世帯の属性と子どもの高校進学に関連を示している。

子どもの高校進学と世帯構造の関連をみると、ふたり親世帯や母子世帯と比べて、父子世帯は高校に進学する子どもの割合が低い。このことは、ボーダー・ライン層調査の教育意識に関する項目を分析から「低所得者層では、父親つまり男性世帯主の不在よりも、むしろ母親の不在のほうが、子どもの進学を阻む要因になっていることを示唆している」(開田 2016, p.124) という指摘とも一致する。このことは、「家庭内での家事労働要員が早急に必要」(開田 2016, p.124) という事情によって生じていると考えられる。

次に子どもの人数との関連をみると、子ども人数が多いほど、高校に進学する割合は低い。子ども数が多い世帯において、世帯の資源の子ども一人あたりの取り分が少なくなっていることがみてとれる。

世帯主の仕事との関連をみると、世帯主の仕事によって子どもの高校進学にはほとんど違いはない。

世帯の総収入との関連をみると、収入が多い世帯と収入が少ない世帯において、子どもの高校進学の割合が高く、中央に位置する 15,000-19,999 円の世帯においてもっとも高校進学の割合が低い。これは、世帯の収入が低所得世帯の中でも相対的に多いために子どもの進学をさせやすい世帯と、子どもが進学しないことによって世帯の収入が少なくなっている世帯の両方が存在していると考えられる。

親の学歴の影響をみると、父が中等教育卒未満であるよりも、また母が中等教育卒未満であるよりも、中等教育卒以上である方が子どもの高校進学の割合が大きい。また、このような親の学歴による差は他の変数と比べてもっとも大きく、とりわけ母親の学歴が中等教育卒以上である場合は、学校基本調査による全国値よりも高い進学率となっている。

表 2 子どもの高校進学と世帯属性のクロス集計

子どもの高校進学			
	進学	非進学	Total
<b>世帯構造</b>			
ふたり親世帯	25.7%	74.3%	1,755
母子世帯	26.5%	73.5%	1,196
父子世帯	15.3%	84.7%	131
chi2(2) = 7.87 *			
<b>子ども人数</b>			
1人	36.2%	63.8%	177
2人	32.3%	67.7%	461
3人	28.3%	71.7%	794
4人以上	21.2%	78.8%	1,650
chi2(3) = 41.13 **			
<b>世帯主の仕事</b>			
自営	26.5%	73.5%	486
雇用	25.4%	74.6%	1,814
内職・無職・不明	25.4%	74.6%	782
chi2(2) = 0.29			
<b>世帯の総収入</b>			
0-9,999円	31.7%	68.3%	101
10,000-14,999円	26.1%	73.9%	348
15,000-19,999円	21.8%	78.2%	656
20,000-24,999円	23.1%	76.9%	675
25,000-円	28.1%	71.9%	1,302
chi2(4) = 13.51 **			
<b>父高校進学</b>			
父不在	26.5%	73.5%	1,196
高卒未満	21.2%	78.8%	1,616
高卒以上	47.4%	52.6%	270
chi2(2) = 84.24 **			
<b>母高校進学</b>			
不在父母	15.3%	84.7%	131
高卒未満	21.1%	78.9%	2,582
高卒以上	60.7%	39.3%	369
chi2(2) = 274.15 **			

+ p<0.10 \* p<0.05 \*\* p<0.01

次に、子どもの属性と子どもの高校進学の間接を表3によってみる。

子どもの性別と高校進学の間接をみると、男性の方が女性よりも高校進学率が高い。これ



は全国的な傾向とも重なる。また、父子世帯とふたり親世帯、母子世帯の差にみられたように、低所得層において「家庭内での家事労働要員が早急に必要」（開田 2016, p.124）という背景も、女性の高校進学を阻んでいると考えられる。

子どもの年齢順との関連をみると、3人目以降の高校進学の割合がもっとも高く、ついで1人目、2人目の順である。3人目以降において高校進学の割合が高いのは、教育拡大の過程の時期にあたるため、世代による差が子どもの年齢順の差として観察されている可能性と、家庭内の選択的投資が年齢順の低い子どもに対して行われている可能性が考えられる。

子どもの年齢については、わずかに19歳において高校進学の割合が低いものの、大きな影響は見られない。

表3 子どもの高校進学と子ども属性のクロス集計

	子どもの高校進学		
	進学	非進学	Total
<b>子どもの性別</b>			
男性	28.8%	71.2%	1,540
女性	22.3%	77.7%	1,542
chi2(1) = 17.22 **			
<b>子どもの年齢順</b>			
1人目	25.9%	74.1%	1,661
2人目	22.5%	77.5%	967
3人目以降	30.6%	69.4%	454
chi2(2) = 10.85 **			
<b>子どもの年齢</b>			
16歳	27.4%	72.6%	675
17歳	27.0%	73.0%	729
18歳	25.5%	74.5%	670
19歳	21.3%	78.7%	554
20歳	25.8%	74.2%	454
chi2(4) = 7.33			

記述的分析の最後に、世帯の勉強机の有無と子どもの高校進学の関連を表4によって示す。

世帯の勉強机の有無と子どもの高校進学の関連をみると、勉強机がある方が、ないよりも高校進学の割合が高い。子どもの教育に対する意識の高さや投資行動が、子どもの高校進学と関連していると考えられる。

表 4 子どもの高校進学と勉強机有無のクロス集計

	子どもの高校進学		Total
	進学	非進学	
勉強机の有無			
なし	15.2%	84.8%	1,170
あり	31.9%	68.1%	1,912
chi2(1) = 106.24 **			

### 3.2 多変量解析

上記の記述的分析でみられた結果が、他の変数の影響をコントロールしてもみられるかを多変量解析によって検討する。表 5 は、子どもの高校進学のリジットモデルの結果を示している。なお、標準誤差の計算にあたって世帯によるクラスタリングを考慮している。

Model1 は、世帯属性と子ども属性を独立変数としたリジットモデルである。Model1 の結果をみると、他の変数の影響を統制した上で、子ども人数、世帯の総収入、父学歴、母学歴、子ども性別、子どもの年齢順の有意な効果がみられる。中でも効果が大きいのは、母親の学歴であり、母親が中等教育卒未満であるのと比べて、中等教育卒以上であると、子どもは約 4.9 倍高校に進学しやすくなる。

続いて Model2 は、Model1 に勉強机の有無を追加したモデルである。Model2 の結果をみると、Model1 と比べて、以下 2 点の結果が異なっている。第 1 に、世帯収入の係数に変化があり、世帯の総収入が 0~9,999 円の場合の係数が有意となっている。世帯収入が 0~9,999 円の世帯は勉強机がある割合が低いためにこのような効果の増幅が生じている。第 2 に、母学歴の係数に変化があり、母が中等教育卒以上である場合の効果が減少している。KHB 法を用いて媒介効果を検討すると<sup>2)</sup>、母親の学歴の効果のうち、10.9%が勉強机の有無によって媒介されている。しかし、依然として母学歴の効果は大きく、勉強机の効果を統制してもなお、母親が中等教育卒未満であるのと比べて、中等教育卒以上であると、子どもは約 4.3 倍高校に進学しやすくなる。

上記のように、子どもの高校進学に最も影響があるのは母学歴である。また、世帯構造において母子世帯はふたり親世帯と高校進学のしやすさに大きな差はなく、わずかに母子世帯の方が高い。このことは、中等教育卒の母親は、元々中程度の世帯を形成していたが、戦争災害等のために夫（子どもの父親）を失ったためにボーダー・ライン層になったという可能性を示唆している。仮にそうであるならば、母学歴と世帯構造の間に交互作用がみられ、母子世帯の母中等教育卒の場合に子どもの高校進学しやすさがより高くなると考えられる。

これを検討したのが Model3 である。実際には、世帯構造と母学歴の交互作用は有意ではない。Model3 の世帯構造、母学歴による予測確率を図示した図 1 からも、母子家庭かふた

り親家庭かによって母学歴の効果はほぼ変わらないことが確認できる。

表5 子どもの高校進学のリジットモデル

	Model1		Model2		Model3	
	B	OR	B	OR	B	OR
世帯構造(基準: 父子家庭)						
ふたり親世帯	0.402 (0.329)	1.495 (0.491)	0.398 (0.326)	1.489 (0.486)	0.408 (0.327)	1.503 (0.492)
母子世帯	0.455 (0.329)	1.576 (0.519)	0.424 (0.327)	1.528 (0.500)	0.414 (0.328)	1.514 (0.496)
子ども人数(基準: 4人以上)						
1人	0.978** (0.212)	2.660** (0.564)	0.952** (0.216)	2.591** (0.559)	0.953** (0.216)	2.593** (0.561)
2人	0.779** (0.145)	2.180** (0.317)	0.763** (0.149)	2.146** (0.319)	0.764** (0.149)	2.147** (0.319)
3人	0.493** (0.126)	1.637** (0.207)	0.473** (0.128)	1.605** (0.206)	0.474** (0.128)	1.607** (0.206)
世帯主の仕事(基準: 雇用)						
自営	0.225 (0.148)	1.253 (0.185)	0.151 (0.149)	1.163 (0.173)	0.153 (0.149)	1.165 (0.173)
内職・無職・不明	0.019 (0.124)	1.019 (0.126)	-0.001 (0.126)	0.999 (0.125)	-0.000 (0.126)	1.000 (0.126)
世帯の総収入(基準: 15,000~19,999円)						
0~9,999円	0.432 (0.274)	1.540 (0.422)	0.666* (0.281)	1.946* (0.547)	0.670* (0.282)	1.954* (0.551)
10,000~14,999円	0.187 (0.170)	1.205 (0.205)	0.269 (0.174)	1.308 (0.228)	0.271 (0.175)	1.311 (0.229)
20,000~24,999円	0.188 (0.154)	1.207 (0.186)	0.182 (0.157)	1.200 (0.189)	0.183 (0.158)	1.201 (0.189)
25,000円~	0.526** (0.150)	1.693** (0.254)	0.483** (0.153)	1.622** (0.249)	0.484** (0.153)	1.623** (0.249)
父学歴(基準: 中等教育卒未満・不在)						
中等教育卒	0.435* (0.184)	1.545* (0.284)	0.445* (0.190)	1.561* (0.297)	0.489* (0.206)	1.630* (0.336)
母学歴(基準: 中等教育卒未満・不在)						
中等教育卒	1.585** (0.152)	4.877** (0.742)	1.451** (0.156)	4.268** (0.666)	1.524** (0.213)	4.591** (0.979)
勉強機の有無(基準: なし)						
あり			0.813** (0.113)	2.255** (0.254)	0.813** (0.113)	2.255** (0.254)
世帯構造×母学歴						
母子世帯×中等教育卒					-0.159 (0.308)	0.853 (0.263)
子ども性別(基準: 女性)						
男性	0.402** (0.091)	1.495** (0.135)	0.405** (0.091)	1.499** (0.137)	0.404** (0.091)	1.498** (0.137)
子どもの年齢順(基準: 2人目)						
1人目	0.154 (0.102)	1.166 (0.119)	0.140 (0.103)	1.150 (0.119)	0.140 (0.103)	1.151 (0.119)
3人目	0.538** (0.133)	1.712** (0.228)	0.550** (0.133)	1.733** (0.230)	0.547** (0.133)	1.727** (0.230)
子どもの年齢(基準: 16歳)						
17歳	-0.025 (0.129)	0.975 (0.126)	-0.003 (0.130)	0.997 (0.130)	-0.004 (0.131)	0.996 (0.130)
18歳	-0.063 (0.129)	0.939 (0.121)	-0.043 (0.131)	0.958 (0.125)	-0.044 (0.131)	0.957 (0.125)
19歳	-0.301* (0.147)	0.740* (0.109)	-0.240 (0.149)	0.787 (0.117)	-0.241 (0.149)	0.786 (0.117)
20歳	-0.109 (0.149)	0.897 (0.133)	-0.058 (0.151)	0.943 (0.142)	-0.060 (0.151)	0.942 (0.142)
(定数)	-2.721** (0.361)		-3.230** (0.366)		-3.235** (0.366)	
N	3082		3082		3082	
McFadden R2	0.098		0.118		0.118	
Coxand Snell R2	0.105		0.125		0.125	
Nagelkerke R2	0.155		0.184		0.184	
LL	-1580.538		-1546.147		-1545.969	
chi2	266.439		304.756		305.507	
p	**		**		**	

( )は世帯によるクラスタリングを考慮したRobust SE

+ p<0.10 \* p<0.05 \*\* p<0.01

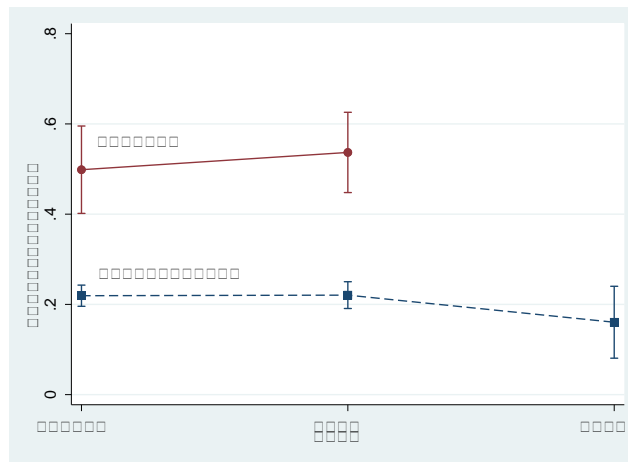


図1 世帯構造，母学歴による子どもの高校進学予測確率

#### 4 福祉資金調査を用いた分析

##### 4.1 学費負担と福祉資金の意義

本節では，福祉資金調査を用いて，高校進学後の経済的状況の実態と，それに対する福祉資金の貸与の影響を検討する。

まず，福祉資金の貸与を受けることで学費負担がカバーできることができたのかを確認する。この福祉資金における修学資金の貸付は，高校在学者に対して，月1000円（1958年までは700えん）を6ヶ月の措置期間として無利子貸与するものであり，償還期間は20年とされていた。なお，当時の公立高校の授業料は，月額600円である。このことを前提に，まず，1950年代後半の低所得層にとっての高校の授業料の負担状況を確認するために，福祉資金で足りたかどうかを確認する。その結果を示したものが表6である。修学資金の利用者の86.9%が「不足」としており，十分な支援ではなかったことがわかる。この背景と対応を見るために，表7はこの資金の利用用途を示したものであり，表8と表9は不足の理由を示した結果を，表10は不足に対する対処法を示したものである。表7から福祉資金を学校の授業料（月謝）として用いられており，表8・表9からは，「学費の高さ」が不足の理由となっていることがわかる。特に，表9から生活費と学費のどちらの高さが負担になっているかをみると，「学費」の高さが要因となっていることが確認できる。そして，表10から，不足に対してどのように対処しているかをみると，「家計から」が57.6%である一方で，「アルバイト」は2割程度（19.4%），「借金」は1割未満（6.0%）となっており，修学資金での不足を家計の工夫によって学費を工面していたことがわかる。

表 6 福祉資金（修学資金）で学費が足りたかどうか（高校）

	度数	%
足りた	88	12.3
不足	621	86.9
無回答	6	0.8
合計	715	100

表 7 福祉資金の利用使徒

	月謝		月謝以外の学費		それ以外の本人の出費		その他	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
該当しない	24	3.4	429	60.0	607	84.9	615	86.0
該当する	599	83.8	194	27.1	16	2.2	8	1.1
無回答	92	12.9	92	12.9	92	12.9	92	12.9
合計	715	100.00	715	100.0	715	100.00	715	100.0

表 8 不足の理由

	学費が高い		生活費が高い		その他	
	度数	%	度数	%	度数	%
該当しない	228	31.9	347	48.5	451	63.1
該当する	314	43.9	195	27.3	91	12.7
無回答	82	11.5	82	11.5	82	11.5
非該当	91	12.7	91	12.7	91	12.7
合計	715	100.0	715	100.0	715	100.0

表 9 不足の理由

		生活費が高い				合計	
		該当しない		該当する			
学費が高い	該当しない	81	14.9%	147	27.1%	228	42.1%
	該当する	266	49.1%	48	8.9%	314	57.9%
合計		347	64.0%	195	36.0%	542	100.0%

p<0.001

表 10 不足の対処法

	アルバイト		家計から		借金		その他	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
該当しない	438	61.3	165	23.1	534	74.7	529	74.0
該当する	139	19.4	412	57.6	43	6.0	48	6.7
無回答	46	6.4	46	6.4	46	6.4	46	6.4
非該当	92	12.9	92	12.9	92	12.9	92	12.9
合計	715	100.0	715	100.0	715	100.0	715	100.0

## 4.2 学業遂行の状況

次に、福祉資金の貸与を受けて高校に修学することで高校での学業の遂行が可能となったのかどうかについて、データから確認する。表 11 は現在の修学状況、表 12 は卒業/進級

の状況、表 13 は卒業/進級が遅れた理由について集計結果を示したものである。また、卒業後の進路希望について尋ねた結果が表 14 と表 15 である。

まず、学業の遂行状況について、高校時に修学資金を利用した者のうち、約 7 割が高校を卒業し、4 分の 1 が在学中となっている。退学は 3.5% としかなく、無回答を合わせても少数である。そして、表 12 から卒業/進級の状況をみると約 9 割が「順調に卒業/進級した」としている。これらのことから、修学資金を利用した者の大多数が高校での学業遂行を円滑に進めていたことがわかる。他方、表 13 から、卒業/進級が遅れた者の理由を確認すると、「働かなければならないから」は少数となっている。経済的な背景で学業を中断する者は少なかったといえる。

他方、卒業後の進路についての希望を尋ねた結果を表 14 からみると、進学希望よりも就職希望が 2 倍近く多くなっている。就職希望の理由で最も多いのは「経済的理由」であり、「学力不足」はほとんどみられない。しかし、高度経済成長前の大学進学の大衆化以前の 1950 年代後半の中で、大学進学には学力が重要な要素となっていた時代である。ここでは主観的意識として、就職を選択することが経済的理由に回収されていることには留意が必要である。

表 11 現在の修学状況

	度数	%
在学中	183	25.6
卒業	491	68.7
退学	25	3.5
無回答	16	2.2
合計	715	100.0

表 12 卒業/進級の状況

	度数	%
順調に卒業/進級した	641	89.7
卒業/進級がおくれた	35	4.9
その他・無回答	39	5.5
合計	715	100.0

表 13 卒業／進級が遅れた理由

	度数	%
学力不足	3	0.4
働かなければならないから	10	1.4
病気等思わぬ事故	19	2.7
その他	7	1
無回答	2	0.3
非該当	674	94.3
合計	715	100.0

表 14 卒業後の進路の希望

	度数	%
大学進学	111	15.5
就職	226	31.6
わからない	12	1.7
無回答	335	46.9
非該当	31	4.3
合計	715	100.0

表 15 就職を希望する理由

	職業課程で技能を修得したから		高校卒のほうが就職し易いから		経済的に困難		学力不足		勉強より実務が好きだから		その他	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
なし	337	47.1	275	38.5	258	36.1	398	55.7	356	49.8	365	51
あり	65	9.1	127	17.8	144	20.1	4	0.6	46	6.4	37	5.2
無回答・非該当	313	43.7	313	43.7	313	43.7	313	43.7	313	43.7	313	43.7
合計	715	100	715	100	715	100	715	100	715	100	715	100

#### 4.3 学業を終えたのちに世帯収入の安定の状況

次に、福祉資金の貸与を受けて高校に修学することが、世帯収入の安定に寄与したのかを検討する。調査の中では、この貸与金の返済の見通しを代理指標として、世帯収入の安定状況を確認したい。表 16・表 17 は返済の状況と見通しを尋ねた結果である。表 16 から、申請通りに返済した（している）が半数であり、返済が遅れた（遅れている）は 1 割程度である。また、表 17 から 7 割が申請通り返済できる見通しを持っている。ここから、高校卒業後に安定的な世帯収入が得られている、もしくは得られる見込みがあったとみることができる。

表 16 返済の状況

	度数	%
申請通り返した（ている）	379	53.0
申請よりおくれた（ている）	59	8.3
無回答	277	38.7
合計	715	100.0

表 17 返済の見通し

	度数	%
申請通りできると思う	507	70.9
おくれるができると思う	61	8.5
返済がむずかしい	1	0.1
わからない	1	0.1
無回答	145	20.3
合計	715	100.0

## 5 結論

ここまで本稿は、1950年代後半の日本における低所得層の子どもの高校進学をめぐる経済的、文化的環境を検討してきた。

前半には、ボーダーライン層調査を用いて、低所得層における高校進学を選択を検討してきた。分析の結果明らかになったのは以下の点である。

第一に、低所得層においては、高校進学割合は低く、学校基本調査のおよそ半分である。このことは、低所得層において、子どもが高校に進学することは「重荷」としてはたらいっており、子どもの高校進学機会が大きく制約されていたことを示している。

第二に、低所得世帯という経済的条件がある程度均質な集団においても、その文化的、経済的背景によって、進学機会に差があることが明らかになった。

世帯の収入が少なかったり、子ども人数が多い家庭においては、高校進学が困難になる。これは、その経済的資源の不足によって生じていると考えられる。また、子どもの性別が女性であったり、父子世帯であるために、高校進学が困難になる。これは、低所得世帯において家事労働要員を必要とされることが影響していると考えられる。加えて、母親の学歴の効果はもっとも大きく、子どもの進学を大きく左右していた。勉強机の有無による媒介もみられ、文化的な背景による大きな影響があると考えられる。

しかし、母親の学歴による効果は、世帯構造によって異ならなかった。このことは、戦争災害等によって夫（子どもの父親）を失い、ボーダー・ライン層になった中等教育卒の母親が多いことによって、母親の学歴の効果が観察されるのとは異なるメカニズムを想定する必要を示唆している。このような母親の学歴の効果のメカニズムについては、さらなる検討が必要である。



本稿の後半では、福祉資金調査を用いて、低所得の母子家庭における高校進学について、福祉資金がどの程度の学費をカバーできていたのかを確認し、その進学後の学業の遂行と学業を終えたのちに世帯収入が安定について確認した。その結果、福祉資金の貸与額は高校進学に十分な額ではなかったが、しかし、この制度の利用者の大多数は順調に高校を卒業していたことが示された。そして、その多くは、卒業後にこの貸与金の返済も順調に行っている、行方見通しがあったことも示されている。このことから、低所得層の母子家庭にとって、子どもの高校進学に母子福祉資金が効果を持っていたとみることができる。高校進学が拡大する中で、福祉資金による修学資金の貸与制度は低所得層の進学の下支えをした制度であったといえる。なお、本稿では基礎集計を中心に検討したものである。子ども数や保護者の学歴等の世帯分析を踏み込んで分析することが今後の研究課題である。

#### [注]

- 1) ボーダー・ライン層調査の調査票では、学歴における学校種を「義務」「高校」「大学」「各種学校」の4カテゴリとしている。本稿の分析対象の年齢における子どもについては、1949年の(学校教育法による)学制で進学を経験しているため、このカテゴリで問題ない。しかし、親世代については、それよりも前の旧学制で学歴を形成しているため、このカテゴリと実際の学制がどのように対応しているかが明確ではない。ここでは、「義務」に続くカテゴリであるということから、「高校」を選択した場合は旧制の中学校、高等女学校、高等小学校、実業学校などの中等教育の学歴とみなす。「高校」の卒業、あるいは「大学」「各種学校」の在学、中退、長欠、卒業に選択がある場合を「中等教育卒」とした。この操作において、本稿の調査対象の父親の中等教育卒は14.0% (N=1381)、母親の中等教育卒は12.4% (N=2179)である。なお、中等教育進学率は、1920年尋常小学校卒業で男子17.3%、女子12.0% (計14.8%)、1930年に男子21.0%、女子17.0% (計19.1%)とされている(吉田 2004, pp.33-36)。
- 2) Stataのknbコマンド(Kohler et al. 2011)を使用した。

#### [参考文献]

- 開田奈穂美, 2016, 「貧困からの脱却と子どもの高校進学」相澤真一・土屋敦・小山裕・開田奈穂美・元森絵里子, 『子どもと貧困の戦後史』青弓社, 105-131.
- 加藤美帆, 2012, 『不登校のポリティクス——社会統制と国家・学校・家族』勁草書房。
- Kohler, Ulrich, Kristian B. Karlson, and Anders Holm, 2011, "Comparing Coefficients of Nested Nonlinear Probability Models," *The Stata Journal*, 11(3), 420-438.
- 吉田文, 2004, 「昭和初期における初等教育後の進路分化」吉田文・広田照幸編, 『職業と選抜の歴史社会学——国鉄と社会諸階層』世織書房, 25-62.
- 神奈川県民生部, 1963, 『昭和37年度福祉資金行政実態調査報告』

# 住宅からみた時宜適合的社会的投資の意義と限界

佐藤和宏

(東京大学社会科学研究所)

本稿では、1963年に神奈川県によって行われた福祉資金行政実態調査の再分析を、住宅事情および住宅政策から行う。日本の住宅政策は、新築・持家主義と総括されることが多いが、1960年初頭の時点では、いまだ高度経済成長を背景とした旺盛な労働力人口移動と多様な住宅政策によって、必ずしも持家社会とは言い難かった。本稿の発見は、第一に、住宅資金が、既存持家・低所得層という固有の役割を持つことが明らかになったことである。第二に、貸間収入のある世帯を分析してみると、都市部に集中していた。第三に、所得階層が低いほど貸間収入が世帯収入に占める割合は高くなるが、他方で、所得階層が高いほど貸間収入が大きいことが明らかになった。報告書においても強調されていた「想われざる効果」は、住宅という観点からしても、大きいように思われる。

## 1 はじめに

本論文では、神奈川県民生部による福祉資金行政実態調査(神奈川県 1963)の再分析を基に、高度経済成長前期における住宅事情から、福祉資金利用世帯への福祉資金利用と、利用世帯にとって不動産所有が持った意味について考察する。本調査は、氏原正治郎・小池和男が分担して執筆したものであるが、調査報告書を指す場合、以下では便宜上、『報告書』と表記する。

1960年代に行われた福祉資金調査を、現在(再)分析することに関わって、本報告の関心は以下のようなものである。第一に、住宅政策についての関心である。戦後日本は、戦前の基準(1935年)に照らして約420万戸という圧倒的な住宅不足・住宅難からスタートしたが(住宅金融公庫 1960: 3)、建設省・自由民主党主導の住宅政策の下、民間自力建設・建設戸数主義・持家誘導という方針が採用され(渡辺 1962)、1973年の『住宅統計調査』をもって全都道府県において住宅数が世帯数を上回る。論者によって立場は異なれど、1980年代以降、日本型持ち家社会が定着したと言える(住田 2015: 7章)。このことはしかし、「住宅難の時代から持ち家社会へ」といったような一義的・直線的な住宅政策(史)観を意味しない。福祉資金における住宅資金を一例として、住宅政策についての捉えなおしを提起する。

第二に、本調査の社会保障体制における位置づけである。『報告書』にあっては、1962年の「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」(以下、勧告)が強く意識されている。すなわち、生活保護から出発し、分化／体系化していった戦後の社会保障にあっては、救貧を生活保護が、防貧を社会福祉が担う

という勧告の方針を背景として、本調査は後者の政策効果の検証という目的を内包している。

1950年の「社会保障制度に関する勧告」では、公的扶助、社会保険、医療・公衆衛生と並んで社会福祉が社会保障の4要素とされた。この段階では「社会福祉は生活困窮者を対象とする生活保護と連動して捉えられ」ていたのに対して、62年勧告では「社会福祉を低所得階層対策の一環として捉え、防貧的社会福祉への転換が示唆されて」(三浦 1996: 338)いる。生活扶助基準が、絶対的貧困を念頭に置いたマーケットバスケット方式から、相対的貧困を念頭に置いたエンゲル方式に変更したのが1961年であった。また同年は、国民皆保険・皆年金が成立したという意味において、日本の福祉国家の成立期とする見解も存在する(田多 1994)。この点、調査時における母子福祉資金・世帯更生資金(以下、両資金)の位置づけを検討することは、社会保障における両資金の位置づけにとって重要であろう。

第三に、社会階層論における不動産所有と生活状態の関係である。両資金は、世帯に対して貸付・指導を行うものであるから、もとより単位は個人ではなく世帯である。本調査が筆者にとって興味深いのは、不動産所有と生活状態の双方向性を確認できることである。一般的に、家計が豊かであるほどに財産保有状況も豊かであることは想定されるが、既存の社会階層論が教育・職業など個人に附随する属性を重んじた分析を豊富化させたこともあいまって、世帯にとっての不動産所有の意味を分析するという方向性は必ずしも重視されていなかったように思われる。

## 2 問題設定と分析枠組み

### 2.1 リサーチクエスチョンと過渡期性

本論文では、上記の関心を基に、以下の問いを明らかにする。第一に、両資金における住宅資金は、利用世帯にとってどのような意味をもち、その住宅政策的な意義は何であったかの前提として、日本の住宅政策の特徴と、神奈川県の実情をまず確認する(第3節)。第二に、住宅資金が、その目的に照らして、利用世帯にとってどのような効果および意義を持ったのかについて検討する(第4節)。第三に、不動産所有が世帯の生活状態にとってどのような意味を持ったのか(第5節)。これら3つの問いに回答しつつ、結論部では、住宅資金および不動産所有が、1960年代の・神奈川県においてどのような位置づけを持つものであったのかについて議論したい。

この前提として、調査時期である1962年という時期が、いくつかの意味で過渡期であった、という認識は重要であるように思われる。ここでいう過渡期とは、第一に、都市化への過渡期である。戦後高度経済成長は、一般的には1955年から1973年までを指すが、1962年の神奈川県は、まさにこの高度経済成長によって激しい人口流入・労働力人口の産業間移動が生じていた。

人口移動の大きさを背景として第二に、住宅政策の過渡期でもあった。日本の住宅政策は、

新築・持家を中心的施策として実施されていたが、実際には、持ち家率が下がり続けていたからである。住宅問題という意味でも、住宅難の内訳がまだ準世帯という形で表れていたという意味で、過渡期であった(5節にて検討する)。報告書にあっては、低所得層という問題の原因に対しては、経済変動そのものと、それに対する世帯の対応という2つを見出している(『報告書』：序1-3)。

これらとも関わって、『報告書』では、第三に、社会保障制度が過渡期であるがゆえに、貸付金の性質も規定される、とされていた。つまり、社会変動が急激である場合、家族主義的あるいは共同体的扶養が機能不全となりつつも、新しい制度がまだ不十分にしか成立していないために、貸付金は一般的なものよりも有利に設計する必要があること、給付でないがために相談・指導が附随する、という主張がそれである(『報告書』：2)。

## 2.2 問題設定のコンテキスト

こうした問題設定に必要な限りで、いくつかの補足をしておきたい。第一に、(社会)階層を職業として捉えるという点である。『報告書』にあっては、低所得層という概念について、社会階層論的に接近するとしただけで、社会階層の指標を職業としている。この調査がユニークに思われるのは、「有業者、無業者の定義を、前者に最も有利にきめ」た上で(『報告書』：9)、調査対象の世帯主自身が業(=職業)と見なさなくても、本調査の「有業」の定義から「貸間業」を業として位置付けていることにある(『報告書』：12)。筆者にとってこのような位置づけが興味深いのは、世帯主の職業による分類が世帯主という個人に附随するものであるのに対して、貸間をする単位は世帯である、という対象を観察する際の単位のズレが見て取れるからである。

このズレを分析する本論文では、第二に、世帯資源戦略という概念を用いる。イギリスの社会学者 Ray Pahl は、イギリスのシェピー島におけるフィールドワークに際して、世帯労働戦略という概念によって分析を行った(Pahl 1984)。世帯を労働workの単位であるとして、世帯が様々な労働のコンビネーションから構成されるものと考えた Pahl は、労働市場のみならず労働市場外労働も含めて、世帯と労働をめぐる格差について検討した。Pahl の調査による知見としては、労働市場内における格差が、世帯という単位で観察した場合、労働市場外労働によっていっそう拡大する、ということであった。本論文でも、福祉資金を利用する世帯という(所得が一定の幅に収まる)同質的な集団を対象として、不動産所有が当該集団に対して格差を拡大する働きを持ったのか、それとも格差を縮小=相対的な低所得世帯にとっての没落緩和の働きを持ったのかを検証する。

結論でも言及するが、この前提(3節)—分析(4節・5節)それ自体が、きわめて過渡期的な時代に適合した制度および(間貸しという)実践であったから、本調査の再分析には、少なからぬ意味が存在するように思われる。

本論文では、下記「想われざる効果」に際してこの世帯労働戦略という概念を用いるが、

冒頭で述べた関心に照らして、不動産および制度という資源をも含めて、世帯「資源」戦略という概念からこれを捉える。

第三に、「想われた効果」と「想われざる効果」についてである。まず前者については、既に述べたように本調査の目的が両資金の政策効果を検証することにあつたため、これに直接に関わる。氏原ら調査者によれば、被保護世帯(つまりは生活保護利用世帯)からの自立更生、被保護世帯への転落防止といった制度のフォーマルな目的は消極的な規定であるとして、「福祉資金制度の本来の目的は「生業」による事業収入の増加によって、暮らしむきが向上することと、より積極的に規定されねばなるまい(『報告書』:15)」としている。つまり、生業資金を借りて事業を行ったか否か、生業が調査時点現在も継続されているか否か、生業の事業収入が増えたか否か、貸付金が事業収入増にどれほどの役割を果たしたか、貸付金による事業収入増加が暮らしむきを向上させたか否かという5つの規定を指標としている。

しかし『報告書』は同時に、この「想われた効果」と対をなす「想われざる効果」を確認している。下記、長くなるが重要と思われるため引用する。すなわち、

資金を借りて生活費の赤字補填をしつつ、子女の成長就職をまったくらしむきを向上させる、という場合も充分考えられる。とくに、産業社会の高度化にともなう若年労働力の雇用分野のめざましい拡張と、他方「生業」分野の停滞という従来への把握を前提すれば、かえってありそうな傾向なのである。こうした場合も、この資金制度からみて「想われざる結果」ではあっても、その「効果」の一つにはかわりない。われわれはこうした「効果」をも——あるいは、そうした効果をこそ、というべきかもしれない——追究しなければならぬ(『報告書』:15)

という表現がそれである。『報告書』による捉え方と本論文の分析は必ずしも一致しないが、重要な指摘であると認識し、以下では、まず住宅資金の「想われた効果」を分析したうえで、後半では両資金の「想われざる効果」についての検討を行うことにする。

### 2.3 時宜適合的社会的投資

本論文では、以上のような問題設定と分析枠組みを用いた上で、「時宜適合的社会的投資」という観点からこれを捉える。社会的投資は、所得保障中心の福祉国家が、高度経済成長・フォーディズムといった安定的条件を欠く段階において、いわゆる条件整備国家になっていく際に用いられるようになった概念である。つまり、教育あるいは職業訓練など積極的労働市場政策を、私的にではなく公的政策として整備することによって、人的資本投資を拡充していく概念である。

本論文において時宜適合的という修飾を付しているのは、いくつかの意味で現在的な用

法とは異なったニュアンスを内包しているためである。第一に、福祉国家の発展との関係である。社会的投資は、高度経済成長が困難になったが故に登場してくる概念であるのに対して、本論文はまさに高度経済成長の最中であるから、社会的投資の位置づけが明らかに異なっている。

第二に、貸付および生活相談という政策内容は同様であっても、その機能が異なっている。個人(ヨーロッパ)あるいはコミュニティ(アジア)を対象とするのに対して、日本の両制度は世帯を対象としており、また「想われざる効果」を多分に内包している。これは第一の社会構造的背景の違いを反映している部分——高度経済成長および社会保障制度によって富の均霑が各世帯に配分される可能性が高い——もあるように思われる。

第三に、社会的投資は、1990年代以降の新しい取り組みであるのに対して、日本の場合はむしろ、1960年代以降に生活保護・社会福祉(六法)そして社会保険を中心に福祉国家が定着していくために、両資金の位置づけはむしろ残余化していく。

### 3 住宅事情から見た住宅資金

#### 3.1 日本の住宅政策の特徴

本節では、本調査における住宅資金および不動産所有の分析の前提として日本の住宅政策の特徴と調査の時代状況としての住宅問題を確認したうえで、住宅資金の意義を検討する。

第一に、日本の住宅政策の特徴についてである。本論文の冒頭において、民間自力建設・建設戸数主義・持家誘導という特徴を確認した。この政策的枠組みとしては、新築の持家誘導(住宅金融公庫、以下、公庫)を中心として、給与住宅および残余的に公共住宅——日本住宅公団(以下、公団)、公営住宅——によって、持家誘導を補完するものであった。また、1950年の地代家賃統制令改正によって、民間貸家のうち新築の場合は自由家賃とされていたことから、(1950年以前の)既存民間貸家については、地代家賃統制令で家賃が釘付けされていた。1958年時点での建設省の推計によれば、全国の総世帯数 2037.2 万のうち、持ち家は 1309.3 万世帯に対して、借家は全部で 729.9 万世帯で、このうち統制対象が 217.8 万世帯、統制対象外は 510.1 万世帯だった。また借家を、テニユア別でみると、公営・公団・公社は 94.4 万世帯、民営借家 490.4 万世帯、給与住宅 143.3 万世帯だった(新堀 1968: 2-A-6 表)。

こうしたテニユア構成を念頭に置きつつ、いくつか注意する必要がある。第一に、日本の住宅政策は、中間層に厚く低所得層に薄いという性格を持っていたことである(原田 1985: 380-381)。一般的に、低所得よりも中所得世帯の方が持ち家を持つ傾向にあるから、住宅政策が持家中心であるという点で、垂直的分配にとって逆進的であった。第二に、公団・公庫は、その施策の中に、給与住宅建設のためのものがあり(公団の特定分譲、公庫の産労住宅)、1950年代から1960年代にあつては、それらが少なくない割合を持っていた。日本の企業福祉の特徴として、中小企業よりも大企業のほうが手厚いことから、企業規模を媒介に、労働

者上層に厚く、労働者下層に薄い住宅支援となっていた。

このことから、報告書でも指摘されているように、住宅政策——公的 direct 供給および民間借家への規制緩和——だけでは、住宅難はまかなわれなかった。すなわち、(住宅の)「その不足は、民間自力建設でまかなわれたが、その多数は、家賃・地代の統制で借家経営が投資対象にならなかったの、借家ではなく持家であった(『報告書』:37)」。また所得階層で見れば、「公営住宅、給与住宅政策は、所得の中位または高位の世帯については、有効に作用したが、低所得世帯については、有効ではなかった」(『報告書』:39)のために、新築の持家を持つことのできない低所得世帯に対しては、「特別の住宅政策の必要性」があった。

こうしたことから『報告書』では、その住宅政策は2つ挙げられており、第1には低所得世帯でも負担しうる低家賃の借家、すなわち公営住宅であるが、第2に、低所得世帯の持家を改善する方策であるとされ、本調査においては後者に焦点化されている(『報告書』:39)。

### 3.2 神奈川県における住宅事情

では、こうした住宅政策の特徴を踏まえて、調査対象となった当時の神奈川県(全土)の住宅事情を確認しておきたい。一般的に、1955年から1973年までを高度経済成長期と呼称するが、この時期には、人口増のみならず農村から都市部への旺盛な労働力移動がなされたことから、重大な住宅問題を引き起こしていた。こうした住宅問題は、関東圏の一部である神奈川県においても、同様の事情であった。

1958年の『住宅統計調査』によると、全国でみても住宅難は約216万戸とされ、全世界帯数の11.9%に相当する。ここにおいて住宅難は、以下の4つの指標から構成されている。すなわち第一に非住宅居住、第二に複数世帯同居、第三に老朽危険住宅、第四に狭小過密(居室の畳数が9畳未満で、1人当たり2.5畳未満のもの)の4つがそれである(相互に排他的ではないため、重複を含む)。東京が最も高く17.1%だが、神奈川県も14.1%と、全国の中で最も高い地域の1つとされている。

こうした神奈川県の住宅難について、ほぼ同時期に生活保護の住宅扶助について調査された神奈川県民生部保護課の文献からも確認しておきたい。1960年の『国勢調査』および神奈川県建築部の資料によれば(神奈川県民生部保護課1962)、次のことが理解されよう。

表1 神奈川県における世帯数と住宅数

年次	世帯数(a)			住宅数(b)			a/b	
	総数	普通世帯	準世帯	総数	持家	借家		給与住宅
1950	523914	515457	8457	438074	275258	128193	34623	119.6
1955	625619	594707	30912	538940	363282	137961	37697	116.1
1960	815286	755411	59875	698251	439672	209724	48855	116.8

(引用：神奈川県民生部保護課(1962)第1表・第2表より筆者作成。)

第一に、住宅数は10年間で急増しているものの、しかし世帯数も同様の程度に増えているために、対世帯比住宅の割合で見ると住宅不足はそれほど解消していない。第二に、世帯数のうち、間借り人・寄宿人など単身者又はその集まりを指す準世帯も増えているがために、彼らの需要に応じた住宅が必要となっていた、ということである。

以上のことから、次節以降の分析の前提として、以下のようにまとめることができよう。敗戦直後の圧倒的な住宅不足から、徐々に絶対的な住宅不足は解消しつつあった。しかし住宅政策は、中間層に厚く低所得層に薄かったこともあって、準世帯も含む低所得世帯にとってのそれは、政策課題の中での優先度が低かった。第一に、この政策課題における優先度の低さは、4節でみる住宅資金の目的および固有性と結びついている。低所得世帯持家世帯にとっては、老朽あるいは狭小過密を解消する機能を持っていたことが明らかにされる。第二に、準世帯が増加しつつある段階にあっては、間貸しを行うことは、住宅の需要を満たすことができるばかりでなく、間貸しを行う側にとっての収入となる。間貸しを行うにあっては、その世帯の不動産所有の状態と内訳(どういう不動産であるか)が重要であるから、5節にてその分析を行う。

## 4 住宅資金の目的・効果・意義

### 4.1 住宅資金の利用とその効果

#### 4.1.1 住宅資金の制度

まず住宅資金の目的を確認して、その目的に照らしてその効果があったのかを確かめることにしたい。報告書によれば(『報告書』:第1表)、母子福祉資金の住宅資金は、住宅補修のみで、借入額は3万円、返済期間は(借りてから)半年は据え置き・5年間で返済、年利率は3%だった。また、世帯更生資金の同資金も、返済期間が3年間である以外は、同内容の制度となっている。

なお住宅資金は、他の資金に比べて、やや緩やかに用いられていることは、留意されてよい。緩やかにというのは、第一に、名目および借入額の柔軟性である。住宅資金の借入額は3万円とされていたものの、「店舗・仕事場の補修、貸間の増改築など、収入増を伴う住宅の補修は、事業資金でも借り入れることができ」(『報告書』:41)、この場合は10万円まで借入可能であった。ただし、住宅資金の目的と借入金額でクロス表を作成してみると、事業用のみならず非事業用においても3万円よりも大きい額を借り入れていた世帯もあったことから、名目(事業資金か住宅資金か)・借入額は緩やかに決められていたように思われる。

第二に、対象である。調査対象者は、1956~1960年までの5年間で福祉資金を使った世帯であるが、このとき住宅資金は、住宅補修のみであった(『報告書』:37)。言い換えると、1961年には住宅増改築の貸付ができ、1963年には転貸費用の貸付が可能になったので、この時点では住宅補修の利用者のみのはずである。しかし表2では、居室も少なくない割合で利用されており、事実上、増改築にも用いられていた<sup>1)</sup>ように思われる。この点、使用対象



(箇所)についても緩やかに用いられていたと言いうる。

表 2 住宅資金の目的×利用した箇所表タイトル

	屋根	台所	居室	土台	壁	床	便所	その他	合計
事業用	13	8	15	6	4	6	4	9	41
非事業用	161	91	71	68	54	39	35	49	256
無回答	16	4	10	9	2	0	1	2	32
合計	190	103	96	83	60	45	40	60	329

(単位：件，回答は重複を含む)

以上を念頭に置きつつ、『報告書』の住宅資金の章の冒頭にも言及されている通り、「住宅資金の直接の目的は、住宅の増改築・補修によって、居住条件を改善すること」であった。この点、世帯収入を増加させるという福祉資金の本来的目的とは異なるため、「その居住条件の改善が、直接に、世帯収入に影響をあたえ、それを増大させまたは減少させることにはならない。だから、この観点から住宅資金の効果を測定することは、もとより不可能である」(『報告書』:46)と言及されている。実際には、5節で見るとように間貸しを行っている世帯があることから、世帯の所得増にも貢献しているのであるが、ここではまず、居住条件の改善が果たされているのかを確認することにしたい。

#### 4.1.2 住宅資金の活用と効果

住宅資金は、事業用 41 件・非事業用 256 件(・無回答の 32 件をあわせて)329 件の利用がある。住宅資金の目的と補修箇所を見ると、表 2 から分かるように、第一に使われている箇所から見ると、屋根あるいは台所、土台など、家にとっての基本的な構造部分が多い。ただ、3 番目に多い居室については、居室改善も含めた増改築のニーズが大きいことの反映かもしれない。第二に、住宅資金の種類によって、特に対照的な違いは見られないように思われる。ともあれ、屋根が壊れていたら雨がふっかけてきたり、あるいは台所が壊れていれば料理も満足にできなかつたりということが想定されるから、住宅資金の活用によって、居住機能は改善されていると想定される。

しかし、実際の効果という観点からの分析は、本論文の限りでは、必ずしも明確とは言い難い。第一に、住宅難の改善という観点からは、借受時と現在の比較をすることができない。住宅難とは、建設省が住宅政策の策定に際して参考にした住宅問題の指標で、非住宅居住・複数世帯同居・老朽住宅居住・狭小住宅居住の 4 つからなる。一方では確かに、世帯当り畳数(14.09 畳→14.93 畳)、1 人当たり畳数(3.93 畳→4.32 畳)は広がっていることから、狭小住宅居住世帯は減少しているといつて差しつかえない。この限りにおいて、住宅難は改善している。

他方、老朽住宅は、改善されたか否かが明確ではない。というのは、借受時と現在とを比較することができないためである。老朽住宅は要修理の程度によって分類されているが、借受時と現在を比較すると、借受時の回答数がわずかに169件であり、現在の回答数が2985件であり、このサンプルの違いを無視して比較することはできない。

住宅資金利用世帯が329件と調査対象者(4281世帯)の中では少数であり、転居している割合(回答者のうち21.8%)および転居回数の多さ<sup>2)</sup>も併せて考えれば、住宅資金の効果として住宅難が改善したというよりは、それ以外の諸々の要因の複合的産物と理解した方が適切であるように思われる。

第二に、住宅資金利用世帯にとっての、実質的な目的についてである。補修という表現は、傷んだところを補い、繕うという意味合いであるから、例えば被災からの復興、老朽化に対する修繕というイメージと結びつく。他方、住宅設備それ自体を近代化していくという意味で、近代的・ポジティブなイメージとも結びつきうる。

被災的なものについては、この調査および『報告書』からは読み取ることができない<sup>3)</sup>が、近代化については接近可能であるように思われる。すなわち、住宅資金の目的と、暮しむき(D7)および暮しむきと貸付金との関係(I)のクロス表を見てみると、それぞれ、暮しむきは良くなった(87.2%)・貸付金は役だった(93.9%)との回答であった。このように、住宅資金利用世帯の意識から見ると、住宅部面における近代的な生活への実現に奉仕したということと言えるであろう。

## 4.2 住宅資金の「想われた効果」について

### 4.2.1 誰が住宅資金を使ったか

前項でみた住宅資金を、住宅政策の位置づけから見ると、固有の意義を持つものであった。というのは、報告書にも示されている通り、住宅資金の利用者は、非農林業業主世帯、中小企業労働者世帯、単純労働者世帯であったから、低所得かつ持家の層にとっては、他に活用可能な住宅政策が無かった以上、低所得・既存持家の改善は、固有の機能を果たしていたのである(『報告書』:40)。

では、職業的で比較すると、住宅資金利用世帯はどのような特徴があると言えるのだろうか。『報告書』第34表では、利用世帯を職業順に並べると、上位3つは単純労働者(19.2%)、中小企業労働者(19.2%)、非農林業業主世帯(15.4%)であった(N=286)。この点、他に活用可能な住宅政策が無かったことは確かであろう。これについては、表3の通りである<sup>4)</sup>。

表3 調査対象世帯と一般世帯の職業比較タイトル

		母子・住宅	世帯・住宅	福祉資金 全体	就業構造 基本調査	国勢調査
自 営 業	農林業業主	13	6	7	8	8
	商業サービス事業主	22	9	30	13	14
	職人家内労働者	11	12	14		
雇 用 者	大企業	3	9	5	68	75
	中小企業	13	27	15		
	商業サービス業労働者	5	3	6		
	単純労働者	20	22	14		
無業者		13	12	9	11	4
合計		148	134	4196	813	75.4万

(出典：すべて『報告書』第108表より。就業構造基本調査は1959年、国勢調査は1960年に行われたもの。)

#### 4.2.2 住宅政策における住宅資金の固有性

これが重要に思われるのは、これまでの先行研究では言及されていないものの、住宅政策における事実上の分業関係が存在するように思われるためである。つまり、低所得世帯に対して、テニユア別に異なった複数の施策が存在していたということである。

セーフティネットとしては、生活保護の住宅扶助がある。ここでは主として、救貧のための家賃という用途が想定されている。他方、防貧施策として、第一に上記で見た通り、福祉資金は、低所得の既存持家世帯への改善(補修および増改築)という機能がある<sup>9)</sup>。また防貧施策の第二として、公営住宅の場合、(生活保護世帯も含む)低所得世帯に対して、安価・良質な公的住宅を供給するが、ここでは住宅費負担緩和策および居住水準向上がセットとなっている。

さらに、『厚生白書』を見てみると、国民年金・厚生年金積立基金を原資とする財政投融資、あるいは地方債は、その一部が、住宅政策へと振り分けられていた(佐藤 2018: 272)。1960年に入ると、企業規模による賃金・労働条件の格差ばかりでなく、企業福祉の格差も話題になった。こうした背景から、財政投融資を原資(の一部)とした住宅公団、住宅公庫には、中小企業向けの福利厚生施設に対する補助のスキームがあったり、地方公共団体による住宅建設あるいは地方公共団体への転貸を行ったりしていた。つまり、中小企業労働者も含む低所得世帯への住宅を供給していたのである。財政投融資および地方債は、こうした貸家(供給)支援ばかりでなく、農山漁村向け住宅改善事業も持っていた(この事業は、のち金融公庫に移管される)が、総じて、低所得世帯に対しては、量あるいは効果の問題はあれども、

一定の分業が行われていたと見てよいのではないだろうか。

## 5 不動産所有が世帯にとって持った意味とはなにか

### 5.1 「想われざる効果」の分類

本節では、不動産所有が世帯にとって持った意味は何かという問いから、間貸しが世帯に与えた影響を分析する。その際、住宅資金はそもそも住宅改善目的であって直接には世帯収入増加が目的ではないから、その限りで「想われざる効果」と呼びうる。そこで2節でも検討したような関係、つまり「想われた効果」と「想われざる効果」の関係を見た上で、間貸しの影響を見ることにしたい。

まず「想われた効果」についてであるが、これがかなり限定的にしか機能しなかったということを確認しておきたい。本章の目的は住宅の分析にあるため、生業資金についての分析は行わず、報告書から引用することにしたい。

「生業」資金制度はいうまでもなく、建前上、生業の創設維持策である。創設という以上、自営業以外の、つまり雇用者から自営業者への転業促進策にほかならない。ところが、上述した分析は、この転業が必ずしも階層上昇を意味しないことをしめしている。いや、階層上昇を行うのは、むしろごく例外的な現象なのだ。かりに刻苦精励して生業を行っても、もっとも熟練を要しない単純労働者世帯の通常の入収入レベルと大差ないのである。それならば一体、創設の意味は奈遍にあるのか(『報告書』:30)。

実際、報告書によれば、生業資金における創業・維持の結果として、生活が改善されたとみなしうるものは、5割ほどだとされている<sup>9)</sup>。

しかし報告書でも強調されているように、「想われた効果」は「想われざる効果」も含めて分析されなければならない。なぜかといえば、おおむね暮らし向きは向上しているからである。「暮らし向きの変化」に対して(無回答を除き N=3252)、楽になったという回答が4分の3ほどであり、「一次楽になったが今は苦しい」(10.7%)、「苦しくなった」(7.0%)は少数派である。

「想われた効果」が小さくても、総体としては生活が安定・向上したのはなぜなのだろうか。この疑問に答えるために、「想われざる効果」なる概念が射程に入ってくることになる。ここではトピックとして、時間稼ぎ型、流用型、そして間貸しを挙げておきたい。間貸しについては次項で扱うため、ごく簡単に前2者を見ることにする。

第一に、最も消極的なタイプとしての、流用型である。つまり、福祉資金を生活費に流用することである。報告書でも「想われざる効果」について検証しているが、それによれば世帯更生貸付金よりも母子福祉資金のほうが、よい効果を示しているという。

この差は、母子福祉資金借受世帯が原則として母子世帯であることを想起すれば、容易に肯けるであろう。「生業」に失敗する割合は世帯更生資金グループとかわらなくとも、貸付金を生活費に廻していけば、子女が成長し就職し生計が好転し易い。」（『報告書』：23 {強調は佐藤によるもの}）

この引用から分かる通り、母子福祉資金は、文字通り子どもがいる母に貸付を行うものだから、その子どもが働き手になることで、(一方では子どもが親元から自立する、つまり世帯が分離する可能性もあるが、)世帯単位の生計費を安定させる機能を持つ。実際に、事業資金については「この資金を生活費に廻しましたか」の設問が設けられており、「少し廻ってしまった」17.1%、「大分廻った」4.7%と、約2割が流用したことが分かる。

第二に、第一も包含する形でこの時代に特徴的に思われるのが、時間稼ぎ型である。2節にも言及したように、この時期は高度経済成長の前半期に当たるとともに、日本の社会保障の制度的定着の時期であるという限りにおいて、過渡期と呼称しうる。言い換えれば、稼ぎ手それ自体の労働能力の低さなどを典型とする階層的没落の危険性があったとしても、子どもが成人することによって労働力化したり、稼ぎ主が交替したりして<sup>7)</sup>、没落の危機を免れうる。

「想われた効果」の一類型としての教育投資型は、(教育)資金を用いることによる積極的な時間稼ぎであると表現しうる。これに対して、「想われざる効果」の一類型としての時間稼ぎ型は、福祉資金を用いることで階層的没落を遅くしたり緩めたりするという意味においての消極性を表現している。

## 5.2 なぜ貸間をするのか

本節では、住宅資金の効果とは相対的に別の話題として、貸間についての分析を行うことにしたい。住宅資金は、前節にも見たように、事業用・非事業用と制度上区分されてはいるものの、世帯主が貸間を事業としては認識していないケースもある(だからこそ、調査報告書に際しては、有業に最も有利に職業を確定している)。

そこでまず、住宅資金の利用と間貸しとで、クロス表を作成した。すると、表3にある通り、事業用では43.9%、無回答でも37.5%と、住宅資金を利用していない層の間貸しに比べて、かなり高い割合で間貸しを行っていることが分かる。住宅資金を活用したのは329件で、調査対象者全体の割合は大きくないにもかかわらず、間貸しを行っている層が多いのは、特徴的といえよう。

表4 住宅資金利用の有無・種類と貸間収入の有無

	事業用	非事業用	無回答	非利用	計
貸間収入あり	43.9	12.5	37.5	14.1	618
貸間収入なし	56.1	87.5	62.5	85.9	3663
合計	41	256	32	3952	4281

(単位：件. P<0.01)

そして本論文の関心は、このような不動産利用の一形態としての貸間が、福祉資金利用者という一定程度の収入の同質性という前提はあるものの、世帯間格差を拡大するのか、それとも縮小するのかということであった。そこで、この仮説の前提として、なぜ世帯が間貸しを行うのかについて、いくつかの分析を見てみることにしよう。

### 5.2.1 人口需要仮説

第一に、需要が多いという意味で、人口需要仮説を検証してみたい。表5から分かる通り、最大人口を擁する横浜市では、トップクラスに間貸しをしている割合が高く、618世帯のうち約半数(316件)を横浜市が占めている(逗子市・三浦市は、間貸しの割合で1位・2位であるが、人口の絶対数が少ない)。併せて、間貸しの実数で見た順位でも、横浜・横須賀・川崎で409件、つまり3分の2を占めていることから、人口が多いことから、需要があると見越して間貸しをした、という仮説はあてはまっているように思われる。

### 5.2.2 空間余剰仮説

第二に、居住空間が広いから貸間を行う、という仮説が成り立つ。

まず、そもそもの居住空間が広いから貸間を行う、という可能性がある。借受時と現在の畳数の差を取ることで、居住空間が広がったのかどうかを確認してみると、狭くなっているのが15.3%に対して、変わらない61.2%、広がっている23.5%であった。これを踏まえて、貸間収入ダミーとのクロスをとってみると、下記表6の通り、広がったほうが、貸間を行っていることが分かる。

次に、世帯人員が減ると、その分スペースが空くから、その空いたスペースが貸し出せるという意味で、空間余剰説と呼びうる仮説も成り立ちうる。そこで、畳数の増減と世帯人員の増減から空間余剰という合成変数を作成し、それと貸間収入ダミーのクロス表を作成したのが、表7である。

表5 人口ランキング順貸間割合

	横浜市	川崎市	横須賀市	藤沢市	小田原市	平塚市	相模原市	三浦市	逗子市	平均	合計
している	19.8	14.9	9.8	9.8	9.6	12.9	9.9	20.1	30.6	11.2	618
していない	80.2	85.1	90.2	90.2	90.4	87.1	90.1	79.9	69.4	88.8	3662
合計	1595	370	389	254	230	132	131	139	49	—	4280
人口(万)	137.6	63.3	28.7	12.5	12.5	10.8	10.2	4.0	4.0		

筆者作成. 『報告書』では, 神奈川県全土で福祉事務所が 19 か所とされているが, 表の見やすさを優先し, 人口 10 万人以上, あとは貸間割合が高い 2 市を追加して掲載している. 人口については, 『昭和 35 年国勢調査その 14 神奈川県』 55 ページより.

表 6 貸間収入の有無と借受時・現在の畳数比較

	狭くなった	変わらない	広がった	計
貸間収入あり	12	50.5	37.5	618
貸間収入なし	15.9	63.1	21.1	3662
合計	15.3	61.2	23.5	4280

(単位：件.  $p<0.01$ .)

表 7 空間剰余と貸間収入ダミーのクロス表

	狭くなった	変わらない	広がった	それ以外	全体
貸間収入あり	9.7	12	14.4	7.4	366
貸間収入なし	90.3	88	85.6	92.6	2691
合計	487	1788	661	121	3057

(単位：件. それ以外は、畳数は狭くなったが人数は減った場合と、畳数は広がったが人数は増えた場合とを指す.  $P<0.05$ )

なお、貸間の畳数と貸間収入の相関をとると  $0.621(p<0.01)$ であり、1人あたり畳数と貸間収入の相関をとると  $0.340(p<0.01)$ であったため、広いほど貸間収入が大きい傾向がある(あるいはその逆)ことも分かった。

### 5.2.3 住宅投資仮説

そして、上記第一・第二の仮説とあわせて、問題関心にとってもっとも中核的な、投資のために間貸しをしているという投資仮説を検証することにしたい。上記表 4 でも見たように、事業用目的で住宅資金を使っている場合、顕著に間貸ししている割合が高いことを確認した上で、間貸し収入の有無で世帯の平均収入を見ると、貸間収入ありが 32828 円(616 件)、貸間収入なしが 32962 円(3617 件)であり、ほとんど変わらないことが分かる。

これを前提として、世帯収入を 4 分割して、以下の分析を行った。まず間貸しをしている割合でみると、(両制度を利用している世帯は、前提として低所得層に属するので、あくまで相対的ではあることに留意は必要だが、)収入階層に対しては中立的、つまり貸間をしている割合は、ほぼ一定だったことが分かる。



表 8 貸間収入ダミーと世帯総収入 4 分割のクロス表

	下位 25%	下中位 25%	上中位 25%	上位 25%	全体
貸間収入あり	15.2	13.4	14.7	15	616
貸間収入なし	84.8	86.6	85.3	85	3613
合計	1085	1178	909	1057	4229

(単位：件。有意ではなかった。)

次に、世帯収入を 4 分割したものを、世帯収入に占める貸間収入の割合および実数で分けた。すると、実数で見れば相対的に収入が多い世帯のほうが貸間収入は多いものの(表 9)、低所得層ほど貸間収入による世帯収入への貢献度が多い(表 10)。

表 9 世帯総収入 4 分割の貸間収入の平均値

	平均値	度数	標準偏差
下位 25%	6614.2	162	4093.4
下中位 25%	8535.3	155	6243.0
上中位 25%	9610.1	134	7791.6
上位 25%	12701.3	153	9746.1
平均	9313.8	604	7537.0

(単位：円。P<0.01)

表 10 世帯総収入 4 分割の対世帯総収入比貸間収入割合の平均値

	平均値	度数	標準偏差
下位 25%	44.9	161	28.3
下中位 25%	33.5	155	23.8
上中位 25%	27.3	134	22.1
上位 25%	23.3	153	18.4
平均	32.6	603	24.9

(単位：%。P<0.01)

以上をまとめてみると、以下のようなだろう。住宅資金の利用者、特に事業用目的の利用は、かなり意識的に、すなわち業として、間貸しを行っている。また住宅資金の利用の有無とは相対的に別の次元として、なぜ間貸しをするのかについて最も適合する仮説は、横浜市・川崎市など人口が多い地域において、いまだ準世帯が増加しつつあったことを背景に、

需要を満たすと想定して間貸しを行う，人口需要仮説であるように思われる。

そしてこの効果としては，収入の同質性という前提を置くものの，対象者の中で相対的に低所得層にとって，貸間収入が世帯収入に占める割合が大きかったことから，不動産利用としての間貸しは，救貧層に近い相対的低所得層にとっての没落防止・没落速度緩和機能を持つ。しかし，世帯収入が大きくなるほど，貸間収入も大きくなる傾向があることから，世帯間の収入格差は，間貸しによって拡大している。

## 6 結論

### 6.1 明らかになったこと

本論文では，1962年に行われた福祉資金行政実態調査の報告書および二次分析を基に，住宅資金の効果および不動産所有の意味を中心的な問いとして，議論を展開してきた。本論文では，以下のようなことが明らかになったと思われる。

第一に，住宅資金は，文字通り住宅改善を目的としていたから，その限りで，間違いなく住宅改善に資する効果を持った。住宅政策的な関心との関連から捉えると，いまだ住宅難がはなはだしかった高度経済成長期において，低所得層および既存持家層を中心的对象から排除していた住宅政策にとって，以下のような意味を持った。すなわち，非農林業業主世帯，中小企業労働者世帯，単純労働者世帯などの低所得世帯持家にとっての居住条件改善に奉仕した住宅資金は，その目的・対象において固有の意義を持ったと評価する。

第二に，不動産所有が世帯にとって持った意味である。本論文ではこれを，間貸しによる世帯収入への影響を中心に分析したが，事業資金の活用も含めて，住宅資金利用世帯の中には，そうでない世帯に比して，積極的に間貸しを行っていた。併せて，最も大きい人口規模を誇る横浜市で間貸しを行っている割合(および実数)が高いことから，50年代後半は準世帯が増加していることもあいまって(第1表より)，旺盛な住宅需要を見越して間貸しを行ったものと思われる。さらに，福祉資金利用という一定の収入の同質性を前提として，収入階層別の間貸し収入を見ると，収入の実額で見ると相対的高階層のほうが大きい，世帯収入に占める間貸し収入の割合で見ると相対的低階層のほうが大きかった。このことから，低所得世帯にとっての没落防止・没落緩和機能を持っていたと評価する。

### 6.2 議論と考察

冒頭で見た，3つの問題関心との関係から，いくつかの議論を提示しておきたい。

第一に，社会保障における福祉資金の位置づけをどのように捉えるか，という論点である。報告書でも，福祉資金は過渡的であるという指摘が行われていたが，改めてこれはどのような意味であろうか。

戦後日本の社会保障制度は，一方では(旧)生活保護から社会福祉三法・社会福祉六法へと分化・専門化していくとともに，他方では年金・医療を軸とする社会保険が社会保障制度の

中核に位置している。1963年という時代は、福祉六法がほぼ出そろった時期でもあり、国民皆保険・皆年金が成立した直後であるから、社会保険中心の社会保障制度にとってみれば、過渡期と表現しうる。

ただし同時に、高度経済成長期によって、一方では社会変動によって低所得層が生みだされるとともに、他方では雇用の拡大・経済成長が世帯にも富の均霑を及ぼすという意味において、両義的であった。このとき福祉資金は、貸付および民生委員(母子福祉資金の場合は福祉事務所職員)による生活指導という2つの特徴を持っていたが、これは貸付による一時的所得保障という意味での時間稼ぎであると同時に、事業の維持・創設であるばかりでなく、各資金の達成によって、総体としての生活条件の向上が見られたと言ってよい。その限りで、社会的投資という性質を持っていた。

他方、この時期以降、労働力化が進み、かつ社会保険・社会福祉各種制度も成熟していくと、たとえ金額・利用者の面で福祉資金が拡大していったとしても、社会保障制度全体で見れば、その位置づけは相対的に低下する。この意味において、もちろん制度は(名称を変えて)現存するが、社会保障制度の過渡期において、福祉資金が固有の意義を持ったと評価しうるのではないだろうか。そしてそれは、当初より社会政策的でないという批判もあった住宅政策においてはより顕著に見られ、住宅金融公庫を中心とした新規持家取得に傾斜していく以上、住宅政策における住宅資金の位置づけはいっそう残余的となっていく。

第二に、不動産所有が世帯にとって持った意味についてである。ここで世帯と表現する際、社会階層的関心からは、分析単位ということを強調しておきたい。これも繰り返しになるが、5節で見たように、「想われた効果」と「想われざる効果」を含めて分析するのは、諸個人の総和としてのみ世帯が存在するからではなく、不動産所有の単位として世帯が存在するからである。

世帯を前提としつつ、不動産所有が世帯にとって持った意味について考えれば、これもいくつかの意味があったように思われる。まず間貸しという観点から見れば、住宅難が徐々に解消していくことによって、準世帯も減少していくのだから、間貸しのニーズも減少していく。この点、家が狭いなら狭いなりに貸し出すことで家賃収入を得られたという意味においては、過渡期と呼称しうる。むしろ1960年代以降、筆者の調べた東京都内では、既存市街地における持家の建て替え、新規市街地・郊外における田畑あるいは(家主の)近隣空地の補充という形で、それぞれアパートが供給されるようになる(佐藤 2020)。ただしこれは、間貸しからアパートへと貸し出す対象が代わっただけであって、世帯が家賃収入を得る点からみれば、さしたる違いはないともいえる。

他方、冒頭に Pahl を引用したように、(当然に本調査という強い限定の下ではあるが、)間貸しが、相対的高所得層にとってより大きい収入を持っていたことは、労働市場における格差が、世帯にとっての不動産所有によって、いっそうの格差拡大へと媒介されている可能性を示唆する(もちろん、世帯収入の割合で見れば、相対的低所得層のほうが高いので、没落

防止機能も持っていることに留意が必要であろう)。

これまでの住宅研究では、住宅市場から生まれる住宅問題に対して住宅政策が必要とされるが、しかし日本の住宅政策の場合、かえってその問題が悪化される点が強調されていたように思われる。公団・公庫による社宅支援が、相対的に賃金が高い大企業を中心になされ、相対的に賃金の低い中小企業労働者は薄い支援をしていることから、上に厚く下に薄い住宅政策と批判した原田の批判がその象徴である(原田 1985: 380-381)。本論文での分析も踏まえると、住宅資金を使う層が積極的に間貸しをしている事実を照らして、政策による世帯格差の媒介と、間貸しによる世帯格差の媒介とが、複雑に結びついていることもまた、示唆されるように思われる。

住宅部面においては、そもそもの住宅政策が平等を志向したとは言い難い側面があるが、ここには、住宅政策のロジックばかりでなく、世帯の階層的な位置づけに、政策を活用できない層・政策を活用する層が複雑に結びつくことで、平等概念を要求・具体化していくようなベクトルへと向かわなかったのではないだろうか。

### 6.3 今後の課題

最後に、本論文の課題についても一瞥しておきたい。本論文の分析をより精緻にする方向性とともに、必ずしも本論文の枠内では扱ってこなかった事項について列挙しておこう。

本論文の枠内で最も重要な課題は、職業別の分析である。42 および 52 において住宅資金および間貸しの分析を行ったが、しかし職業の分類・記述は報告書に負っており、分析まで至らなかった。しかし、福祉資金全体の利用者と住宅資金利用者との関係(サンプルの偏り)、そしてそれによる住宅資金および間貸しの特徴が導かれないことには、低所得層の没落防止・没落緩和機能を持ったのかは、必ずしも明らかでない。ここにおいて、社会階層の基本的な概念(職業、従業上の地位、企業規模)から今一度分析を行う必要がある。

それ以外には、第二に、労働力化と不動産経営の関係である。前項でも見たように、事実経過としては、間貸しのニーズは減少し、貸家のニーズは増加するため、供給主体の供給対象も間貸しからアパートへと変わっていくことは、なんら不自然ではない。ただしこれをどう総括するかという論点に関して言えば、自営業社会から雇用社会へと転換していく過程で、土地・生業と結びついた副業は衰退していく可能性もあれば、あるいは雇用社会の定着による退職金制度によって、副業が積極化される可能性もある。このような世帯資源戦略の変容をどうとらえるかというのが課題となる。

第三に、住宅調査史における本調査の位置づけである。調査主体である東京大学社会科学研究所と住宅調査との結びつきで言えば、1950 年前半に、社研以外の研究者も含めて、住宅調査・研究を行っていた(1952 年刊行『戦後宅地住宅の実態』、1953 年刊行『日本社会の住宅問題』、1956 年刊行『給与・公営住宅の研究』)。当時の社研の調査の担い手は、主として労働研究者と法学者であったが、たとえば関谷嵐子のように、住宅について少なからず言

及する論者も存在していた<sup>8)</sup>。このことを考えるとき、社会調査史という観点からみると、建築学者による住宅調査という「常識」が定着する前の時代において、ディシプリンあるいは専攻との関連から「誰が」住宅調査をしていたのかという整理もまた、重要ではないかと思われる。

#### [注]

- 1) 住宅資金を使って増築した広さ(部屋数)で見ると、1室が37件、2室が17件、3室以上は数件となっている。
- 2) 転居回数は1回が452件、2回が196件、3回以上が203件であった。持家の割合が多く、かつ借受時(1956～1960年)から調査時点(1962年)の期間で、これほど頻繁な転居があるとは、やや考えにくい。回答者によっては、借受時から調査時点ではなく、(例えば世帯主が生まれてから現在までなど)別の時間幅を想定して回答した可能性がある。
- 3) この点、被災からの回復のために住宅資金が用いられたかどうか、厳密には判断しがたい。戦後から1960年(本調査の対象は1956年から1960年に資金を利用した世帯である)に起こった、神奈川県も含んだ災害に限定すると、キティ台風(1949年)、狩野川台風(1958年)、伊勢湾台風(1959年)が挙げられる。他方、昭和36年梅雨前線豪雨(いわゆる36災害)は1961年であるから、これを受けて利用した世帯がいるとは考えにくい。
- 4) 今回、報告書に掲げられた職業分類を再分析することが叶わなかった。これについては、今後の課題としたい。
- 5) 本調査の直後、1963年からは、転貸費の拠出が認められることになった。引っ越し費用まで含めるのならば、持ち家世帯の支援には限定されないことになる。
- 6) 詳述は避けるが、いくつかの類型化が可能であろう。暮らし向き(I)の「楽になった理由」に基づいて類型化してみると、第一に、本来的成功型である。つまり、生業資金による事業収入増加であるが、事業収入の増加(回答者のうち40.3%、以下この注に関しては回答者に占める「あり」の回答割合を示す)、賃金収入の増加(23.6%)、生計中心者の就職(9.5%)、生計中心者の転職(3.6%)などが具体的に見て取ることのできる数値である。第二に、教育投資型である。修学資金によって高校あるいは大学へ進学することで、より安定した・高賃金の職業達成が果たされる(この分析は他稿に譲りたい)。第三に、必要生活費減少型である。世帯が細分化した場合(扶養家族減少は7.6%)と、病気からの回復(世帯員の病気回復4.2%、生計中心者の病気回復2.8%)の場合の2つが挙げられよう。
- 7) 前注6と同様の質問に対して、世帯員の就職(37.8%)、世帯員の転職(1.4%)という回答があり、ここでは子どもによる就職を想定している。
- 8) 上記1951～1956年刊行の主体となっている宅地総合研究会が、時期的に京浜工業地帯の調査と重なっているばかりでなく、労働研究者を中心にすすめられていたことが、下記の引用から明らかとなっている。「東大宅綜研の調査と前後して京浜工業地帯の総合調査が開始され、

その中の労働問題グループの手でいくつかの住宅問題調査がおこなわれている。」(関谷 1973: 193).

#### [謝辞]

本稿の執筆にあたり、東京大学社会科学研究所課題公募型二次分析研究会の活動の一環で復元した「福祉資金行政実態調査」のデータを利用させていただきました。記して感謝申し上げます。

#### [参考文献]

- 原田純孝, 1985, 「戦後住宅法制の成立過程——その政策論理の批判的検証」東京大学社会科学研究所編『福祉国家 6——日本の社会と福祉』東京大学出版会, 317-396.
- 神奈川県民生部保護課, 1962, 『住宅扶助(家賃・間代)受給者世帯実態調査——実家賃又は実間代と住居の状況との関連をめぐり』.
- 神奈川県民生部, 1963, 『福祉資金行政実態調査報告』.
- 厚生(労働)白書各年度版.
- 三浦文夫, 1996, 「社会保障体制と社会福祉」『季刊社会保障研究』31(4): 337-352.
- Pahl R.E., 1984, *Divisions of labour*, Oxford: Blackwell.
- 労働調査論研究会編, 1970, 『戦後日本の労働調査』東京大学出版会.
- 佐藤和宏, 2018, 「住宅政策の展開」田多英範編『『厚生(労働)白書』を読む——社会問題の変遷をどう捉えたか』ミネルヴァ書房: 267-286.
- 関谷嵐子, 1971, 「労働者の住宅問題」労働問題文献研究会編『文献研究日本の労働問題』総合労働研究所: 187-197.
- 新堀鑛麻治, 1968, 「地代・家賃——A. 民間住宅」金沢良雄・西山卯三・福武直・柴田徳衛編『住宅問題講座 5——住宅経営』有斐閣, 33-71.
- 住田昌二, 2015, 『現代日本ハウジング史 1914~2006』ミネルヴァ書房.
- 田多英範, 1994, 『現代日本社会保障論』光生館.
- 渡辺洋三, 1962, 『土地・建物の法律制度』[中]東京大学出版会.
- 住宅金融公庫, 1960, 『住宅金融公庫十年史』.

# 福祉資金の利用にともなう恥の規定要因 ——民生委員による伴走支援に注目して——

石島健太郎  
(帝京大学)

本稿の目的は、福祉的貸付の利用にともなう恥の規定要因を探ることにある。その際、民生委員の役割に注目する。福祉制度の利用にともなう恥の意識は、返済を動機づけるという点で制度の維持に道具的に利用される場合もある。しかし、とくに近年のマイクロ・クレジットをめぐる議論の中ではその逆機能的側面が指摘され、これを減じる方法も検討されている。本稿では、民生委員による伴走支援の意義を指摘した角崎（2013）の議論を踏まえ、これが利用者の恥を減らすのかを検討する。「福祉資金行政実態調査」のデータを再分析した結果、民生委員による支援が利用者にとって過剰でも過小でもないと感じられているとき、利用者は恥を感じにくくなっていた。この結果は角崎が指摘した民生委員による支援の理論的意義を経験的に確かめるものであるとともに、現代的にはマイクロ・クレジットの利用者への支援方法に対する示唆を与えるものである。

## 1 問題の所在

本章の目的は、福祉資金行政実態調査（以下、福祉資金調査）のデータを用い、福祉資金の借受にともなう利用者を感じる恥の意識の規定要因を明らかにすることにある。その際、ここではとりわけ民生委員による償還指導と、その結果として期待される計画的な償還の効果に注目する。

福祉資金調査に附帯する「福祉資金制度についての意見調査」には、「あなたは、この資金を借りることについて恥しい [ママ] 思いをしたことがありますか」、「あなたはこの資金を借りていることによって、気まずい思いをしたことがありますか」という項目がある。恥と気まずさの違いは明記されていないけれども、気まずさについては直後に「誰に対し、気まずい思いをしましたか」という付問（保証人、隣人、その他から選択）があるので、恥は対自的、気まずさは対他的な感情をそれぞれ想定して作られた設問であることが推察される。これらの質問項目は、福祉資金の利用には恥の意識がともなうことを行政が早くから認識し、その様子を把握しようとしていたことを示している。本章では、この項目への回答を目的変数として、こうした恥や気まずさが感得される様子が、世帯の属性や借受の種類・金額、民生委員による関係によってどのように異なるのかを明らかにする。

1960年代の調査の再分析によって取り組まれる上記の課題は、しかし以下の2点で現代と切り結ぶものである。第一に、福祉制度の利用にともなう恥は、それが潜在的逆機能として「発見」された時代を経て（Merton 1949=1961）、今ではむしろ当然に存在するものとして認識されている。もとより恥辱と屈辱は貧困経験の中心とも指摘されるが（Lister 2004=

2011), とりわけ日本社会では勤労という徳目がネオリベリズムと共振しながら称揚されていることが指摘されており(井手ほか 2016), 他国に比べても貧困の原因を個人の努力や道徳の欠如に求められがちである(Kluegel et al. 1995). たとえば生活保護では, こうした自助自立を重視する発想が利用を控えさせており(吉武 2019), そうした利用に恥の意識があることも指摘されている(稲葉 2013). 戦後福祉国家が立ち上がっていく時期において福祉制度利用に伴う恥の感覚を明らかにすることは, 現代の私たちも変わらずもってしまっている感覚を歴史の中に位置づけ, 過去との比較を可能にするだろう.

第二に, 福祉資金制度を広義のマイクロ・クレジット(Microcredit: MC)の取り組みと捉えるとき, とくにその先進国での広まりを踏まえると, 本章で分析する福祉資金調査はその先駆として捉え直すことができる. 無担保・少額・低金利の貸付によって世帯の自助更生を促すという点で, 福祉資金制度はMCと類似の仕組みをもっている. MCが耳目を集める契機ともなったムハマド・ユヌスによるグラミン銀行(バングラデシュ, 1983年~)に象徴されるように, これまでMCについては発展途上国での実践が注目されてきたが, 近年では先進国を対象にした研究も蓄積されつつある. 途上国と先進国の違いとして指摘される点のひとつは, 返済の遅滞や債務不履行のリスクを管理する方法である. 途上国ではグループを対象として貸付による互助と相互監視にその機能を託しているが(Karim 2008), 先進国ではコミュニティの弱さゆえにグループ貸付を行いにくい. そのため, 個別の連帯保証人や事業運営・金銭管理についての指導を導入する方法が注目されている(Pedrini et al. 2016). 次節に述べるように, 本章では貸付から償還までの伴走支援を行う民生委員の存在に注目するが, それは現代の先進国が行っている実践の先駆例として捉え直すことができるのである.

本章は以下のように構成される. 問題関心を述べた本節に続き, 次節では福祉の利用と恥をめぐる既存の研究を概観する. そこでは, とくに福祉資金制度についての広範な理論的検討をおこなった角崎(2013)に依拠しながら, 民生委員による伴走支援がもつ効果に注目するという分析視角が得られるだろう. 3節では分析の方法を述べ, 続く4節で分析の結果を述べる. 5節では分析結果を考察し, 結論を述べる.

## 2 先行研究と本論文の仮説

本節では, 福祉制度の利用と恥の関連についての先行研究を検討することを通じて, 福祉資金調査のデータを分析するための視角を得る. 先回りして述べると, 貸付という支援の方法においてこそ利用者に恥を感じさせないことに意義があり, そのための民生委員による支援に注目することが本章の着目点となるだろう.

福祉制度の利用と恥についての研究で多くを占めるのは, 現金ないし現物の給付をおこなう福祉制度を対象としたものである. これらは恥を福祉制度利用のコストみなし, とくに利用開始時に注目して数理モデルを構築するものと, 実際の利用者の感じるスティグマを



経験的に明らかにするものに大別される。前者は、Weisbrod (1970) を嚆矢として利用開始時におけるスティグマが制度利用を抑止することを数理的に説明するもので (Moffitt 1983; Besley and Coate 1992; Blumkin et al. 2008; 栗田 2017; Takahashi 2017), その様子の計量的な検証も蓄積されている (Riphahn 2001; Stuber and Schlesinger 2006)。

後者は、アメリカの Food Stamp や AFDC<sup>1)</sup>の利用者を対象とした調査に基づいている。ここでは、利用者に恥を感じさせやすくする属性として、長期の教育を受けていることや地域の福祉権協会との関わりが疎遠であること、近隣住民に制度の利用を知られること、知り合いや家族に制度の利用者がいないことなどが (Horan and Austin 1974; Rogers-Dillon 1995), また恥を感じやすい人の意識として、伝統的価値観が強いこと、ケアする母親としてのアイデンティティをもたないこと (Kerbo 1972; Jarret 1996) などがそれぞれ指摘されている。くわえて、個人の属性や意識のみならず、制度設計と恥の関連としては、現金支給や受給期間の長期化、受給条件の厳格化、少ない受給額、特定の社会的カテゴリを対象とすることなどが、恥を感じやすくさせるものとして指摘されてきた (Stuart 1975; Horan and Austin 1974; Murray 1984; Williamson 1974)。

以上の研究群、とりわけ後者の恥の規定要因をめぐる研究は、福祉資金調査において利用者の恥の感覚を分析する際にも参考になる知見を含んでいる。しかし、これらの研究は給付という手段を用いた福祉制度を対象としたもので、福祉資金制度のように貸付という手段によるものではない。そこで次に、貸付という方法に注目した研究を概観する。

福祉資金制度や、その流れを汲む現在の生活福祉資金貸付制度は、生活困窮者への支援の中でも生活保護などと比べてややマイナーな位置にある。そのため、この制度を対象とした研究はそれほど蓄積されておらず、実態の調査が散発的に行われているにとどまっている (岩田・鳥山 2006; 社会福祉法人全国社会福祉協議会 2014)。しかしその中であって、角崎 (2013) はこの制度について歴史・理論の両面から網羅的に検討し、とりわけ給付ではなく貸付にともなう利用者の恥を緩和する方策の提案も行っているため、その議論を確認しよう。

既存の研究では (角崎 2013: 11), 生活保護に代表される給付は救貧、すなわちすでに貧困状態にある人々を対象としている一方、福祉資金制度のような貸付は防貧、すなわち貧困状態に転落するリスクの大きい、いわゆるボーダーライン層の人々を対象としているというのが通説的な理解となっている。角崎によれば、こうした分担関係の想定が、貸付にともなう恥の淵源となっているという。というのも、この想定のもとでは、貸付によっても貧困状態に転落してしまった者は、ボーダーライン層から離陸する能力がなかった (本来、給付によって対処すべきだった) 者としてスティグマ化されてしまうからである。

こうしたスティグマの存在自体は、現在の公共政策を駆動する平等主義的リベラリズムのもとでは消し去ることできないと角崎は言う。すなわち、仮に本人に帰責できない不運が補償されたとしても、貸付を受けて以後の本人に帰責可能な失敗 (具体的には債務不履行)

が補償されることはない。なぜなら、貸付契約をおこなうという選択に際しては、そうした失敗のリスクを踏まえた本人の判断が介在しているはずだからであり、むしろそうした本人の自己決定を尊重するからこそ、貸付契約をおこなうという選択も保証されているのである。平等主義的リベラリズムにおいては、自分で決めたことへの責任は自分でもつことが要請されるのであり、ゆえに貸付にともなう失敗がスティグマに、ひいては本人の恥の感情につながる回路を完全に寸断することはできない。

それでもなお、このスティグマの緩和を目指すのであれば、どのような方法があるだろうか。そこで角先が提案するのが、償還指導と返済計画の柔軟な設定である。すなわち、借り手に対して生活を指導し、計画的な返済を促す伴走支援をおこなうこと、また同時に状況に応じて返済計画を見直し、決済を猶予するのである。時間がかかったとしても返済ができるのであれば、借り手は借り手としての責任を果たし、正しく貸借関係を解消することができる。そのために必要なのは、返せない借り手にいたずらにペナルティを与えるのではなく、借り手が責任を果たせるように指導することなのだ。これが制度的に実装されてきてはじめて、福祉的貸付という手法はその真価を發揮するという<sup>2)</sup> (角崎 2013: 278)。

本論文では、以上の角崎による理論的考察を踏まえつつ、これを福祉資金調査のデータを用いて経験的に検討する。その際、とくに民生委員による伴走支援の効果に注目し、以下2つの仮説を検証する。

仮説1：民生委員による償還指導は、貸付にともなう恥や気まずさを減らす

仮説2：そうした指導の効果は、計画的な返済が可能になることを通じて発揮されている。

なお、スティグマの緩和および償還指導という論点は、福祉資金制度に似た仕組みであるマイクロクレジット (Microcredit: MC) をめぐる既存の議論にも示唆を与えるものと思われるので、ここでその点について確認しておこう。

20世紀後半から注目を集めているMCは、グラミン銀行を端緒として発展途上国を中心に広まったもので、福祉資金制度がその淵源をもつものではない。しかし、無担保・少額・低金利の貸付を通じた世帯の自助更生を促すという点で、福祉資金制度はMCの近代における先駆的一例とみなすことができるだろう。零細自営業のみならず就学や病気療養なども支援対象にしているという点で、近年の分類ではソーシャル・マイクロクレジットに該当するといえる (Lämmermann 2010)。そこで、以下ではMCと恥についての既存の議論を確認しよう。

発展途上国を中心に広がったMCにおいても、借り手の感じる恥は早くから認識されていた。ただし、ここでは恥は解決すべき問題としてよりも、借り手を複数人のグループにまとめて貸付をおこなう仕組みにおいて、返済を動機づける感情的な資源とされている。たとえば、ニジェールでは返済しない人の名前が銀行に張り出される (Federisi 2014)。あるいは

バングラデシュでは、破産した女性は家族に食事を作る米を炊く瓶を奪われるという罰を受ける——これはバングラデシュでは耐え難いほどに面目を失う事態であり、夫から見捨てられ、村を追われ自死に至る人すらいる (Karim 2011)。これらの研究によれば、こうした社会的な制裁があるからこそ、それを避けるための借り手の相互監視が発達して MC の高返済率が実現されるとともに、制度としての持続も可能になるという。恥は道具的に制度に組み込まれているのである (Karim 2008) しかし、こうした恥の「利用」については、その結果もたらされるホームレス化、移民<sup>3)</sup>、自殺などに対する批判も出現しつつあり (Bylander 2014)、途上国における MC が解決すべき今後の課題となることが予想される<sup>4)</sup>。

一方、先進国における MC とも、本研究はまた違った文脈で接点をもつ。上記のように、MC は発展途上国を中心に広がり、その研究もおもに開発経済学で蓄積されてきた。先進国でこれまで MC が発達してこなかったのは、銀行の経営効率が高いために相対的に低利子で貸付をおこなうことができ、かつ銀行の支店も多いためにそうした貸付に人々の多くがアクセスできるため、MC が発達する余地が小さかったことなどが原因として指摘されている (Pedrini et al. 2016)。しかし近年では先進国で MC を展開する組織も徐々に増えつつあり、研究も散発的にはあるものの行われるようになってきている。先進国における MC の特徴として、発展途上国に比べて地縁的なつながりが乏しいためにグループ貸付が発達しないことが挙げられる。グループ貸付は、債務不履行に至った場合に起こる社会的制裁を借り手に予期させることで返済を動機づける機能をもち、結果的にそれが制度を持続可能にするのであった。このことを踏まえると、それを使えない先進国においては、別の方法で返済が動機づけられなければならない。そこで先進国の MC では、貸付に際して担保や保証人が求められるようになっており、いくつかの研究では保証人の存在や人数が返済を促進することも経験的に確かめられている (Churchill 1999; Jaunaux 2009)。さて、これらの研究で対象となっている保証人は、借り手の破産に際して債務を負う連帯保証人である。しかし、先進国において MC が発展する条件を検討した Pedrini et al. (2016) によれば、そうした連帯保証人のみならず、借りた資金の運用や、その資金を元手にした事業についての教育機関をつくることも、先進国における MC の発展に寄与するという。本研究が注目する民生委員による償還指導は、まさにこうした伴走支援のひとつである。福祉資金調査は、先進国における MC が現在直面している課題にとっての半世紀早い経験的事例であるといえる。

以上、本節では福祉制度の利用にともなう恥の緩和について既存研究を概観し、民生委員の伴走支援に注目するという視座を得た。またこうした問題設定と分析視角が MC をめぐる議論とも接続しうることを指摘した。

### 3 データと方法

本節では、用いるデータと変数、および分析方法を述べる。繰り返すように、本章で分析対象とするのは福祉資金調査の対象世帯である。ここでは分析にもちいる以下の変数に欠

損のない世帯のデータを用いる。従属変数もすでに見たように、各世帯の調査票に附帯した意見調査の表から、恥については「あなたは、この資金を借りることについて恥しい[ママ]思いをしたことがありますか」、気まずさについては「あなたはこの資金を借りていることによって、気まずい思いをしたことがありますか」という2つの質問の回答をそれぞれ用いる。前者は「する・しない」の2択で、後者は「全然ない」「多少ある」「かなりある」という3段階の順序尺度で、それぞれ尋ねられている。これらへの回答をそれぞれ従属変数として、前者の恥については2項ロジスティック回帰分析を、後者の気まずさについては順序ロジスティック回帰分析を行う。

独立変数は、前節で見た本論文の理論的視座を踏まえた仮説に検証するものとして、民生委員による指導の程度と返済状況を用いる。民生委員からの指導については、同じく意見調査から「資金運用の相談や指導について」という項目を用いる。回答は「このままでよい」「もっと指導してほしい」「あまり指導しなくてよい」「その他」「わからない」の5つから選択する形式となっている。返済状況については、すべての資金種別について共通して尋ねられている「返済の実際」という項目を利用する。こちらは「申請通り返した(てる)」と「申請よりおくれた(ている)」の2択で尋ねられている<sup>5)</sup>。

共変量には、前節にみた給付にともなう恥を対象とした諸研究を踏まえつつ、まず人口学的な変数として世帯主の性別と年齢を投入する<sup>6)</sup>。また、社会経済的地位として世帯主の学歴(未就学・初等学歴・中等学歴・高等学歴)と就業状態(有業・無業)、世帯の等価可処分所得を投入する。以上はすべて貸付時点ではなく、恥や気まずさが尋ねられたタイミングである調査時点の値を用いる。

さらに、借りている資金に関連した変数として、まずその種別を事業・生業開始資金、事業・生業継続資金、住宅資金、住宅資金、療養資金の5カテゴリに再分類して投入する。また、借入額と既返済額をそれぞれ投入する。くわえて、貸付の効果の有無をそれぞれの資金について操作的に定義し投入する。すなわち、事業・生業の開始および継続資金については、「この資金によつて事業収入がふえましたか」という問いに「ふえた」と回答した世帯、住宅資金については「資金を借りる前に比べ今のすまいは暮し良くなりましたか」という問いに「よくなった」と回答した世帯、修学資金については「修学状況」の項目で「順調に卒業(進級)した」と回答した世帯、療養資金については「治療の状況」の項目で「全治した」ないし「医師の指示通り治療している」と回答した世帯を、貸付の効果があった世帯とみなした[想われた効果]。これは、当時の報告書の語でいう「想われた効果」、すなわちそれぞれの資金が第一義的に想定し狙った効果の有無を示す変数であるといえる。

分析に際しては、まず共変量のみを投入したモデルを推定した上で、民生委員による指導の変数を投入し、その効果を確認する(仮説1)。次いで返済の遅れの変数を投入し、その効果および民生委員による指導の係数の変化から変数間の媒介関係を確認する(仮説2)。

## 4 結果

表 1 に分析に用いた変数の記述統計を示す。世帯主の年齢は 40～50 代に集中しており、相対的に女性・初等学歴・有業の人が多い。借りている資金については住宅資金が若干少ないもののそれぞれの資金が広く利用されており、2/3 程度の世帯で資金の効果が実感されている。民生委員の指導は半数程度がこのままでよいと回答している。1/4 程度の世帯で返済が遅れている。従属変数である恥や気まずさについては、第 1 節に触れたような福祉利用にともなうスティグマの問題を指摘する研究群を踏まえると、感じていないという回答が思いのほか多い印象を受ける。一方、1～2 割程度の世帯では恥や気まずさが感得されており、その規定要因は以下の多変量解析によって推測される。なお、福祉資金調査は悉皆調査であるため、有意性検定は時空間的に近接する福祉資金利用者へ敷衍できる程度を示すものとして捉える。

表 1 記述統計

		度数	パーセント
恥しい思い	しない	2912	68.02
	した	599	13.99
気まずい思い	全然ない	2634	61.53
	多少ある	708	16.54
	かなりある	110	2.57
世帯主の性別	男性	1649	38.52
	女性	2625	61.32
世帯主の学歴	未就学	377	8.81
	初等学歴	2627	61.36
	中等学歴	1105	25.81
	高等学歴	172	4.02
世帯主の就業状態	有業	3815	89.11
	無業	466	10.89
資金種別	生業開始資金	1166	27.24
	生業継続資金	1207	28.19
	住宅資金	286	6.68
	修学資金	968	22.61
	療養資金	654	15.28
貸付の効果	効果あり	2948	68.86
	効果なし	1333	31.14
民生委員による指導	あまり指導しなくてよい	122	2.85
	このままでよい	2239	52.30
	もっと指導してほしい	446	10.42
	わからない	224	5.23
返済の遅れの有無	遅れていない	3140	73.35
	遅れている	1141	26.65
		平均	分散
世帯主の年齢		47.67	8.52
世帯の等価可処分所得 (千円)		16.71	8.47
借受額 (千円)		45.86	29.18
既返済額 (千円)		18.14	16.65

表2 多変量解析の結果

	モデル1	モデル2	モデル3	モデル4	モデル5	モデル6
世帯主の性別 (参照：女性)						
男性	0.312 **	0.301 **	0.261 *	0.331 ***	0.318 **	0.213 *
世帯主の年齢	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
世帯主の学歴 (参照：中等学歴)						
未就学	0.392 *	0.399 *	0.404 *	0.104	0.105	0.104
初等学歴	0.156	0.160	0.166	-0.083	-0.081	-0.073
高等学歴	-0.100	-0.085	-0.088	-0.062	-0.051	-0.055
世帯主の就業状態 (参照：有業)						
無業	0.027	0.020	0.006	-0.003	-0.011	-0.042
世帯の等価可処分所得 (千円)	-0.001	0.000	0.000	-0.009	-0.007	-0.006
資金種別 (参照：療養資金)						
生業開始資金	-0.361 *	-0.359 *	-0.402 *	-0.010	0.000	-0.109
生業継続資金	-0.314 *	-0.307 *	-0.343 *	-0.132	-0.122	-0.217 †
住宅資金	-0.426 *	-0.404 †	-0.404 †	-0.404 *	-0.380 *	-0.368 †
修学資金	-0.930 ***	-0.901 ***	-0.831 ***	-0.883 ***	-0.853 ***	-0.672 ***
借受額 (千円)	-0.001	-0.001	-0.001	-0.004 *	-0.004 *	-0.004 *
既返済額 (千円)	-0.012 ***	-0.011 **	-0.008 *	-0.017 ***	-0.016 ***	-0.010 **
貸付の効果 (参照：効果なし)						
効果あり	-0.226 *	-0.204 *	-0.167	-0.421 ***	-0.392 ***	-0.308 ***
民生委員による指導 (参照：このままでよい)						
あまり指導しなくてよい		0.579 **	0.573 **		0.679 ***	0.676 ***
もっと指導してほしい		0.347 **	0.342 **		0.501 ***	0.492 ***
わからない		0.576 ***	0.540 **		0.724 ***	0.637 ***
返済の遅れの有無 (参照：遅れていない)						
遅れている			0.283 **			0.717 ***
n	3471	3471	3471	3411	3411	3411
AIC	3119.9	3105.2	3100.1	4228.5	4192.0	4136.6

† p < .1, \* p < .05, \*\* p < .01, \*\*\* p < .001  
 従属変数の参照カテゴリは「恥しい思いをしない」 従属変数の参照カテゴリは「気まずい思いをしたことが全然ない」

表2左に恥を従属変数とした2項ロジスティック回帰分析の推測結果を示す。モデル1は人口学的変数および社会経済的地位、そして利用した貸付についての基本的情報を投入した結果である。このなかでは、世帯主の性別と学歴に有意な効果が見られる。すなわち、世帯主が男性である場合に、また世帯主が中等学歴である場合に比べて未就学である場合に、貸付にともなう恥が強く感じられている。ただし、それ以外の世帯主や世帯についての情報はほとんど有意な効果をもっていない。むしろ、恥や気まずさを強く規定するのは貸付とその返済をめぐる状況である。まず資金種別で見ると、療養資金に比べてその他の資金を借りている場合には、恥や気まずさを感じる傾向が小さい。とくに修学資金の係数の絶対値は大きく、その利用にともなうスティグマが相対的に小さかったことがわかる。また貸付の効果があつたか否かの影響も強い。当時の報告書でいう「想われた効果」、すなわちそれぞれの種別の福祉資金の本来の目的が達成されている場合に、恥は小さくなっていた。なお、既返済額の係数は有意であるものの、回帰係数は小さく影響は少ない。

ここに民生委員による指導の程度を示す変数を投入した結果がモデル2である。ここでは、回答者数の少ない「その他」を除いて、「このままでよい」を参照カテゴリとしたダミー変数で投入している。この結果によれば、モデル1で投入した変数の効果は大きく変わらないままに、民生委員の指導の有無も有意な効果を示している。すなわち、「資金運用の相

談や指導について」という項目で「このままでいい」と回答した世帯に比べると、「もっと指導してほしい」、「あまり指導しなくてよい」、そして「わからない」を選んだ世帯のどれも恥を感じやすい。回帰係数をみると、なかでも指導が過剰であると考えている世帯や、適切な指導の程度がわからない世帯でより恥が感じられやすい様子がわかる。ここから、貸付にともなう恥について、仮説1は暫定的に支持される。また、民生委員の指導は多ければ多いほどいいわけではなく、世帯によってちょうどよいと感得されている必要があることがわかる。

しかし、こうした民生委員による指導による恥の低下は、指導自体ではなく指導を通じた順調な返済によって起きている可能性もある。そこで、これを確認するために返済の有無を投入した結果がモデル3である。AICはモデル3がもっとも小さくあてはまりがよい。この結果をみると、まず返済が遅れることによって恥を感じやすくなることが確認できる。しかし、民生委員による指導の回帰係数は、指導の程度が「わからない」と回答した世帯について若干の低下が見られる以外はモデル2と大差はない。そこで、返済の遅れの有無を従属変数とした2項ロジスティック回帰分析を行うと、民生委員による指導について「もっと指導してほしい」、「あまり指導しなくてよい」という回答と返済の遅れには関連はなく、「わからない」と回答した世帯で返済が遅れる傾向がみられた。以上から、民生委員からの望ましい指導の程度について「わからない」と回答した世帯が相対的に恥を感じやすいのは、返済が遅れることを経由していることがわかる。しかし、返済の有無の変数を投入することによる回帰係数の効果が微弱なことから、この媒介関係に吸収される効果は小さく、民生委員による指導を適切に受けていることと、返済が遅れていないことはほぼ独立して恥を感じさせにくくなることがわかる。

以上の分析から、仮説1は順調な返済の媒介を想定してもなお支持される一方、仮説2は棄却される。すなわち、遅滞のない返済それ自体は恥を感じにくくさせるけれども、それは民生委員による指導によってもたらされているわけではない。

続いて表2右に、気まずさを従属変数とした順序ロジスティック回帰分析の推測結果を示す。恥を従属変数とした分析と同様に、こちらでもモデル4から6まで順次変数を追加している。生業開始資金の利用や未就学であることなどの効果に若干の違いはあるものの、おおむね係数が有意となっている変数やその正負・大小については恥を従属変数とした分析と大差はない。ただし、返済の遅れの変数を投入することによって、民生委員による適切な指導の程度がわからないという回答の回帰係数は、恥を従属変数とした場合に比べて有意なまま減少している。これは民生委員による適切な指導の程度がわからないと回答した世帯が恥を感じやすいことのうちのある程度が、返済の遅れを媒介していることを示している。以上から、気まずさについても、まず仮説1は支持される。すなわち、民生委員の関わりは、気まずさを感じさせにくくする。その上で、仮説2についてはごく部分的に支持される。すなわち、適切な指導の程度がわからないという世帯に比べると、適切であると感じ

られている世帯では返済が順調になる傾向にあり、これを經由することで気まずさを感じられにくくなっている。ただし、民生委員に対し「もっと指導してほしい」ないし「あまり指導しなくてよい」と回答した世帯が気まずさを感じやすいことについて、返済の遅れによる媒介はみられない。

## 5 考察と結論

本章では、福祉的な貸付の利用にともなう対自的なスティグマの規定要因を明らかにすることを目的とし、福祉資金調査のデータの再分析を、とくに民生委員による伴走支援の効果に着目して行った。

その結果、まず概して制度の設計に叶った「よい利用者」であることが福祉資金の利用にともなう恥や気まずさを減らすことにつながっていたことが明らかとなった。ここでの「よさ」は、まず貸付から返済に至るまでの期間に優良であることを意味する。返済額が多く、返済が遅れていないこと、すなわち債務不履行の可能性が小さいことが、恥や気まずさを感じにくくさせる。そしてまた、これは返済以後の展望まで含めて優良な世帯であることをも意味する。貸付を受けなければならなかった原因を、その目的通りに乗り越えた世帯において、恥や気まずさは減っている。この点は、資金種別でみて修学資金を借りている場合にとくに恥や気まずさが小さくなりやすいことにも通底する。高校進学による人的資本の蓄積という発想は1950年代には意識されていたものの、当時は経済的理由により多くの場合進学は困難であった（相澤 2016）。それに対し1960年代になると、進学は貧困脱却のための現実的な手段となり始める。ここでも学費や学用品の工面といった経済的な問題は立ち塞がるが、それさえクリアできれば、子どもは将来の家計を支えるエンジンともなりえる存在だった（開田 2016）。つまり、貧困からの離陸可能性に資する修学資金は、世帯「更生」という目的が果たされやすい資金だったのである。それゆえ、その利用においても恥や気まずさを感じられにくかったのだろう。療養資金の利用がどの資金種別に比しても恥や気まずさを感じやすくさせる傾向にあることも、同様の解釈が可能だ。すなわち、療養資金の利用者は高齢者に偏っており、仮に療養資金を通じて心身の不調が回復したとしても、世帯の暮らし向きに大きく貢献することは難しい。世帯「更生」という目的に照らして抜本的な効果を生みづらい療養資金は、どうしても利用にともなう恥や気まずさをともないがちになるのである。

本章がとくに注目した民生委員による指導については、それ自体が独立してもつ効果が確認された。民生委員による指導を世帯が適切と思える程度に過不足なく行われているとき、世帯が感じる恥や気まずさは減る。そして、この効果は民生委員の指導を通じて返済が順調になることを經由するというよりは、指導それ自体によって発揮されている。

角崎（2013:279）によれば、「福祉的貸付とは、【貸付して返済期日まで無為に待つ】ことではないし、「返せ、返せ」と督促することでもない」。民生委員の支援が少なすぎれば返済



までの道筋が見通しづらくなる一方、多すぎれば単なる取り立てに接近してしまう。その支援が中庸であるときに、民生委員は返済計画の見直しを立て、遅れたとしても貸借関係の解消に導くという独自の役割を發揮するのだ。今回の分析で対象となっている世帯に対して、民生委員が具体的にどのような支援をしていたのか、その詳細を調査票からうかがい知ることができない。しかし、民生委員が付かず離れずの適切な距離感で関わり続けることが返済とは別の回路で福祉資金利用にともなう恥や気まずさを減らしていたのだとすれば、それは貸借関係の解消に向けた道筋が常に提示されていたことの効果として解釈しうる。角崎が提示した民生委員による伴走支援がもつ理論的意義を、本研究の結果は経験的に確かめるものになっていると言えるだろう。

また、1960年代の日本のデータに基づく知見を別の社会へ軽々に敷衍することは慎まなければならないけれども、十分な留保をつけた上で、これは諸外国でのMCの展開に対しても示唆的である。第2節でみたように、まず途上国においては貸付にともなうスティグマは償還を促進するための道具として制度に組み込まれ、その弊害が指摘されているのであった。この点、償還指導を通じて貸借関係の解消への道筋が示され続けることは、こうした弊害を緩和する方法になるかもしれない。一方で先進国においては、民生委員の指導に似た教育指導によって償還を促し、スティグマに頼らずに制度を持続可能にしようとする試みがあるのだった。しかし、民生委員による指導が恥を減らしたとしても返済の遅れを抑止するには十分でなかったことを踏まえると、結局は連帯保証人のように指導にとどまらない役目を負う人を据える必要があるかもしれない。また逆に、現代の諸外国あるいは日本において、償還指導がスティグマや返済の遅れにどのような効果があるかが明らかになれば、1960年代日本という社会の特殊性を明らかにすることができるだろう。

ただし、本章の分析は以下の限界をもつ。まず、民生委員の指導の程度は、あくまで世帯から感得されている程度として回答されているものであるから、「このままでよい」と回答した世帯であっても、それは必ずしも当該の民生委員が本当に適切な支援をしていたことを意味するものではない。ある世帯で適切とされている程度の支援が、世帯によっては過剰ないし過小と捉えられている可能性はあり、こうしたずれを今回の分析では掬い取ることができていない。また、クロスセクションデータの分析に避けがたく付きもの問題として、本研究の分析結果はあくまで相関を示すものに過ぎない。すなわち、恥を感じている世帯ほど民生委員の関わりに過不足を感じているという可能性を、今回の結果は排除できていない。とくに、福祉資金の利用に恥を感じている世帯が、そうであるからこそ、民生委員の関わりを煩わしく過剰と考えることは十分に考えられる。また、恥を感じているからこそ、より綿密な指導をしてほしいと思うこともあるかもしれない。とはいえ、この点を精査するためにパネルデータを整備することは実際には難しいと思われるため、民生委員による指導や返済の過程とスティグマの絡み合いを解きほぐすには、詳細な質的分析を用いることが現実的かつ有効であろう。

以上、本章では福祉資金制度を利用した人々のスティグマの規定要因を探った。現在、福祉資金制度の利用者は縮小傾向であることもあって、貸付という手法は政策研究の対象となりにくい。しかし、コロナ禍に苛まれた2020年は——給付が財政的に難しいこともあってか——特例貸付（緊急小口資金および総合支援資金生活支援費）が困窮する人々への経済的支援として実施され、にわかに話題となった。今後も経済的な危機が訪れるときには、貸付がひとつの政策的手段となるだろう。借りた人々を返した人々へと導き、利用者の対自的スティグマを減らす伴走支援の意義は、そのたびごとに振り返られてよい。

#### [注]

- 1) Food Stamp は食糧費補助を行う公的扶助制度。AFDC (Aid to Families with Dependent Children) は、主に母子家庭を支援する制度。後者は現在、TANF (Temporary Assistance for Needy Families) に代わられるかたちで廃止されている。
- 2) 角崎によれば、こうした償還指導は防貧を貸付によっておこなうことの積極的意義に関わるものでもある。給付と異なり、貸付は失敗のリスクを引き受けることも含めて、利用者が返済に向けて生活を自由かつ主体的に設計することを可能とする。それゆえ貸付は給付に比べると利用者を強く市場社会に統合するのである。ただしこのときには、適切な返済計画を立てられなければならない。そこで償還指導が必要になる。
- 3) Bylander (2014) のインフォーマントは、返済のために家財を売ったり、あるいは破産して法的に介入してもらったりすることによって、家族に恥をかかせることになるくらいなら、移民の方がリスクが少ないという選好を語っている。
- 4) このほか、貧困対策としての効果一般に対しても、借りられたお金が本来の目的である小規模事業ではなく当座の生活資金に使われてしまうことや、返済のために別のインフォーマルな金貸しを利用することで多重債務に陥ること、またグループ貸付を可能にする基盤であったはずの土着の社会的紐帯を破壊するといった問題点も指摘されてきている (Dichter 2007; Hulme 2013; Bylander 2015)
- 5) なお、調査票には資金の借受額と既返済額・未返済額、そして償還期間の項目がある。これらを組み合わせ、利子を含めた返済を要する総額とそのなかに占める既返済額の割合を計算し、これと予定された償還期間に占める借受時点から調査時点までの期間の割合を比較することで、償還がどの程度順調かを定量的に推し量ることはできる。しかし、返済方法には年賦・半年賦・月賦の3種類があるため、この方法では調査時点の直後に年賦や半年賦で返済する世帯の返済状況を過剰に遅れていると評価してしまう可能性がある。また、資金の種別により返済が軌道に乗るまでのタイミングは異なると思われるため、一律の基準で遅れているか否かを判断することは難しい。そこで、ここでは遅れているか否かを直接に2値で尋ねた項目を用いる。
- 6) 大日本育英会（日本育英会を経て現・日本学生支援機構）の事業開始は1943年で、1930年

以降生まれ（調査時点で32歳以下）はおおよそ日本において国家規模の奨学金を利用した第1世代にあたる（白川 2018）。この点を踏まえて年齢を10年ずつのカテゴリに変換し、世代間の差に注目した分析も行ったが、結果は本文中のように年齢を連続変数として扱ったものと大きくは変わらなかった。

#### [謝辞]

本稿の執筆にあたり、東京大学社会科学研究所課題公募型二次分析研究会の活動の一環で復元した「福祉資金行政実態調査」のデータを利用しました。

#### [参考文献]

- 相澤真一, 2016, 「社会調査データから見る子どもと貧困の戦後史」相澤真一・土屋敦・小山裕・開田奈穂美・元森絵里子『子どもと貧困の戦後史』青弓社, 29-50.
- Besley, T. and S. Coate, 1992, "Understanding Welfare Stigma: Taxpayer Resentment and Statistical Discrimination," *Journal of Public Economics*, 48(2): 165-83.
- Blumkin, T., Y. Margalioth and E. Sadka, 2008, "The Role of Stigma in the Design of Welfare Programs," *Cesifo Working Paper No. 2305*.
- Bylander, M., 2014, "Borrowing across borders: Migration and microcredit in rural Cambodia," *Development and Change*, 45(2): 284-307.
- , 2015, "Credit as Coping: Rethinking Microcredit in the Cambodian Context," *Oxford Development Studies*, 43(4): 533-553.
- Churchill, C. F., 1999, *Client-Focused Lending: The art of individual lending*, Washington, D.C.: Calmeadows.
- Dichter, T. W. 2007, Can microcredit make an already slippery slope more slippery?: Some lessons from the social meaning of debt, T. W. Dichter and M. Harper eds., 2007, *What's wrong with microfinance?*, Rugby: Practical Action Publishing.
- Federici, S., 2014, "From Commoning to Debt: Financialization, Microcredit, and the Changing Architecture of Capital Accumulation," *South Atlantic Quarterly*, 113(2): 231-44.
- Horan, P. M. and P. L. Austin, 1974, "The Social Bases of Welfare Stigma," *Social Problems*, 21(5): 648-57.
- Hulme, D., 2003, "Is microdebt good for poor people? A note on the dark side of microfinance," M. Harper ed., *Microfinance: Evolution, Achievement and Challenges*, Rugby: Practical Action Publishing, 155-7.
- 井手英策・古市将人・宮崎雅人, 2016, 『分断社会を終わらせる——「だれもが受益者」という財政戦略』筑摩書房.
- 稲葉剛, 2013, 『生活保護から考える』岩波書店.

- 岩田美香・鳥山まどか, 2006, 「母子福祉資金貸付制度に関する母子自立支援員への調査結果報告」『教育福祉研究』12: 141-87.
- Jarrett, Robin L., 1996, “Welfare Stigma among Low-Income, African American Single Mothers,” *Family Relations*, 45(4): 368-74.
- Jauniaux, L. and B. Venet, 2009, “Individual microcredit and social pressure.” *First European Research Conference on Microfinance*.
- 角崎洋平, 2013, 『福祉的貸付の歴史と理論』立命館大学大学院先端総合研究科 2012 年度博士論文.
- 開田奈穂美, 2016, 「貧困からの脱却と子どもの高校進学」相澤真一・土屋敦・小山裕・開田奈穂美・元森絵里子『子どもと貧困の戦後史』青弓社, 105-31.
- Karim, L., 2008, “Demystifying Micro-Credit: The Grameen Bank, NGOs, and Neoliberalism in Bangladesh”, *Cultural Dynamics*, 20(1): 5-29.
- Kerbo, H. R., 1972, “Stigma of Welfare and a Passive Poor,” *Sociology and Social Research*, 60: 173-87.
- Kluegel, J. R., G. Csepeli, T. Kolosi, A. Orkeny and M. Nemenyi, 1995, “Accounting for the rich and the poor: Existential justice in comparative perspective,” J. R. Kluegel, D. S. Mason and B. Wegener eds., *Social justice and political change, public opinion in capitalist and post-communist states*, Oxford: Taylor & Francis, 179-207.
- 栗田健一, 2017, 「納税者の怒りと公的扶助の最適水準」『経済論究』159: 1-7.
- Lämmermann, S. 2010, Microcredit in France: Financial Support for Social Inclusion, Carboni, B.J., M. L. Calderón, S. R. Garrido, K. Dayson and J. Kickul eds., *Handbook of Microcredit in Europe*, Northampton: Edward Elgar.
- Lister, R., 2004, *Poverty*, Cambridge: Polity. (松本伊智朗監訳, 2011, 『貧困とはなにか——概念・言説・ポリティクス』明石書店.)
- Merton, R. K., 1949, *Social Theory and Social Structure*, New York: Free Press. (森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳, 1961, 『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- Moffitt, R., 1983, “An Economic Model of Welfare Stigma,” *The American Economic Review*, 73(5), 1023-35.
- Murray, C., 1984, *Losing Ground: American Social Policy, 1950-1980*, New York: Basic Books.
- Pedrini M., V. Bramanti, M. Minciullo and L. M. Ferri, 2016, *Rethinking Microfinance For Developed Countries*, *Journal of International Development*, 28: 281-302.
- Rogers-Dillon, Robin, 1995, “The dynamics of welfare stigma,” *Qualitative Sociology*, 18(4): 439.
- 白川優治, 2018, 「奨学金制度の歴史的変遷からみた給付型奨学金制度の制度的意義」『日本労働研究雑誌』60(5): 16-28.
- Stuart, Archibald, 1975, “Recipient Views of Cash versus In-Kind Benefit Programs,” *Social Service Review*, 49(1): 79- 91.

- Takahashi, M., 2017, "Spatial Probit Analysis on Welfare Stigma: Evidence from Japan," *Panel Data Research Center at Keio University Discussion Paper Series*.
- Weisbrod, B. A., 1970, "On the Stigma Effect and the Demand for Welfare Programs: A Theoretical Note," *IRP Discussion Papers*.
- Williamson, J. B., 1974, "The Stigma of Public Dependency: A Comparison of Alternative Forms of Public Aid to the Poor," *Social Problems*, 22(2): 213-28.
- 吉武理大, 2019, 「貧困母子世帯における生活保護の受給の規定要因——なぜ貧困なのに生活保護を受給しないのか」『福祉社会学研究』16: 157-178.
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会, 2014, 『生活福祉資金（総合支援資金）借受世帯の現況調査報告書』

# 街のなかの子育てと夫婦

## —団地居住者生活実態調査（1965）の二次分析—

前田一歩

（東京大学大学院）

日本の家族社会学が行う父親の育児参加に関する研究は、父親の育児参加を阻害する要因として性別役割分業意識や長時間労働を問題化してきた。しかしこうした要因が形成された高度成長期における男性の育児参加は十分な蓄積があるわけではない。本研究は1965年の団地において、親が子どもと共に外出することに着目し、妻と夫の、平日と休日の比較分析を行うことで、当時の父親の育児参加の様相を示す。そのために「団地居住者生活実態調査」の生活時間調査に含まれる「外出先で育児」という行動についての重回帰分析と、その内容をテキストマイニングを用いて分析する。分析の結果、妻・平日と夫・休日では「外出先で育児」を行いやすくする要因が異なることを示す。さらに自由記述回答の内容を分類すると、子どもを伴って外出することは「家事的な外出・近隣での遊び・遠出しての遊び」に分かれ、その配分が夫婦や家庭の状況によって異なることを明らかにする。

### 1 はじめに

#### 1.1 研究の背景

近年の日本社会では、父親が育児に参加することへの期待と社会的要請が高まりつつけている。その背景には、夫婦のうち片方の配偶者、多くのばあい夫が正社員として賃金労働を行えば、ひと世帯が生活することができた年功序列賃金・終身雇用制度といった日本型雇用慣行の不安定化と、少子化問題への注目が存在する。こうした状況で、政策や学術研究により、雇用における男女格差を解消するとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現するための議論が進められてきた。子育てを行う当事者たちの意識においても、依然として夫婦間でその強さには差があるものの「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性別役割分業意識は、男女ともに弱まり続けている（内閣府 2019: 117）。

こうした父親の育児参加への期待を背景にして、日本の家族社会学研究では、父親の育児参加の現状を把握する試みや、父親の育児参加を規定する要因を解き明かす研究、そして父親が育児に参加することが家庭にもたらす影響についての研究が進められてきた（石井クンツ 2009: 16）。夫婦の時間配分のあり方や父親の育児参加についての研究が、妻の就労と夫の育児参加を阻害する要因として提示してきたのは、妻は家庭で家事・育児を行い、夫は家の外で働くとする性別役割分業意識や、30～40代の子育て世代の父親に長時間労働を課す日本企業の労働環境である。

本稿が扱う「団地居住者生活実態調査」（1965）の対象となった高度成長期の団地は、日本社会において性別役割分業にもとづく、夫の長時間労働と妻の専業主婦化が進む最先端の場所であり（渡邊 2019: 25）、団地の戸内では専業主婦としての母親と子どもの関係がか

つてなかったほどに緊密化していく場所であった（小針 2007: 174）。このように、日本社会では高度成長期に形成される近代家族において、子育ては家庭という私的領域で、おもに妻が担うものとして位置付けられると同時に、夫はもっぱら家の外で働くものとして捉えられ、育児する主体としては認識されてこなかった（大和 2008: 2）。

父親の育児参加／不参加を議論する既存研究は、性別役割分業意識や長時間労働を問題化しながらも、こうした父親の育児参加を不可能ならしめる諸要因が形成されだす高度成長期の父親の育児実践には、十分な議論を深めていないと考えられる。大正期から昭和戦後期にかけてすすんだ日本の「近代家族」形成期における母親と子どもの関わり方について検討した研究は、婦人雑誌等を対象にした質的な研究から、同時期に行われた調査・研究、そしてその調査結果を復元し分析した研究にいたるまで厚い蓄積がある（小針 2007: 172-5; 木村 2010; 石島 2019）。その一方で、当時の父親の育児参加については、父親の家事・育児を主な対象にする調査データや資料が乏しいことなどから、いまだ十分な分析が行われていない状況である。本研究が扱う「団地居住者生活実態調査」の報告書（神奈川県 1969）においても、父親の家事・育児参加について次のようにまとめられている。

団地には幼年期の子供が多いにもかかわらず、平日において夫の育児時間が少なかったのは、まさに先述のように勤務・通勤時間が長時間化しているために家事的な生活時間が異常に節約せしめられていた結果であるということである。……そして休日にはそうした節約をできるだけ埋めあわせようと行動していることも明瞭であろう。しかし、休日一日くらいの埋めあわせでは、たとえば平日“子供の寝顔しかみない”夫と子供の関係の大きなブランクは到底埋められそうもない。（神奈川県 1969:122-3）

1965 年に行われた調査の報告書では、すでに父親たちが長時間通勤・労働のなかで、家事と育児に十分にかかわることのできない状況であったことが指摘されている。母と子の関係が緊密になる一方で、父と子の関係には「大きなブランク」が生じていた。それでも「休日にはそうした節約を埋めあわせようと行動していることも明瞭であろう」というように、休日に家事・育児に取り組もうとする父親の姿があったことも読み取ることができる。

父親の育児参加についての既存の議論は、こうした父親の休日の育児参加を過少評価してはいないだろうか。もちろん、男性育児研究の背後にある状況が、日本型雇用慣行の不安定化を背景にしたワーク・ライフ・バランスの実現と女性の労働力率増加であること、また平日は 5 日間あり、休日は 2 日間であることを考えると、平日の夫婦の時間配分にこそ焦点が当てられる理由は理解される。それでも、限定的であるにせよ、高度成長期の父親たちが長時間通勤・労働のなかで子どもたちと関わろうとしたあり方を探り、それは母親や平日の育児とどのように異なるのか、あるいは変わらないのかということを検討することは、育児する主体としてこの時期の父親たちに光を当てなおすことにつながる。本稿でみるように「団地居住者生活実態調査」の生活時間調査は、当時の父親たちが、いかにして子どもたちとかかわろうとしたのかについて、おおくの手がかりを残している。

そこで本研究は、夫婦が子どもを住居の外に連れ出す行動に着目し、その様相の母親と父親での、平日と休日での違いを分析することを通して、高度成長期における子どもと父親の関係の結びばれかたを検討する。それでは、なぜ住居の中ではなく外で行われる育児なのだろうか。ひとつには子どもを外に連れ出すことは、屋内で行われる家事・育児と比べて、より長い時間、父親たちが子どもとかかわる行動であったと考えられるためである。そのほかに、1965年ごろの夫婦が子どもを住居の外に連れ出すことに注目することによって、親子の次のような行動を想定することができる。

第1に、子どもを住居の外に連れ出すことは、教育や医療の専門サービスの利用とかかわる。ここでは、幼稚園・保育園、塾や習い事に付き添うことや、送迎することが想定される。本研究が扱う「団地居住者生活実態調査」のうち、子どもの生活時間を分析した相澤真一は、1960年代には子どもの生活の諸側面が受験と競争にのまれていたとする認識があったことを研究の出発点に据えた（相澤 2019: 77-8）<sup>1)</sup>。また、居住地と近い場所にある医療サービスの利用についても、日本社会では1920-30年代において、幅広い階層に、医療ケアを購入するという行動が一般化するようになり、それは開業医をはじめとした地域の診療体制の確立と不可分であった（猪飼 2010: 177-180）。この点から、1960年代においても、身近な場所での医療サービス利用という行動を想定することができる。

第2に、この時期の団地居住者が子どもと外出することは、子ども連れ家庭向けの娯楽を消費し享受することと関連する。日本社会において1960年代は、子ども連れ家庭向けの娯楽が発達し、最盛期を迎える時期であった。近代日本における消費空間の歴史を分析する初田享は、1930年代から1960年代にかけて、都市部に住むサラリーマン家庭を対象にしたデパートの食堂や屋上遊園地など、子ども連れ家庭をターゲットにした娯楽設備が発達したことを指摘している（初田 2004: 164-6）。さらに、1950年代から70年代にかけては、上野動物園をはじめとして、動物園の人气が爆発的に拡大し、週末には大混雑することが常態化するようになった（小森 1981: 21-3; 小宮 2010: 第4章）。この時期、東京では恒常的な混雑に対応する形で、あらたに多摩動物公園が設置されるにいたる（小宮 2010: 205）。このように、1950-60年代は、デパートに備えられた食堂や屋上遊園地、そして動物園といった場所に子どもを連れていくことが、幅広く行われた時期なのである。

第3に、団地近隣にある都市設備を利用して、子どもに遊びや運動を行わせることが想定される。たとえば、児童遊園／児童公園という、子どもの遊び場として利用されることを想定した小公園は、関東大震災後の1920年代後半から東京で整備がはじまると、その後、戦中・戦後期にかけて日本全国に普及した（佐藤 1977: 80）。公団団地の設計においても、児童遊園をはじめとした子どもの遊び場が重視されており、こうした屋外のスペースは、はじめて集合住宅に居住するという経験をした人々にとって、子どもの日常的な遊びのみならず、保護者を含めた団地居住者間のコミュニケーションが生まれる場所としての役割を果たしたといわれている（日本住宅公団 1981: 192）。

本稿は、こうした特徴をもつと考えられる、保護者が子どもとともに外出することに着目することで、高度成長期における父親の育児参加の様相を、母親との比較のなかで検討して



いくことを目指す。そこで、本稿では「団地居住者生活実態調査」の夫婦の「生活時間調査」（後述）を、計量的に分析すると同時に、アフターコーディング前の自由記述回答を、テキストマイニングの手法と質的な読解とを組み合わせながら分析する。このようにして、どのような状況にある夫婦が、子どもを外に連れ出すことを行い、そしてその内容はどのようなものであったのか、それは父親と母親でどのように異なるのかについて検討してみたい。

## 2 先行研究と分析上の仮説：夫婦の家事・育児分担を規定する要因

本研究では、夫婦の家事・育児分担についての既存研究、とくに夫婦の時間配分と父親の育児参加を規定する要因にかんする既存の議論を参照する。ここでは家族社会学研究が示してきた「ニーズ仮説」「相対的資源差仮説」「時間的余裕仮説」と、本研究が扱う1960年代の団地という場に注目した「住環境仮説」について説明を行う。

ひとつめの仮説は「ニーズ仮説」と呼ばれる、家庭内に存在する子育てニーズの大きさが父親の育児参加を促進するという説明方法である（加藤ほか 1998；永井 2001；石井クンツ 2009）。本研究が扱う「団地居住者生活実態調査」の育児時間分析でも、夫婦の育児時間の総和の大きさが、父親の育児時間の長さに関連するという、ニーズ仮説を支持すると解釈できる結果が出ている（石島 2019：58）。これらの研究において、ニーズの大きさは、子どもの数の多さや末子年齢の低さによって測られてきた。

**[仮説 1-1] ニーズ仮説：**末子年齢が低い世帯の夫婦は、外出先で育児を行いやすく、外出先で育児をする時間が長くなる。

**[仮説 1-2] ニーズ仮説：**子どもの人数が多い世帯の夫婦は、外出先で育児を行いやすく、外出先で育児をする時間が長くなる。

第2の仮説は、「相対的資源差仮説」と呼ばれ、夫婦間の勢力関係が妻と夫がもつ「資源」により左右されることを想定する。この仮説を採用する研究は、夫婦のなかでより「資源」の少ない配偶者が不利な立場にいることから、子育てや家事などのアンペイドワークをより多くすることを説明する。さらに、夫婦の「資源」差は性別役割分業意識にも影響を与え、その結果、夫婦の家事・育児分担を規定することも議論されてきた（中川 2010）。

既存研究において夫婦間にある「資源」差は、学歴や収入によって測定されている（石井クンツ 2009：17；中川 2010）。そこで本研究では、夫婦の学歴（中学卒・高校卒・短大/専門/大学以上）を夫婦間の勢力関係を規定する「資源」として検討する。

**[仮説 2-1] 相対的資源差仮説：**最終学歴の高い夫は外出先で育児を行わず、外出先で育児をする時間も短くなる。

**[仮説 2-2] 相対的資源差仮説：**最終学歴の高い妻を持つ夫は、外出先で育児を行いやすく、外出先で育児をする時間が長くなる。

**[仮説 2-3] 相対的資源差仮説：**最終学歴の高い妻は外出先で育児を行わず、外出先

で育児をする時間も短くなる。

**〔仮説 2-4〕 相対的資源差仮説：**最終学歴の高い夫を持つ妻は、外出先で育児を行いやすく、外出先で育児をする時間が長くなる。

第3に、本研究では「時間的余裕仮説」と呼ばれる仮説について検証を行う。これは、夫婦の間で自由に使える時間が多い者が、より多く家事と育児を行うことを説明する仮説である。この仮説を検証する既存研究においては、通勤・労働時間が短い父親ほど家事・育児に参加することが示されてきた（小原 2000）。さらに、母親が就労している場合に父親の子育て参加が増加することが指摘されてきた（加藤ほか 1998；Ishii-Kuntz et al. 2004）。母親の就労がもたらす効果に関連して、母親の就業形態（正規雇用・非正規雇用・専業主婦）によって、父親の育児参加を規定する要因が異なりうることも示されている（山西 2011）。このように夫婦の「時間的余裕」に着目するおおくの研究において、「時間的余裕」は夫の通勤・労働時間や妻の就業有無で測られてきたといえる。本研究では、夫の通勤・労働時間の長さ、妻の就業有無によって、夫婦の時間的余裕を検討する。

**〔仮説 3-1〕 時間的余裕仮説：**通勤・労働時間の長い夫は外出先で育児を行いにくく、外出先で育児をする時間も短くなる。

**〔仮説 3-2〕 時間的余裕仮説：**平日・休日問わず何らかの形で就労している妻は、外出先で育児を行いにくく、外出先で育児をする時間も短くなる。

**〔仮説 3-3〕 時間的余裕仮説：**妻が平日・休日問わず何らかの形で就労している場合、夫は外出先で育児を行いやすく、外出先で育児をする時間も長くなる。

第4に、居住環境について注目する「住環境仮説」について検討する。公団・公社によって設置された団地は、県営・市営の団地と比べて、中位所得者向けであったことから家賃が高く、設備が充実している（日本住宅公団 1981: 124-7；渡邊・森・相澤 2020: 156）。また公団団地は、敷地内のオープンスペースの豊富さを特徴としており、団地敷地内のオープンスペースは、子どもの遊び場や居住者間の交流の場としての機能を果たした（日本住宅公団 1981: 192）。このように団地の設置主体の違いにより、児童遊園等の遊び場へのアクセスのしやすさに差がみられると予想できる。本研究において、住環境にかかわる項目として、居住している団地の設置主体（市営・県営／公社・公団）を分析に使用する。

**〔仮説 4〕 住環境仮説：**公団団地に居住する夫婦は公営団地に居住するケースと比べて、外出先で育児を行いやすく、外出先で育児をする時間が長くなる。

### 3 使用するデータと分析手法

#### 3.1 「団地居住者生活実態調査」について

本研究は「団地居住者生活実態調査」（1965）の分析を行う。この調査は、東京大学社会

科学研究所の氏原正治郎と小林謙一が神奈川県民生部の委託を受けて「労働調査資料」(No. 64)として実施したものである。この調査は1965(昭和40)年の11月から12月にかけて、神奈川県内の6つの団地(川崎古市場、川崎中野島、横浜瀬谷、寒川、藤沢、厚木緑が丘)を対象に実施され、1,053世帯から有効回答を得た(神奈川県1969:36)。調査方法は、神奈川県民生部が団地の自治会役員や管理人・連絡人を介して調査票を配布する、自記式の留め置き調査である(神奈川県1969:36; 渡邊・森・相澤2020:157)。

「団地居住者生活実態調査」の調査票は、次のとおり3つの部分から構成されている。第1に、世帯の状況をたずねるフェイスシート質問である。ここでは、世帯構成員の性別、年齢、世帯主との続柄、職業/学年等、そして持ち物の状況をたずねている。ここには、クーラーや電話、テレビ等の家電製品や、自家用車やピアノ等の「ステイタス・シンボル」となると同時に、生活様式・生活時間を規定する製品の所有の有無が調査項目に組み込まれているという特徴がある(神奈川県1969:37)。注意すべき点は、収入とかかわる項目が組み込まれていないことである。これはプライバシーへの配慮であるとともに回収率を上げるための工夫であったと考えられる(渡邊・森・相澤2020:160)。第2に、夫婦の一日24時間の行動を、平日/休日別に質問し15分刻みで集計した生活時間調査である。生活時間調査は、回答者が当該時間に行っていた行動を自由記述式に記入する方法がとられており、調査員がその内容を目視で分類するアフターコーディングがほどこされている。第3に、「子ども等夫婦以外の世帯構成員」についての生活時間調査である。これは午前・午後・夜のそれぞれに行なったことを、自由記述式に回答する方法がとられている。子ども等の生活時間調査も、夫婦の生活時間調査と同様に、自由記述の内容を調査員が分類する、アフターコーディングが行われている。

このデータのうち、本研究が分析対象とするのは、12歳以下の子どもがいるケースであり、かつ分析に使用する全変数(後述)に欠損値のない662ケースである。

### 3.2 使用する変数

本研究が従属変数として注目する項目は、夫婦の生活時間のうち「外出先で育児」とコーディングされる行動である。分析にあたり、従属変数として①生活時間全体に「外出先で育児」を含むか否かを示す変数(「外出先で育児」ありダミー)と、②「外出先で育児」を行った時間の長さを示す変数を作成した。これらの従属変数は、妻の平日と休日、夫の平日と休日のそれぞれについて作成されている。

本分析で独立変数として注目する調査項目は、「末子年齢」「子どもの人数」「妻の年齢/夫の年齢」「妻の学歴/夫の学歴」「妻・就労有無(就労ありダミー)」「夫・平日の通勤時間」「夫・平日の労働時間」「団地の設置主体(公団ダミー)」である。本節3.2では、分析に使用する変数の作成方法と、それぞれの変数と関連する仮説について説明する。

はじめに、夫婦の家事・育児分担を説明する仮説のうち、家庭内に存在する家事・育児労働の総量が、夫の家事・育児参加を規定することを想定する「ニーズ仮説」(仮説1)とかかわる変数として「末子年齢」と「子どもの人数」を分析に用いる。「末子年齢」は同居し

ている子どものうち、最も年齢の低い子どもの年齢を示している。また「子どもの人数」は同居している子どもの人数を示している。

夫婦の勢力関係が家事・育児時間の配分に影響を与えるとする「相対的資源差仮説」（仮説 2）を立てて分析を行う既存の研究では、夫婦の収入差や学歴の差が、夫婦間の勢力関係を示す指標として用いられてきた（石井クンツ 2009: 17）。3.1 で説明したように「団地居住者生活実態調査」には、収入を測る項目が存在しないため、本研究では「妻の学歴・夫の学歴」を夫婦間の勢力関係を測る指標として利用する。「妻の学歴・夫の学歴」は、学校種別ごとに「旧制高等小学校／新制中学卒」「旧制中学／新制高校卒」「旧制高専大／新制短大・大学卒以上」の 3 分類とし、それぞれのダミー変数を分析に用いる。

さらに本研究では、時間的に余裕のある配偶者がより多く、家事や育児を負担することを説明する「時間的余裕仮説」（仮説 3）にもとづいて、妻の就業状態と夫の通勤・労働時間を独立変数として検討する。「妻・就労あり」は、妻が平日・休日のいずれかと時間の長さを問わず、市場労働を行なっている場合を「1」とし、行っていない場合を「0」とするダミー変数である。「夫・平日の通勤時間」と「夫・平日の労働時間」は、夫の平日の通勤時間・労働時間それぞれの時間の長さを分単位で示す変数である。以上に示した「妻・就労あり」「夫・平日の通勤時間」「夫・平日の労働時間」の 3 変数は、夫婦の生活時間調査の結果を利用して作成されている。

さいごに、本研究では居住する団地の設置主体によって、団地近隣の環境に違いがあるという仮説を立てた（仮説 4）。この「住環境仮説」に基づき、本分析では「団地の設置主体」の効果を検討する。「団地の設置主体」は、居住している団地の設置主体が県や市である場合「0」をとり、住宅公社か日本住宅公団によって設置された団地に居住している場合に「1」をとる「公団ダミー」として分析に用いる。調査の対象となっている団地では、川崎古市場（市営）、川崎市中野島（市営）、横浜市瀬谷（県営）、寒川（県営）が「公営団地」、藤沢（公社）、厚木市緑が丘（公社）が「公団団地」に分類される。

### 3.3 分析手法

本研究は、次に示す 3 つの手法を組み合わせることで、分析を行う。第 1 に「外出先で育児」を生活時間に含むか否か（「外出先で育児」ありダミー）を従属変数にするロジスティック回帰分析と、「外出先で育児」を行った時間の長さを従属変数にする重回帰分析による推定を行う。時間の長さについての重回帰分析は、従属変数にゼロのケースが多いことから、ゼロのケースを除いた推定も同時に行う。

第 2 に、重回帰分析による推定を行ったのちに、個票の自由記述内容の分析を行う。ここでは、「外出先で育児」とコーディングされた個票の記述内容をテキストデータとして扱い、テキストマイニングの手法を用いることで、語の出現頻度や共起関係についての分析を行う。テキストマイニングの分析には KH Coder（樋口 2014）を使用した。個票に記入された自由記述回答の内容を分析し、「外出先で育児」に含まれる内容を可視化させることで、分析 1 で示した夫婦、平日・休日によって「外出先で育児」の行いやすさを規定する要因が異

なることが何によってもたらされるのかについて、検討する。

第3に、テキストマイニングの分析をもとに「外出先で育児」の内容に再コーディングを行う。そのうえで、それぞれの再分類された活動内容がどのような背景をもつ妻・夫に多く現れるのかについて、クロス集計を行うことで検討を行う。その際、独立性の検定と相関係数の確認を行うことで世帯の状況を示す変数と活動の間にある関連を分析する。このようにして、「外出先で育児」を行いやすくする要因が、妻・夫に依存するものなのか、それとも活動内容に依存するものであるのかを検討する。

#### 4 分析結果

表1は分析に使用する変数の記述統計量を示している。表中、上段がダミー変数の集計結果であり、下段が量的変数の集計結果である。

従属変数の「外出先で育児」は、妻の場合、平日に21%、休日には9.06%のケースが時間の長さを問わず行っていることがわかる。夫の場合、平日にはほとんどのケースが「外出先で育児」を行っていない(0.3%)一方で、休日になると、21.6%のケースが、時間の長さを問わず「外出先で育児」を行っていることがわかった。以上から、「外出先で育児」は平日は妻によって行われることが多く、休日は夫が行うことが多い活動であると考えられる。ここから、以下の分析では妻・平日と夫・休日の行動に絞り、比較することで研究を行う。

夫の生活時間については、調査報告書でも、同時期に行われた「大工場労働者調査」(1960)と比較した際の休日の家事・育児時間の長さが指摘されている(神奈川県 1969: 122)。父親の生活時間における「外出先で育児」の集計結果からは、平日の長時間通勤・労働によって節約することを余儀なくされた家事・育児時間を、休日に「できるだけ埋めあわせようとする」(神奈川県 1969: 122-3)父親たちの姿が見出される。以上から「外出先で育児」に注目することで、平日に時間的制約からできなかった育児を行おうとする父親の行動を見てとることができると考えられる。

その他、独立変数の記述統計量について確認をする。妻の年齢の平均値は32.43歳、夫の年齢の平均値は35.83歳だった。子どもの人数の平均値は1.74人で、末子年齢の平均値は4.22歳であった。夫婦の就業状態については次のとおりである。夫の平日の労働時間は、平均して485.23分であり、約8時間であった。夫の平日の通勤時間の平均値は131.05分で、約2時間の通勤を行なっている。なお、分析ケース中、平日に妻が仕事を行なっている割合は11.24%である。最終学歴については、夫の場合、中学卒が23.56%、高校卒が40.03%、短大・大卒以上が36.4%であった。妻の場合、中学卒が33.84%、高校卒が57.55%、短大・大卒以上が8.61%であった。団地の設置主体については、公団・公社団地に居住する世帯が42.15%、市営・県営団地に居住する世帯が57.85%という比率である。

生活時間に「外出先で育児」が含まれるか否かについての集計結果をみると、妻・平日、夫・休日ともに、「外出先で育児」を含まないケースが約8割を占めている。そこで、「外出先で育児」時間の長さについての集計では、時間がゼロのケースを除いた記述統計量を示す。その結果「外出先で育児」は平均して、妻・平日の場合には64.96分、夫・休日の場合には

98.07 分行われており、夫が休日に行く「外出先で育児」のほうが長時間にわたっている。

表 1 分析に使用する変数の記述統計

変数名	度数	構成比	
妻・平日 生活時間に外出先で育児含む	139	21.00	
妻・休日 生活時間に外出先で育児含む	60	9.06	
夫・平日 生活時間に外出先で育児含む	2	0.30	
夫・休日 生活時間に外出先で育児含む	143	21.60	
夫・最終学歴			
旧制高等小学校／新制中学卒 (ref)	156	23.56	
旧制中学／新制高校卒	265	40.03	
旧制高専大／新制短大・大学卒以上	241	36.40	
妻・最終学歴			
旧制高等小学校／新制中学卒 (ref)	224	33.84	
旧制中学／新制高校卒	381	57.55	
旧制高専大／新制短大・大学卒以上	57	8.61	
妻・就労あり (ref: 就労なし)	135	20.39	
団地設置主体 公団・公社	279	42.15	
市営・県営 (ref)	383	57.85	
ケース数	662	100%	
変数名 (カッコ内は単位)	平均値	最小値	最大値
妻・平日 外出先で育児時間 (分)	64.96	15	195
ケース数		139	
夫・休日 外出先で育児時間 (分)	98.07	15	390
ケース数		143	
妻の年齢 (歳)	32.43	22	54
夫の年齢 (歳)	35.83	25	62
子どもの人数 (人)	1.74	1	5
末子年齢 (歳)	4.22	0	12
夫・平日の労働時間 (分)	485.23	0	885
夫・平日の通勤時間 (分)	131.05	0	360
ケース数		662	

表 2 は、夫婦の生活時間に「外出先で育児」を含む割合を、団地ごとに集計した結果である。この表には、団地ごとの特徴を示すと考えられる設置主体と入居が行われた年を示している。入居年の違いから、団地ごとに夫婦の平均年齢と末子年齢の平均値、子どもの平均人数、妻の就業状態に差があることを読み取ることができる。とくに妻の就業状態に見られる団地ごとの違いは、入居年のズレがもたらす年齢層の差が、出産・子育て期にある 30 代女

性の労働力率が下がる M 字型曲線に反映された結果であると考えられる。

つづいて県営・市営団地と公団・公社団地の違いについて確認をしたい。入居年が近く、全体の中では夫婦の平均年齢が同程度に低い県営の寒川団地と、公団・公社の藤沢団地および厚木緑ヶ丘団地を比較すると、生活時間に「外出先で育児」を含む割合は、寒川団地が妻・平日で 17.78%，夫・休日で 22.22% であることに對して、公団・公社によって設置された団地である藤沢団地（妻・平日：29.94%，夫・休日：26.11%）と厚木緑ヶ丘団地（妻・平日：29.37%，夫・休日：31.75%）は高い値を示している。以上から、公団・公社によって設置された団地は、入居年が近く、したがって居住者の平均年齢が近い公営団地と比較しても、「外出先で育児」がより多く行われていることが確認できる。年齢層が近い団地間に見られる生活時間に「外出先で育児」を含む割合の差は、団地の設置主体のほかに、居住する家庭の状況や周囲の環境の違いが背景に存在すると考えられる。藤沢団地と厚木緑ヶ丘団地はともに、ホワイトカラーのベッドタウンで周囲の都市開発が進んだ地域であり、その一方で、寒川団地は農村部にあり生活環境の整備が遅れていたように（神奈川県 1969 :31-2）、生活様式や居住する環境の違いがあったことが予想される。

表 2 分析に使用する変数の団地別集計

	川崎市 古市場	川崎市 中野島	横浜市 瀬谷	寒川	藤沢	厚木 緑ヶ丘	ケース 全体
設置主体	市営	市営	県営	県営	公団	公社	-
入居年	1951-54	1959-60	1958-62	1960-65	1962-64	1962-65	-
妻の平均年齢	35.77 歳	35.61 歳	34.77 歳	31.4 歳	30.09 歳	28.76 歳	32.43 歳
夫の平均年齢	39.31 歳	38.92 歳	38.03 歳	34.69 歳	33.4 歳	32.36 歳	35.83 歳
子どもの人数	2.03 人	2.1 人	1.97 人	1.69 人	1.41 人	1.44 人	1.74 人
末子年齢	6.27 歳	6.18 歳	5.79 歳	3.47 歳	2.56 歳	1.96 歳	4.22 歳
妻・就業あり	25.95	33.75	27.66	23.81	8.39	13.49	20.39
妻・平日 外出先で育児	9.85	14.63	16.33	17.78	29.94	29.37	21.10
夫・休日 外出先で育児	13.64	17.07	12.24	22.22	26.11	31.75	21.60
ケース数	131	79	91	82	154	125	662

(N=662 表記のない場合、単位はパーセント)

#### 4.1 「外出先で育児」を含むか否かと、その時間の長さを推定する重回帰分析

4.1 では次の分析を行う。第 1 に「外出先で育児」を含むか否かを従属変数として、ロジスティック回帰分析を行う（レファレンスグループ：外出先で育児なし）。なお、本研究のロジスティック回帰分析では、係数をオッズ比ではなく対数表示の係数として算出する。第 2 に「外出先で育児」を行なった時間の長さを従属変数として、重回帰分析を行う。従属変

数の記述統計量を確認した結果、妻・平日と夫・休日ともに、分析対象のうち約8割は「外出先で育児」を生活時間には含んでいないことがわかっている。そこで、重回帰分析を行うにあたり、①分析対象全ケースについて推定するモデル(662ケース)と、②「外出先で育児」時間がゼロのケースを除いて推定するモデル(妻:139ケース,夫:143ケース)のそれぞれについて検討を行う。

推定に用いる変数は、3.2で確認したように、夫婦の時間配分について既存研究が示してきた(1)ニーズ仮説、(2)相対的資源差仮説、(3)時間的余裕仮説、(4)住環境仮説にもとづいている。なお、表2で団地ごとの記述統計量を確認したように、年齢層の違いが独立変数と関連していると予想されるため、推定には統制変数として本人の年齢を投入している。

表3は、妻・平日についての推定結果である<sup>2)</sup>。まず、すべての推定において、末子年齢の高さが有意な負の値を示している。したがって、末子年齢が低いほど家事・育児を行いやすくなり、その時間も長くなるという仮説1(ニーズ仮説)が「外出先で育児」についての分析において支持される。

また、妻本人が就業していることの効果は、「外出先で育児」時間の長さを推定するモデルにおいて、有意な負の効果を示された。これは、妻が就業している場合、「外出先で育児」を行う時間が24.2分短くなるという結果である。ここから、時間に余裕のある配偶者が子育てを行うとする仮説2(時間的余裕仮説)が支持される結果となった。

さらに、すべてのモデルにおいて公団団地に住まうことが、「外出先で育児」に正の効果を与えていることが明らかになった(ロジスティック回帰分析と「外出先で育児」ゼロのケースを除く重回帰分析においては10%水準で有意)。「外出先で育児」時間の長さについては、公団団地に居住する場合、12.7分長くなる推定結果が示されている。以上から、個々の住戸外設備が充実している公団団地に居住することが、子どもを外に連れ出しやすくし、その時間を長くすることを想定する仮説4(住環境仮説)が支持される。

その一方で、妻本人の学歴と夫の学歴は、ともに有意な効果が認められなかった。以上から、妻・平日の生活時間に「外出先で育児」が含まれるか否と、「外出先で育児」を行う時間の長さについては、夫婦間の勢力関係の効果(仮説2:相対的資源差仮説)があるとはいえない結果となった。



表3 妻・平日の「外出先で育児」有無とその時間の長さについての推定結果

変数名	ロジスティック 回帰分析 (ref: 外出先で育児なし)		「外出先で育児」 ゼロのケース含む 重回帰分析		「外出先で育児」 ゼロのケース除く 重回帰分析	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
末子年齢	-0.205 (0.051)	***	-2.151 (0.520)	***	-4.817 (1.850)	*
子どもの人数	-0.114 (0.178)		-2.541 (1.973)		-7.216 (5.281)	
妻の年齢	0.045 (0.029)		0.811 (0.344)	*	2.093 (0.885)	*
妻本人の学歴 (ref: 中学卒)						
高校卒ダミー	-0.237 (0.284)		-2.331 (3.216)		-3.552 (9.484)	
大学卒ダミー	-0.119 (0.420)		-1.115 (5.336)		-3.089 (12.264)	
夫の学歴 (ref: 中学卒)						
高校卒ダミー	0.519 (0.347)		3.002 (3.578)		-3.089 (12.264)	
大学卒ダミー	0.610 (0.392)		2.498 (4.257)		-9.838 (13.188)	
公団ダミー (ref: 公営団地)	0.465 (0.256)	†	7.822 (3.121)	**	12.780 (7.371)	†
妻・就業あり (ref: 就業なし)	-0.244 (0.312)		-5.431 (3.136)	†	-24.241 (10.065)	*
夫の労働時間	0.001 (0.001)		0.012 (0.009)		0.009 (0.024)	
夫の通勤時間	-0.002 (0.002)		-0.025 (0.019)		-0.051 (0.047)	
切片	-2.261 (0.934)	**	-4.370 (11.027)		30.462 (27.803)	
擬似決定係数/決定係数	0.081		0.078		0.150	
ケース数	662		662		139	

Note: \*\*\* p<0.001, \*\*p<0.01, \*p<0.05, † p<0.10, カッコ内は標準誤差

表4 夫・休日の「外出先で育児」の有無とその時間の長さについての推定結果

変数名	ロジスティック 回帰分析 (ref: 外出先で育児なし)		「外出先で育児」 ゼロのケース含む 重回帰分析		「外出先で育児」 ゼロのケース除く 重回帰分析	
末子年齢	-0.145 (0.047)	**	-2.092 (0.798)	**	0.425 (2.731)	
子どもの人数	0.087 (0.176)		2.676 (3.200)		16.029 (11.019)	
夫の年齢	-0.042 (0.028)		-0.448 (0.501)		0.989 (1.610)	
夫本人の学歴 (ref: 中学卒)						
高校卒ダミー	-0.230 (0.321)		-11.392 (5.776)	*	-46.397 (16.772)	**
大学卒ダミー	-0.267 (0.372)		-10.548 (6.847)		-40.819 (18.219)	*
妻の学歴 (ref: 中学卒)						
高校卒ダミー	0.187 (0.449)		5.250 (5.186)		12.357 (15.028)	
大学卒ダミー	-0.287 (0.449)		-9.666 (8.584)		-20.428 (23.176)	
公団ダミー (ref: 公営団地)	0.171 (0.251)		4.991 (4.998)		12.094 (12.423)	
妻・就業あり (ref: 就業なし)	0.170 (0.285)		-1.230 (5.044)		-16.872 (16.149)	
夫の労働時間	0.000 (0.001)		0.001 (0.015)		-0.032 (0.054)	
夫の通勤時間	0.002 (0.001)		0.042 (0.031)		-0.008 (0.083)	
切片	0.035 (0.979)		39.602 (17.981)	*	80.257 (58.608)	
(擬似) 決定係数	0.067		0.035		0.051	
ケース数	662		662		143	

Note: \*\*\* p<0.001, \*\*p<0.01, \*p<0.05, † p<0.10, カッコ内は標準誤差

表4は、夫・休日についての推定結果である<sup>3)</sup>。妻・平日と同様に、末子年齢の高さが「外出先で育児」をするか否かとその時間の長さについて負の効果を持っていることを指摘できる。末子年齢はロジスティック回帰分析と「外出先で育児」時間ゼロのケースを含むモデルにおいて有意な結果となった。以上から、夫・休日の「外出先で育児」の推定においても、仮説1（ニーズ仮説）が支持される。

夫についての推定結果で次に特筆されるべきは、本人の学歴の効果についてである。夫本人が中学卒（旧制高小卒）である場合と比べて、高校卒（旧制中学）である場合と短大・専門・大学卒（旧制高校・専門以上）である場合に「外出先で育児」を行う時間の長さに有意な負の効果を確認される。これは夫が高校卒である場合「外出先で育児」時間が46.3分短くなり、大学卒である場合40.8分短くなるという推定結果である<sup>4)</sup>。以上から、夫婦のうち市場労働において有利な要素を持つ配偶者の家事・育児時間が少なくなることを説明する仮説2（相対的資源差仮説）が支持される。

その一方で通勤・勤務時間の長さや妻の就業有無は、夫の推定には有意な結果を示さなかった。この点は、仮説3（時間的余裕仮説）が支持された妻・平日とは異なる結果になったといえる。さらに、公団団地に居住することの効果も、夫には有意な結果として示されなかった。この点も、仮説4（住環境仮説）が支持された妻の分析結果とは異なる。

以上から、妻・平日と夫・休日の「外出先で育児」を規定する要因として支持された仮説を表5のようにまとめることができる。「外出先で育児」をするか否かをニーズ仮説によって説明できる点は、夫婦と平日・休日ともに共通している一方で、時間的余裕仮説と住環境仮説は妻のみ、相対的資源差仮説は夫の推定結果のみで支持された。

表5 分析1の結果：妻・平日と夫・休日の「外出先で育児」を規定する要因の異同

従属変数	分析から支持された仮説
妻・平日	ニーズ仮説，時間的余裕仮説，住環境仮説
夫・休日	ニーズ仮説，相対的資源差仮説

#### 4.2 個票の自由記述回答のテキストマイニング

分析4.1では、「外出先で育児」をしやすいのは誰かということに対して、重回帰分析を行った結果、妻・平日と夫・休日ではそれぞれ異なる要因が働いていることを示した。つづいて、個票の内容を分析することを通じて、上記にみた夫婦の違いがどのようなことに起因するのかを明らかにする。ここでは、個票の自由記述回答に入力され、調査員により「外出先で育児」とコーディングされた内容をテキストデータとして扱い、その数量を数え上げるとともに、語と語の間の共起関係を探索的に探るテキストマイニングの手法を用いる。

テキストデータは、「外出先で育児」とコーディングされている個票の内容を目視で確認し、筆者がその記述内容をテキストエディタに入力することで作成している。ここでは、十分な量のテキストデータを得るために、妻・平日と夫・休日に加えて妻・休日の回答内容も

集計・分析対象に含んでいる。その結果、385 の回答から、2,615 語（310 の異なる語）を抽出した。抽出対象は名詞・固有名詞・動詞・形容詞とした。なお、語の抽出と集計にあたっては、「遊園地、団地遊園地、団地内遊園地、デパート屋上、デパートの屋上、外遊び、スベリ台、日光浴、外気浴、展覧会、動物園」の各語を、複数の単語からなる語を1語として数え上げるための「強制抽出語」としている。集計と分析から除外するストップワードは設定していない。

表 6 生活時間調査で「外出先で育児」とコーディングされた自由記述回答の頻出語

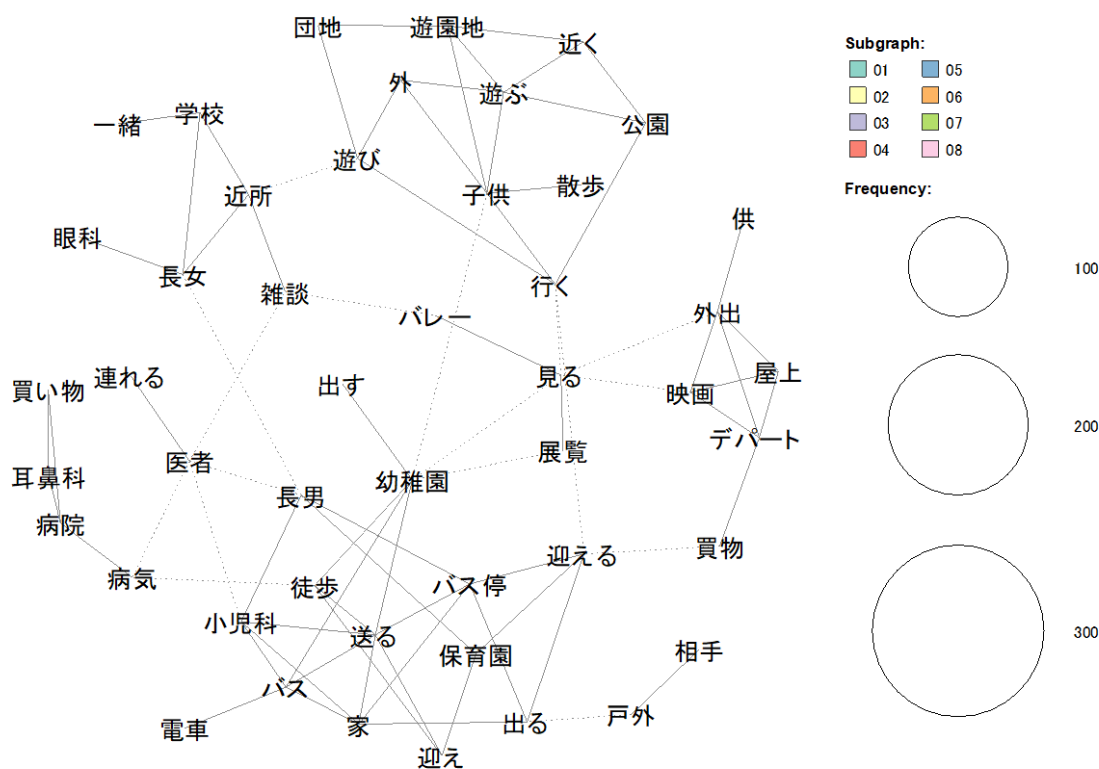
抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
子供	372	バス停	5	オートバイ	2
散歩	136	雑談	5	キャッチボール	2
遊ぶ	102	団地	5	奥さん	2
幼稚園	52	買い物	5	屋上	2
行く	46	買物	5	家族	2
遊園地	40	デパート	4	街	2
連れる	26	外出	4	犬	2
外	23	学校	4	県立	2
公園	23	広場	4	公	2
近く	17	送り出す	4	江ノ島	2
送る	15	団地遊園地	4	砂場	2
バス	12	展覧会	4	才	2
近所	10	サンボ	3	子ども	2
徒歩	10	デパートの屋上	3	室外	2
遊び	9	デパート屋上	3	実家	2
一緒	8	バレエ	3	乗る	2
家	8	映画	3	人	2
見る	8	外遊び	3	赤ちゃん	2
出す	8	眼科	3	前	2
医者	7	供	3	孫	2
迎える	7	迎え	3	体育	2
日光浴	7	歯医者	3	通院	2
病院	7	耳鼻科	3	庭	2
保育園	7	自転車	3	動物園	2
戸外	6	小児科	3	入園	2
出る	6	相手	3	面会	2
長女	6	電車	3	遊ばず	2
長男	6	病気	3	隣	2

回答数:385, 抽出語総数:2615 語, 抽出語数: 310 語/出現回数が2回以上の語について作成

表 6 は、「外出先で育児」とコーディングされた自由記述回答の内容の頻出語である。活動内容と関連する語として出現回数が多く、目立つのは「散歩、幼稚園、遊園地、公園」等

の語である。頻出する動詞を確認すると「遊ぶ、行く、連れる、送る」という行動が「外出先で育児」の具体的な内容であることがわかる。以上から、「外出先で育児」には、散歩・幼稚園・遊園地・公園に子どもを遊ばせる、連れていく、送ることをかなりの割合含んでいると考えることができる。なお、本データにおける「遊園地」とは、おおくのケースで団地近くの遊び場や児童遊園のことを指すと考えられる。「近くの遊園地で子供と遊ぶ」（厚木緑ヶ丘団地／夫・休日）や「子供と遊ぶ 遊園地 スペリ台 ブランコ」（瀬谷団地／夫・休日）というように、おおくの場合「遊園地」は居住地の近くの公園であることが示唆される。

そのほかにも、出現回数は3回から10回程度であっても、「医者、日光浴、眼科、歯医者、耳鼻科、小児科」など、子どもの健康や医療サービスとかかわる語も、合算するとおおく出現するカテゴリを構成していることを、集計表から読み取ることができる。同様に「デパート、買い物、デパート (の) 屋上、映画」と、街中に子どもを連れ出して買い物をしたり遊んだりすることと関連しそうな語も、ひとつのカテゴリとして存在していることを読み取ることができる。



図はKH Coder (樋口 2014) を使用して筆者作成

図1 「外出先で育児」とコーディングされた内容の共起ネットワーク

ここまで、「外出先で育児」とコーディングされた内容の頻出語を確認してきた。つづいて、こうした語の繋がりについて分析を行う。図1は「外出先で育児」とコーディングされ

た自由記述回答の内容の共起ネットワークを示している。共起ネットワークとは、ある語が分析対象の文書中に出現するときに同時に出現することの多い語をネットワークとして可視化する手法である。バブルの大きさは、その語の出現回数の多さを示している。語と語を結ぶ線は、その語の間に共起関係があることを示しており、線が実線である場合、点線である場合と比べて、その共起関係が強いことをあらわしている。図1に示した共起ネットワークの分析から次のことを解釈できる。それは「外出先で育児」とコーディングされた自由記述の内容は、大きく分けて、3つのグループに分けられることである。

第1に、赤色のバブルが線で結ばれることで示される「団地近隣での遊び」グループである。これは、「団地、遊園地、外、遊び、散歩、公園」等の語から構成されている。第2に黄色のバブルが構成する共起線のネットワークを中心に存在する「家事としての外出」グループである。薄緑色と青色のバブルのネットワークも含めて、このグループは「幼稚園、保育園、出す、迎える、バス停、小児科、医者、病気」等の語から構成される。第3に紫色のバブルのネットワークから構成される「遠出しての遊び」グループである。これは「外出、映画、屋上、デパート」という語から構成される。

共起ネットワークの分析の結果、自由記述回答に含まれる内容は大別して「団地近隣での遊び」「家事としての外出」「遠出しての遊び」に分類しうることが確認された。

#### 4.3 再コーディングしたデータの集計と分析

4.2では「外出先で育児」の内容が「団地近隣での遊び」「家事としての外出」「遠出しての遊び」の3つに分けられることを提示した。つづいて、この3分類に従って、「外出先で育児」に再コーディングをほどこしたうえで集計を行いたい。

再コーディングに際して、筆者が設けたコーディングルールは次の通りである。①「幼稚園、保育園、病院、小児科、歯医者、買い物、学校、通院、送り、迎え、オルガン・算盤等、習い事と関連する語」を含む回答を、教育・医療の専門的サービスへの付き添い・送り迎えとみなし「家事的外出」とコーディングする。②「散歩、遊ぶ、遊園地、遊園、広場、庭、公園、遊び、日光浴、自転車、砂場」を含む回答を「団地近隣での遊び」とコーディングする。③「デパート、屋上、遊園地、動物園、映画、ドライブ」を含む回答を「遠出しての遊び」とコーディングする。

このコーディングルールに従って、自由記述の内容を目視で分類していくことになる。ここではさらに、元のデータで「外出先で育児」とコーディングされている活動の前後にバスか電車か自家用車での移動があるか否かを確認し、ある場合は、その目的地が公園や広場や遊園地<sup>5)</sup>であった場合でも「遠出しての遊び」とカウントすることにした。また、一日のうちに複数の「外出先で育児」を行っている場合や、その活動が「団地近隣での遊び」「家事としての外出」「遠出しての遊び」のうち複数の内容を含むと解釈できる場合には、重複して算入するようにした。例えば「子供をつれ夕食の買物 子供と近くの遊園地で遊ぶ」(妻・平日、厚木緑ヶ丘団地)と回答し、当該時間が「外出先で育児」とコーディングされているケースは「団地近隣での遊び」「家事としての外出」の双方に数えられる。

再コーディングを行なった結果を表7に示す。妻が平日に行う「外出先で育児」の内容を3分類した結果、「家事的な外出」が71ケース(11.03%)、「団地近隣での遊び」も71ケース(11.03%)と同程度行われていることがわかった(「外出先で育児」ありケース中、約52%)。また、妻・平日において「遠出しての遊び」は2ケースのみであった。この2ケースをみると「子どもを体育園へ連れていく」(妻・平日/寒川団地)と「姉の所へ遊びに行く」(妻・平日/寒川団地)という内容であり、母親が平日に子どもをつれて遠出する場合には、たんに遠出して遊びにいくだけでなく、運動という明確な意図をもった、教育サービスの利用とも理解できるような行動や、親戚づきあいを兼ねた行動であるという特徴がみえてくる。

夫・休日についてみると、もっとも多いのは「団地近隣の遊び」で、126ケース(19.3%)にのぼる。「団地近隣での遊び」は「外出先で育児」を行なった夫・休日の143ケース中、約88%を占めている。「遠出して遊び」を行なった夫・休日のケースは16で、全体に対して2.4%ほど(「外出先で育児」ありケース中、約10.8%)、家事的な外出を行なったのは12ケースで1.81%(「外出先で育児」ありケース中、約8%)であった。

表7 活動内容に応じて3分類した「外出先で育児」の単純集計

	家事的な外出	団地近隣での遊び	遠出しての遊び	外出先で育児あり	ケース数
妻・平日	73 (11.03)	73 (11.03)	2 (0.3)	139 (21.00)	662
夫・休日	12 (1.81)	126 (19.3)	16 (2.42)	147 (21.6)	662

カッコ内はパーセント。ひとケース内に複数の活動が含まれる場合、重複してカウントしているため、「外出先で育児あり」の値と3項目の合計値は一致しない。

最後に「外出先で育児」の分類をもとに再コーディングをほどこした後のデータについて分析を行う。4.1の分析において、「外出先で育児」有無やその時間の長さに関連があることが示唆された変数「子どもの人数」「末子年齢」「妻の就業状態(就業ありダミー)」「最終学歴」「団地の設置主体(公団ダミー)」をもちいたクロス集計を行い、独立性の検定を行うことで、再分類された「家事的な外出」「近隣での遊び」「遠出しての遊び」と各変数の関連を検討したい。なお、4.1の分析では連続変数として扱っていた子どもの人数は「1人」「2人」「3人」「4人以上」の4カテゴリに、末子年齢も「0～2歳」「3～5歳」「6～9歳」「10～12歳」の4カテゴリにまとめたうえで集計を行なっている。

表8は、「家事的な外出」「団地近隣での遊び」「遠出しての遊び」の活動が、妻・平日/夫・休日に出現する回数と上記の各変数をクロス集計した結果である。表には、それぞれの分析対象全体(662ケース)に対する割合と、 $\chi^2$ 値が示されている。また、2変数にある関連のしかたが正の方向であるのか、負の方向であるのかを判断するために、相関係数も確認する。

表8 活動内容に応じて3分類した「外出先で育児」の出現率についてのクロス集計表

変数名		妻・平日			夫・休日		
		家事的 外出	近隣での 遊び	遠出して の遊び	家事的 外出	近隣での 遊び	遠出して の遊び
子どもの 人数	1人	4.23	6.64	0.15	0.6	8.61	0.6
	2人	6.04	4.08	0.15	1.21	9.97	1.81
	3人	0.6	0.15	0	0	0.45	0
	4人以上	0.15	0.15	0	0	0	0
	全体	11.03	11.03	0.3	1.81	19.03	2.42
	$\chi^2$ 値	2.01	15.55 **	0.26	2.26	11.62 *	5.03
順位相関係数		-0.00	-0.14 ***	-0.02	0.00	-0.08 *	0.02
末子 年齢	0~2歳	3.32	9.21	0.15	0.75	11.48	1.21
	3~5歳	6.34	1.66	0.15	0.6	5.28	1.06
	6~9歳	1.21	0	0	0.15	1.51	0
	10~12歳	0.15	0.15	0	0.3	0.75	0.15
	全体	11.03	11.03	0.3	1.81	19.03	2.42
	$\chi^2$ 値	45.66 ***	62.09 ***	1.11	0.77	33.09 ***	5.82
順位相関係数		-0.03	-0.27 ***	-0.02	-0.01	-0.20 ***	-0.05
妻の 就業有無	就業なし	9.06	10.42	0.3	1.35	16.16	2.42
	就業あり	1.96	0.60	0	0.45	2.87	0
	全体	11.03	11.03	0.3	1.81	19.03	2.42
	$\chi^2$ 値	0.33	11.24 **	0.51	0.15	2.71 †	4.20 *
相関係数		-0.05	-0.13 ***	-0.03	0.00	-0.08 **	-0.08 *
本人の 学歴	中学卒	2.71	2.26	0.3	0	3.77	0.45
	高校卒	7.25	7.09	0	0.9	7.7	0.6
	短大・大学卒	1.05	1.66	0	0.9	7.51	1.35
	合計	11.03	11.03	0.3	1.81	19.03	2.42
	$\chi^2$ 値	3.09	8.92 *	3.92	3.8	1.38	2.86
順位相関係数		0.06	0.11 **	-0.07 †	0.06	0.04	0.05
設置 主体	県営・市営	7.53	17.2	0.52	0.6	8.15	1.21
	公団・公社	15.77	6.53	0	1.21	10.87	1.21
	合計	11.03	11.03	0.3	1.81	19.03	2.42
	$\chi^2$ 値	8.92 **	18.75 ***	1.46	3.01 †	14.35 ***	0.41
	相関係数	0.11 ***	0.17 ***	-0.04	0.07 *	0.13 ***	0.04
ケース数		662			662		

単位はパーセント，独立性の検定と相関係数の有意確率：\*\*\*  $p < 0.001$ ，\*\* $p < 0.01$ ，\* $p < 0.05$ ，†  $p < 0.10$   
相関係数は独立変数が2値変数の場合はピアソンの積率相関係数，順位尺度をとる場合はケンドールのタウ b

独立性の検定の結果，子どもの人数は，妻・平日と夫・休日ともに，「団地近隣での遊び」と有意な関連があることが示された．ケンドールのタウ b の順位相関係数を確認すると，妻・平日で -0.144，夫・休日で -0.082 と，子ども数の多さと，近隣で遊びを行うことに



は弱い負の相関がある。ここから、子どもの人数が多くなると、団地近隣での外遊びケアが行われにくくなると解釈できる。4.1では、子どもの人数の多さや末子年齢の低さで測定される「ニーズ」がある家庭ほど、保護者は家事・育児に時間を割くようになるという仮説が、本調査の「外出先で育児」にも当てはまることを確認した。しかし、分析4.3の結果からは「団地近隣での遊び」と「ニーズ」の関係は、一般的な家事や育児とは異なる性格を持つらしいことがわかる。

つづいて、末子年齢のクロス集計について検討する。末子年齢を3歳ごとに区切り集計した結果、妻・平日では「家事的外出」と「団地近隣での遊び」に関連がある(0.1%水準で有意)ことがわかった。夫・休日の場合は「団地近隣での遊び」が行われることと、末子年齢の間には有意な関連(0.1%水準で有意)があることが示された。ケンドールのタウbの順位相関係数を確認すると、妻・平日の「家事的外出」で-0.002、「団地近隣での遊び」は-0.144であり、夫・休日の「団地近隣での遊び」は-0.202であった。ここから、末子年齢の高さは「団地近隣での遊び」に対して負の関連があると考えられそうである。すなわち、末子年齢が低いほど「団地近隣での遊び」は行われやすいことを示しており、ニーズ仮説を検証した4.1と整合する結果となった。

妻が就業していることは、4.1の分析においては、妻・平日にたいしてのみ「外出先で育児」を行うことについて有意な負の効果が認められた。4.3で活動内容を細分化したうえでクロス集計を行なった結果、妻の「団地近隣での遊び」に対して有意な関連(1%で有意)があることが確認される。2変数間の相関係数を確認すると、弱い負の相関があることがわかる( $r = -0.13$ )。この結果から、妻・平日の「団地近隣での遊び」について時間的余裕仮説が支持される。

さらに、妻が就業していることは、夫・休日についても「団地近隣での遊び」(10%水準で有意)と「遠出しての遊び」(5%水準で有意)に関連がみとめられた。そして、「団地近隣での遊び」「遠出しての遊び」と妻が就業していることは、いずれもごく弱い負の相関関係がある(いずれも $r = -0.08$ )。この結果から、妻が専業主婦であるケースほど、夫は休日において子どもと遊びを行うと考えられる。専業主婦である場合に、夫は家事・育児をしないことを想定する「時間的余裕仮説」と矛盾するこの結果を、どのように解釈できるだろうか。この結果からは、妻が他の家事・育児労働に従事している間に、夫が子どもを外に連れ出して遊ばせることが想定できる。また、妻が休日に就業していない場合に、一家そろって遊びに行くという行動も考えられる。この点については、妻・休日の行動の分析を今後の課題とすることで、より深い検討を行いたい。

本人の学歴は、分析4.1とは異なる結果がみられる。分析4.1の多変量解析では、夫・休日の「外出先で育児」にたいしてのみ、学歴の効果を認めることができた。分析4.3で活動内容を再分類したクロス集計の結果、学歴は妻・平日の「団地近隣での遊び」と関連があることが確認された(5%水準で有意)。一方、夫・平日の場合、いずれの活動とも有意な関連は示されなかった。なお、妻・平日の「団地近隣での遊び」と学歴には、弱い正の関連がある( $\tau_b = 0.11$ )。この結果から妻が平日に子どもを連れて団地近隣で遊ぶかいないかについ

て、市場労働において有利な要素をもつ配偶者は家事・育児を負担しなくなると想定する「相対的資源差仮説」からは説明できないメカニズムが働いていると考えることができる。

最後に、公団団地に居住することと、各活動を行うこととの関連について検討を行う。妻・平日の場合、「家事的外出」と「団地近隣での遊び」について有意な関連が示された。また公団団地に居住することは、「家事的外出」( $r = 0.11$ )と「団地近隣での遊び」( $r = 0.17$ )の双方と弱い正の相関関係が確認された。特筆すべきは夫・休日についての集計結果である。夫・休日についても公団団地に居住することは「家事的外出」(10%水準で有意)と「団地近隣での遊び」(0.1%水準で有意)にたいする関連が認められた。集計結果を確認すると、公団団地に居住するケースはより多く、「家事的外出」と「団地近隣での遊び」を行うと考えることができる(近隣での遊び; $r = 0.13$ /家事的外出; $r = 0.07$ )。以上から、団地近隣の都市設備が充実していることが、子どもとの外遊びや外での育児を促進することを想定する「住環境仮説」は、活動内容を細分化した結果、夫・休日の行動のうち「家事的外出」と「団地近隣での遊び」についてあてはまるといえる。

表9は、夫婦の時間配分と夫の家事・育児参加を規定する要因について、分析4.3の結果からいえることをまとめたものである。

表9 分析4.3の結果：それぞれの活動と関連する要因

従属変数		支持された仮説／関連することが示唆された要因
妻・平日	家事的外出	ニーズ仮説, 住環境仮説
	団地近隣での遊び	ニーズ仮説, 住環境仮説, 時間的余裕仮説 ／子どもの少なさ, 学歴の高さ
	遠出しての遊び	-
夫・休日	家事的外出	ニーズ仮説, 住環境仮説
	団地近隣での遊び	ニーズ仮説, 住環境仮説／子どもの少なさ, 妻・就業なし
	遠出しての遊び	妻・就業なし

## 5 結論

本研究は、高度成長期の団地における夫婦の育児分担について、とくに父親の育児参加の様相を検討するために、次の仮説を立てることで分析を行ってきた。本分析が検証した仮説とは、(1)ニーズ仮説、(2)相対的資源差仮説、(3)時間的余裕仮説、(4)住環境仮説の4つである。ここまで、生活時間調査の量的な分析とテキストマイニングを組み合わせることで、比較的近年の家族社会学が提示してきた、父親の育児参加と夫婦の時間配分を規定する要因は、高度成長期の夫婦の行動、とりわけ父親の育児についても当てはまるのか、当てはまらないとしたら、その背景にはどのような要因があるのかについて分析を行なった。

「外出先で育児」が生活時間に含まれるか否かと、その時間の長さを従属変数とした分析4.1の結果からは、妻・平日と夫・休日のあいだで、説明力を有する仮説が異なることを提示した。妻・平日のばあい、「外出先で育児」を行うこととその時間の長さについて、ニ-

ズ仮説と時間的余裕仮説、そして住環境仮説が効果を持つことを示した。それに対して夫・休日の場合は、ニーズ仮説と相対的資源差仮説が支持される結果となった。以上から「外出先で育児」を行いやすくするには、妻・平日と夫・休日で異なる要因が働いていることが確認された。また、妻と夫が行う「外出先で育児」にはそれぞれ異なる性質の活動が含まれているらしいことを議論した。

つづいて、分析 4.1 にみた夫婦間ないし平日・休日間の違いは、何によってもたらされるのかを検討するために、「外出先で育児」とコーディングされた自由記述回答の内容をテキストマイニングの手法を用いることで分析し（分析 4.2）、活動内容に応じて再コーディングしたうえで再集計（分析 4.3）を行った。分析 4.2 の結果、「外出先で育児」とコーディングされる活動内容を（1）「家事的な外出」、（2）「団地近隣での遊び」、（3）「遠出しての遊び」の3つに分類できることを示した。そして、上記の3分類に従って再コーディングを行なった結果、妻・平日では「家事的な外出」と「団地近隣での遊び」が同程度の配分であった一方で、夫・休日では「団地近隣での遊び」が、生活時間に「外出先で育児」を含むケース中、約9割を占める結果となった。すなわち、妻が平日に行う「外出先で育児」には「家事的な外出」と「団地近隣での遊び」が同程度含まれているのに対して、夫が休日に行う「外出先で育児」のほとんどは団地近隣で子どもと遊ぶことであることがわかった。

さらに、それぞれの活動について「子どもの人数」「末子年齢」「妻・就業あり」「最終学歴」「団地の設置主体」の変数をもちいてクロス集計を行なった（分析 4.3）。その結果、以下のことを明らかにした。

活動内容を個別にみていくと、まず「家事的な外出」は、妻・平日のばあい、末子年齢と公団団地に居住することに有意な関連があることが示された。さらに、妻が家事的な外出することにたいして、末子年齢の高さは負の関連が、公団団地に居住することは正の関連を持つことを示した。この結果が示すことは、末子年齢が低いほど、公団団地に居住しているほど、妻は平日に「家事的な外出」を行っているということである。以上から、妻・平日の「家事的な外出」にはニーズ仮説と住環境仮説が支持される。分析 4.3 はまた、夫・休日の「家事的な外出」が、公団団地に居住することと正の関連があることを示している。以上から、夫・休日においても「外出先で育児」の内容を細分化し「家事的な外出」について検討した際には、住環境仮説が説明力を有することが示唆された。

「団地近隣での遊び」は、妻・平日の場合「子どもの人数」「末子年齢」「妻・就業あり」「最終学歴」「団地の設置主体」すべてと有意な関連が確認された。相関係数を確認することで関連の方向をみると、子どもの人数は負の効果、末子年齢の高さは負の効果、就業していることは負の効果、最終学歴は正の効果、公団団地に住まうことは正の効果をもつことが確認された。以上から、妻の「団地近隣での遊び」にはニーズ仮説、住環境仮説、時間的余裕仮説が支持されると考えることができる。一方で、「団地近隣での遊び」に対して子ども数の多さが持つ負の効果と、学歴の高さが持つ正の効果については、既存の仮説では説明できない結果となった。

夫・休日の場合にも「団地近隣での遊び」は、「子どもの人数」「末子年齢」「妻・就業あ

り」「団地の設置主体」と関連があることがわかった。相関係数を算出した結果、子どもの人数と末子年齢の高さは負の効果、妻が就業することは負の効果、公団団地に住まうことは正の効果があることを確認した。この結果から、夫の「団地近隣での遊び」についても、ニーズ仮説と住環境仮説から説明を行うことができるといえる。その一方で、子ども数の多さの負の効果と、妻が就業していることが持つ負の効果については、既存の仮説では説明できない。そして「遠出しての遊び」は、夫・休日のみ「妻・就業ありダミー」と負の関連があることがわかった。

以上にまとめたように、分析 4.1 でみられた妻・平日と夫・休日の「外出先で育児」を規定する要因についての相違は、活動内容を細分化したうえで集計を行った分析 4.3 では、見られなくなると結論することができる。

本研究は、高度成長期の父親を、育児する主体として見つめ直すことでどのようなことを明らかにしただろうか。まず本研究は、高度成長期の父親が子どもを連れて外出する場合、多くのケースにおいて、団地の近隣で遊ぶという行動をとっていたことを示した。すなわち、長時間の通勤と労働による平日の不在を「できるだけ埋めあわせようと」するために、おおくの父親たちがとった行動は、団地の近隣で子どもと遊ぶことだったということである。

その一方で、どのような状況にある夫婦が、よりそうした行動をとりやすいかについて検討した結果、夫が子どもを伴って外出することは、妻が平日に行う「外出先で育児」と同様の性格を持つことも示唆された。それは、(1)子育てニーズが大きい世帯ほど父親は育児を行うこと、(2)世帯の外部にあるオープンスペースや教育・医療の専門サービスが充実していることが、家事と近隣での遊びを含めた育児参加を促進することの2点に集約される。長時間通勤・労働が行われ、また性別役割分業意識が形成され現在よりも強固であった高度成長期においても、外遊び中心という「父親ならでは」の育児への関わり方が見られる一方で、比較的近年の男性育児研究・夫婦の時間配分研究が示してきた要因が、この時期の父親の育児参加にも関連することを提示した点に本研究の発見がある。

さいごに今後の課題として、夫の「団地近隣での遊び」と「遠出しての遊び」と関連することが示された妻の就業状態の効果について、追加的に分析することを挙げておきたい。妻が働いていること／働いていないこと、すなわち妻が家にいること／不在であることが、夫の育児の仕方にもたらす影響を検討することは、当時の父親と子どもとの関わりかたをより反映すると考えられるからである。そのためにも、今後の研究では、妻・休日の行動についての分析も追加していく必要がある。本研究では、上記の発見があったとともに、こうしたのちの分析に続く論点を抽出することができた。

#### [注]

- 1) 相澤は、当時「子どもの生活の諸側面が受験・競争に飲まれる」という認識があった一方で、「団地居住者生活実態調査」の分析結果に示される子どもの生活時間には、塾や習い事の割合がかならずしも大きくないことを示した（相澤 2019: 77-8）。
- 2) 妻・平日の「外出先で育児」時間の長さを従属変数とする推定において、VIFの値は「外

出先で育児」時間ゼロを含めるモデルで 1.86、ゼロを含めないモデルで 2.15 とじゅうぶん低いことから、本推定にもちいる説明変数間には多重共線性はないと考えられる。

3) 夫・休日の「外出先で育児」時間の長さを従属変数とする推定において、VIF の値は「外出先で育児」時間ゼロを含めるモデルで 1.81、ゼロを含めないモデルで 1.82 とじゅうぶん低いことから、本推定にもちいる説明変数間には多重共線性はないと考えられる。

4) 父親の育児参加についての研究では、伝統的な性別役割分業意識を支持しない夫ほど家事参加をすることを想定する「性別役割分業イデオロギー」仮説が提示されてきた(Ishii-Kuntz and Coltrane 1992; 石井クンツ 2009)。既存研究では、夫婦ともに学歴が高いほど性別役割分業意識を否定しやすくなるという理解が示されている(東・鈴木 1991; 白波瀬 2005)。本研究が示すように、1965年の団地において父親の学歴の高さは「外出先で育児」に対して負の効果を持っており、近年の家族社会学研究が示してきた通説とは異なる結果が出ていることは特筆に値する。

5) バスや電車や自家用車を用いた移動の目的地が「遊園地」である場合、それはおおくのケースで、団地内や団地近隣の児童遊園地ではなく、一般的にレジャーランドやアミューズメントパークと呼ばれる施設を指すと判断できる。

#### [付記]

二次分析にあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター SSJ データアーカイブから「団地居住者生活実態調査」(東京大学社会科学研究所)の個票データの提供を受けました。

本研究に用いたデータの加工と分析にあたり、相澤真一先生、石島健太郎先生、渡邊大輔先生をはじめとして、課題公募型共同研究「戦後福祉国家成立期の福祉・教育・生活をめぐる調査データの二次分析」のメンバーのみなさまから多くのアドバイスをいただきました。また、本報告書の執筆にあたって、東京大学計量社会学研究会のみなさまからアドバイスをいただきました。記してお礼申し上げます。

本研究の遂行にあたり JSPS 科研費 20J10458 の助成を受けました。

#### [参考文献]

相澤真一, 2019, 「団地のなかの子どもたちの生活時間」渡邊大輔・相澤真一・森直人・東京大学社会科学研究所附属社会調査データアーカイブ研究センター編『総中流の始まり—団地と生活時間の戦後史』青弓社, 75-97.

東清和・鈴木淳子, 1991, 「性役割態度研究の展望」『心理学研究』62(4): 270-276.

初田享, 2004, 『繁華街の近代—都市・東京の消費空間』東京大学出版会.

樋口耕一, 2014, 『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ出版.

猪飼周平, 2010, 『病院の世紀の理論』有斐閣.

石井クンツ昌子, 2009, 「父親の役割と子育て参加—その現状と規定要因」『季刊家計経済研究』

81: 16-23.

- Ishii-Kuntz, Masako and Coltrane, Scot., 1992, “Predicting the Sharing of Household Labor: Are Parenting and Housework Distinct?,” *Sociological Perspectives*, 35 (4) : 629-647.
- Ishii-Kuntz, Masako, Makikno, Katsuko, Kato, Kuniko, Tsuchiya, Michiko, 2004, “Japanese Fathers of Preschoolers and their Involvement in Child Care,” *Journal of marriage and Family*, 66: 779-791.
- 石島健太郎, 2019, 「団地での母親の子育て」渡邊大輔・相澤真一・森直人・東京大学社会科学研究所附属社会調査データアーカイブ研究センター編『総中流の始まり—団地と生活時間の戦後史』青弓社, 44-72.
- 神奈川県, 1969, 『団地居住者生活実態調査報告書』神奈川県.
- 加藤邦子・石井クンツ昌子・牧野カツコ・土谷みち子, 1998, 「父親の育児参加を規定する要因—どのような条件が父親の育児参加を進めるのか」『家庭教育研究所紀要』20: 38-47.
- 木村涼子, 2010, 『主婦の誕生——婦人雑誌と女性たちの近代』吉川弘文館.
- 小葉武史・安岡匡也・浦川邦夫, 2009, 「夫の家事育児参加と出産行動」『季刊社会保障研究』44(4): 447-59.
- 小針誠, 2007, 『教育と子どもの社会史』梓出版社.
- 小原美紀, 2000, 「長時間通勤と市場・家事労働—通勤時間の短い夫は家事を手伝うか?」『日本労働研究雑誌』476: 33-45.
- 小森厚, 1981, 『上野公園動物園 東京都公園協会監修・東京公園文庫 16』郷学社.
- 永井暁子, 2001, 「夫の育児遂行の要因」岩井紀子編『現代日本の夫婦関係 家族生活についての全国調査 (NFR98) 報告書 No. 2-3』日本家族社会学会全国家族調査 (NFR) 研究会, 185-195.
- 内閣府, 2019, 『令和元年度版 男女共同参画白書』内閣府.
- 中川まり, 2010, 「子育て期における妻の家庭責任意識と夫の育児・家事参加」『家族社会学研究』22(2): 201-212.
- 日本住宅公団, 1981, 『日本住宅公団史』日本住宅公団.
- 佐藤昌, 1977, 『日本公園緑地発達史 (下)』都市計画研究所.
- 白波瀬佐和子, 2005, 『少子高齢社会のみえない格差: ジェンダー・世代・階層のゆくえ』東京大学出版会.
- 渡邊大輔・森直人・相澤真一, 2019, 「「団地居住者生活実態調査」の概要とデータ復元について」渡邊大輔・相澤真一・森直人・東京大学社会科学研究所附属社会調査データアーカイブ研究センター編『総中流の始まり—団地と生活時間の戦後史』青弓社, 155-163.
- 山西裕美, 2011, 「父親の子育て参加規定要因についての研究—両親の就労形態との関連で」『社会関係研究』16 (2) : 59-88.
- 大和礼子, 2008, 「“世話／しつけ／遊ぶ” 父親と“母親だけでない自分” を求める母親」大和礼子・斧出節子・木脇奈智子編『男の育児・女の育児—家族社会学からのアプローチ』昭和堂, 1-24.

# 年金制度未発達期における高齢者収入源

——自助・共助・公助の枠組みから——

嶋田竜太

(東京大学大学院)

本論文は1963年に行われた「高齢者生活実態調査」を用いて、年金制度が未発達・拡充期であった1960年代における高齢者の収入源について自助・公助・共助の枠組みを用いて計量的に調査したものである。その結果から、現在の高齢者と同様に自らの収入（自助）で生活できている人は経済的立場が強く、年金や生活保護（公助）で生活している人は経済的立場が弱い傾向にあることがわかった。年金収入源などの共助を収入源の主としている現在の高齢者とは異なり、当時の高齢者は自らまたは家族の収入である自助で多くが生活していることが明らかとなった。単身世帯の方が家族や配偶者と同居している高齢者よりも貧困に陥りやすいという点で現在の高齢者と同様の姿が見られた。

## 1 導入

年金制度が整備されてから約60年がたつ。年金制度は1959年に国民年金法が制定され1961年に拠出金体制に移行して以来、本格的に国民皆年金体制が整えられていった。1961年以降に「20歳以上60歳未満の人は、すべていずれかの公的年金制度に加入することに」なったのである（李 2013: 30）。2020年時点現在ではほとんどすべての高齢者が十分な年金をもらえる時代となった。しかし、年金制度体制が確立した1961年以降にすぐに高齢者の充実した老後が保障された年金体制が確立したわけではない。国民皆年金体制が設立して間もない1960年代では、国民年金の「受給者数は少なく、1人当りの受給額も低い」という問題があった（李 2013: 43）。具体的には、支給額は1960年代前半では20歳から60歳まで保険料を払って月3500円程度もらえる公算であり、当時の野党や市民団体さらには国際社会からあまりにも少ないと批判を受けていた。政府はこれらを受けて1960年以降も度々制度改正を続け、現在のような普遍的で十分な額が支給される制度に至ったのである（李 2013）。

それでは、加入者数・受給額が少ない年金制度未発達期間、特に1960・1970年代の間において、高齢者はなにを収入源として生活していたのだろうか。厚生省（当時）の1978（昭和53）年国民生活実態調査では34.6%の高齢者が収入を得ており、39.4%の高齢者が年金・恩給を得ている。1977（昭和52）年東京都老人福祉基礎調査によると、年金の種類別にみて国民年金を受け取っているものは15.5%、厚生年金を受け取っているものは20.4%、各種共済組合を受け取っているものは5.0%、恩給を受け取っているものは11.5%であった。労働省（当時）の「高齢者就業実態調査」によると、年金を受給しているもののうち就業している者は、受給額が4万円以下の場合80.4%、5～9万円の場合66.2%、10～14万円の場合51.1%、15万円以上の場合57.0%にのぼる。なお、これらの調査では高齢者は現

在の 65 歳以上という定義と異なり、60 歳以上と定義されている（総理府社会保障制度審議会事務局 1981）。これらの調査からみえてくるのは、当時 1970 年代の高齢者は年金制度のみで生活していたわけではなく、就業と年金両方を収入源としていたということである。

本研究は、1963 年に神奈川県民生部福祉課が調査した「高齢者生活実態調査」を分析して、当時年金制度が確立されたといえどもまだ国民に広く行き渡っていない時点の 1960 年代における高齢者の収入源を分析しなおすものである。

また本研究では高齢者収入源の分析に、現在の産官学で盛んに議論されている高齢者の生活を支える仕組みである自助・公助・共助の枠組みを用いて分析する。自助・共助・公助はそれぞれ順に次のような内容である。自助は自らや家族の収入により自らを養う。共助は構成員全員でリスクを負担し合う考え方のもと、社会保険料負担による年金制度等の活用である。公助は行政からの支援を受けることで、税負担による生活保護制度などが挙げられる。本来はこの三つの枠組みに互助が加わることとなる（三菱 UFJ&リサーチ・コンサルティング 2017）<sup>1)</sup>。

これまで自助・互助・共助・公助を話題にした先行研究には、以下のような先行研究がある。自助・互助の内実の不透明さに言及したもの（松繁 2012）や、都市部における互助の課題や促進策をアンケートデータから計量的に分析したもの（本橋 2020）、半構造化インタビューと修正グラウンデッド・セオリーにより地域で互助を成立・維持するために必要なコーディネート機能を明らかにしたもの（吉田・中村 2015）などがある。なお自助・互助・共助・公助には、高齢者を金銭的に養うだけでなく、対人サービスのつまり医療介護サービスなどによって養うことも想定されており、現金援助・現物援助双方が想定されている。ただし本研究では自助・共助・公助モデルにおいて金銭的援助の観点からのみ分析を行った。

また、高齢者の収入源に関する先行研究としては、主に行政を中心として先行研究や調査が積み重なってきた。前述した総理府社会保障制度審議会事務局の調査以外にも以下のような調査を挙げることができる。全国の 60 歳以上の高齢者を世帯主とする家庭を無作為抽出・調査した結果。高齢者は 1990 年代において公的年金、就業による収入、企業・個人年金等、貯蓄の切り崩し、利子・配当所得のうち、公的年金と就業による収入を主な収入源としていることを明らかにした。また、年代別では 60 歳から 64 歳では就業による収入が最も多く、65 歳以上では就業による収入の割合が低下して公的年金の割合が増加することも明らかになった（貯蓄広報中央委員会 1997）。近年におけるそれぞれの調査時点の全国の 60 歳以上（2007 年調査のみ 55 歳以上）の高齢者の収入手段（公的年金や私的年金、勤労収入など）を明らかにした研究もある（内閣府 2020, 2012, 2007, 2002）。

だが、自助・互助・共助・公助（本研究では自助・共助・公助）という枠組みを通じて、過去時点における高齢者の収入手段を研究したものは多くない。そこで本研究における意義としては高齢者の収入源に関して、自助・公助・共助の枠組みを用いて当時のデータを再分析・再解釈し、過去の高齢者収入状況に関して新たな知見を獲得する点が学術的意義であるといえる。

本研究では 1960 年代の神奈川県におけるデータである「高齢者生活実態調査」を分析し



て、現在とは人口構造・平均寿命・世帯構造・産業構造などの事情が大きく異なる日本において高齢者はいかにして自らを養ってきたか、あるいは誰かもしくは制度に養われてきたかを分析する。その際に、現在の自助・共助・公助という枠組みを用いて検討する。また、この調査は世帯別と個人別両方で調査が行われているが、ここでは世帯別調査を分析してその世帯主である高齢者を分析対象とする。なお前述したとおり、本研究では金銭・資金面に注目して現物援助などの他の援助には焦点を当てないこととする。図1は、3つの経済的資源・生活手段の配置モデルである。高齢者は、この3つを1つのみまたは複数組み合わせて生活を営んでいる。例えば、年金と自らの収入で暮らしている高齢者は共助と自助で生活していることになる。生活保護と年金で生活している高齢者は、公助と共助で生活していることとなる。

なお、「高齢者生活実態調査」では高齢者を60歳以上と定義しており、当時は高齢者を60歳以上と定義することが通例であったため、本研究でもこの定義に従うこととする。また、当時の調査で用いられていた老令者という言葉と、現在用いられている高齢者という言葉を文章中で互換的に用いることとする。

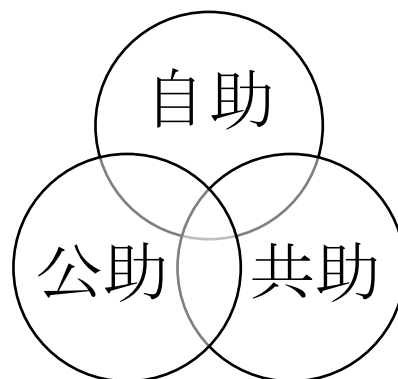


図1 高齢者の生活手段モデル

(三菱UFJ&リサーチ・コンサルティング 2017をもとに筆者作成)

## 2 データの説明

データは神奈川県民生部福祉課が担当した「高齢者生活実態調査」を分析する。この調査は1963年当時の高齢者の経済状況を調査して当時の高齢者対策の基礎的資料とすることが目的とされた。調査対象者については労働力率や所得能力の低下が50代後半から生じて60代になれば一層明白であること、当時定年退職年齢と年金の受け取り開始時期が55歳から60歳の間に集中していることなどを根拠に60歳以上の人々を高齢者とこの報告書では定義した。彼らすなわち60歳以上の者がいる世帯を調査対象として、6400世帯を調査対象とし、民生委員が調査した。調査法は、民生委員が対象家庭を訪問して高齢者に面接してその回答を民生委員が記入するという他記式調査法をとった。この調査は厳密なランダムサンプリングではない。民生委員が自らの居住する近隣地域の中から、世帯収入3区分と世帯主年齢2区分（60歳から69歳、70歳以上）の6区分から2世帯を選んだ。その2世帯のう

ち1つは60歳から69歳までの高齢者のいる世帯、もう1つは70歳以上の高齢者のいる世帯でなくてはならなかった。調査期間は1963（昭和38）年7月1日から15日の間である。この調査はそれぞれ世帯に対して1枚、世帯内の高齢者ごとに1枚ずつの2種類の調査を同時に行っている。回収率は、世帯票は91.3%であり、個人票は無配偶の高齢者と有配偶の男性高齢者はほぼ100%、有配偶の女性高齢者は低く52.4%であった。

この調査の偏りとしては、郡部と秦野・厚木・相模原などの農業人口の多い市部に調査対象者がやや多いことや有配偶者の女性高齢者の回収率が低いこと、年齢分布が70歳以上の高齢者に国勢調査の神奈川県平均よりも特に男性において偏っていること、有業率が男女ともに国勢調査の神奈川県平均よりも高いこと、農業人口比率が国勢調査の神奈川県平均よりも高いことが挙げられる。これらの偏りを考慮して分析を進めなければならない（神奈川県1963）。

### 3 高齢者の収入源分類

高齢者の金銭的手段として図1のように1つおよび複数の手段があることが概念的に想定されているが、1963年当時それぞれの部分にどのくらいの高齢者がいたのだろうか。

表1 高齢者の収入源

	勤労・ 事業収 入	仕送 り収入	恩給・ 年金	生活 保護	家賃・ 間代	地代	有価 証券収 入	その 他
あ り	2479 (54.0 %)	569 (12.4 %)	2296 (50.0 %)	259 (5.6 %)	580 (12.6 %)	258 (5.6 %)	199 (4.3 %)	108 (2.4 %)
な し	2113 (46.0 %)	4023 (87.6 %)	2296 (50.0 %)	4333 (94.4 %)	4012 (87.4 %)	4334 (94.4 %)	4393 (95.7 %)	4484 (97.6 %)
合 計	4592	4592	4592	4592	4592	4592	4592	4592

注：パーセント表示は小数第2位を四捨五入した。

世帯主5664人中（分析結果より筆者作成）

前提として、当時の高齢者はどのような種類の収入源で生活しているのか。表1は、質問項目の1つである個人の収入源を分析して、収入源ごとのあり・なしを調べたものである。これを見ると、勤務・事業収入を得ている高齢者は半数以上（54.0%）ということになる。現在、65歳から69歳までの高齢者のうち約50%、70歳以上74歳以下の高齢者のうち約30%が就労している状況（内閣府2019）と比較すると多い。これは総理府社会保障制度審議会事務局の調査と同様の結果であり、1960年代当時は年金制度が未発達で受給額が少

なかったために就業せざるを得なかったことが原因の一つであろう。現代と比較して農林漁業従事者（第一次産業従事者）が多いことも1つの理由として考えられる。また、この「高齢者生活実態調査」は、神奈川県郡部地域に偏りが生じており、神奈川県郡部は農家人口が多いことも理由である（渡邊 2016）。恩給・年金を1つでももらっている人が半数であることも総理府社会保障制度審議会事務局の調査と同様の結果である。現在の年金制度の下では、平成30年度時点ではほぼすべての高齢者が公的年金・恩給を受給している（厚生労働省 2018）。これは、調査が行われた1963年当時は厚生年金や国民年金が整備・拡大途中であったため厚生年金や国民年金に国民が網羅的にカバーされていないがために生じた結果であると考えられる。なお、この恩給・年金の内訳は厚生年金（176人）・福祉年金（1015人）・共済組合（192人）・文官恩給（301人）・軍人恩給（529人）・私的年金（24人）・その他（203人）が含まれる。かっこ内は回答者内での受給人数である。また、世帯主5664人のうち4592人しか表1には含まれていないが、その差5664-4592=1072人は収入が全くない人たちである。質問項目である個人の収入源は収入がある人のみについて訪ねた項目である。この1072人はおそらく同居している他の世帯構成員から、例えば息子や娘、孫からの収入で生計を立てていると考えられる。

さて、いよいよ本格的な分析に入ろう。図2は図1を今回の分析のために再構成したものである。自助、共助、公助には、「高齢者生活実態調査」の個人の収入源項目のうち、それぞれ、勤労・事業収入+家賃・間代+地代+有価証券収入+私的年金（恩給・年金）+仕送り収入、厚生年金（恩給・年金）+共済組合（恩給・年金）、生活保護+福祉年金（恩給・年金）+文官恩給（恩給・年金）+軍人恩給（恩給・年金）が当てはまる。年金・恩給の種類のうち、厚生年金と共済組合は現在の年金制度と同様の社会保険負担であるため共助に分類した。福祉年金と文官恩給と軍人恩給については税負担であるため公助に分類した。当時の福祉年金は、拠出能力がないため若年時に保険料を納めることができなかったため老後に拠出制の年金を受け取ることができなかった高齢者に対して、全額税負担で70歳になったときに支給される防貧的性格の年金である（厚生省年金局編 1962）。さらに今回は自助の中でも勤労・事業収入、家賃・間代、地代、有価証券収入、私的年金（恩給・年金）を個人自助として、仕送り収入を家族からによる自助として細分化した。「高齢者生活実態調査」での回答者は、図2の①~⑮のうち、いずれかに属することとなる。今回は個人の収入源および恩給・年金の内訳における「その他」は特に含めずに分析した。例えば、①の個人自助（勤労・事業収入+家賃・間代+地代+有価証券収入+私的年金（恩給・年金））に属する回答者は、個人自助のみで生計を立てていることになる。⑤の個人自助・家族自助に属する回答者は、個人の収入と仕送り収入両方で生計を立てていることになる。なお、個人自助・家族自助・共助・公助は、それぞれの収入内訳のうちいずれか1つでも収入があればそれぞれ個人自助・家族自助・共助・公助ありとした。

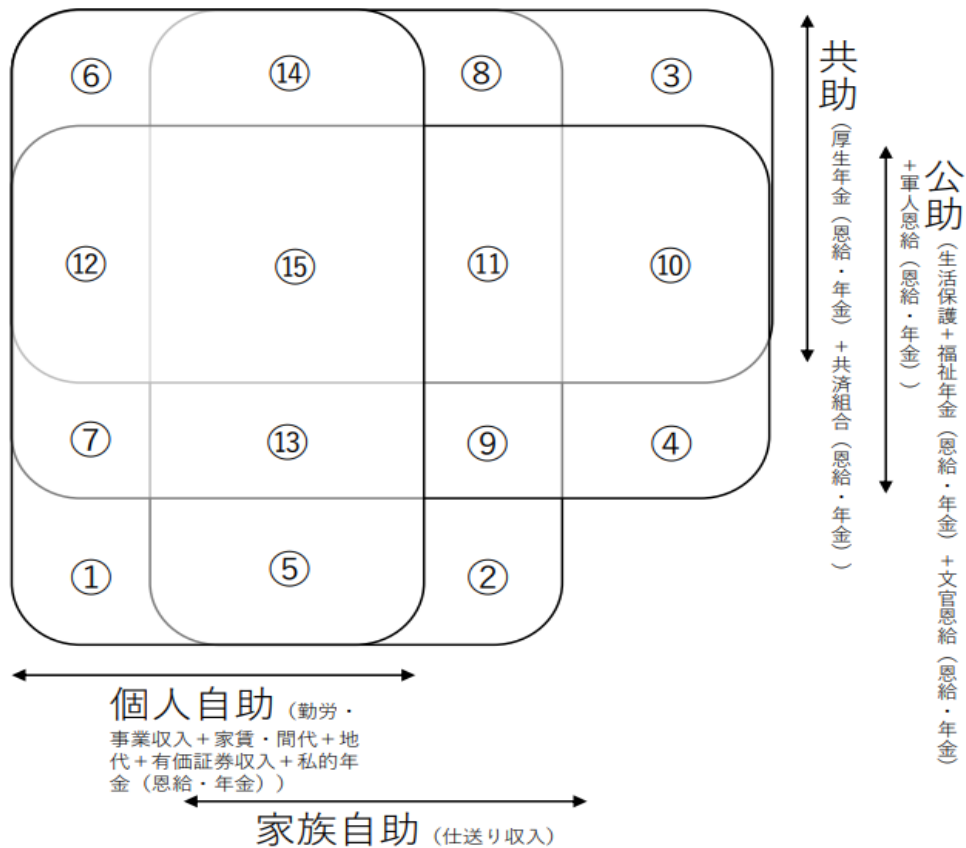


図2 高齢者の生活手段モデル（本研究版）

（筆者作成）

表2 各モデルを生活手段としている人数内訳

①個人自助モデル	②家族自助モデル	③共助モデル	④公助モデル
1854人	196人	149人	918人
⑤個人自助・家族自助モデル	⑥個人自助・共助モデル	⑦個人自助・公助モデル	⑧家族自助・共助モデル
109人	129人	645人	17人
⑨家族自助・公助モデル	⑩共助・公助モデル	⑪家族自助・共助・公助モデル	⑫個人自助・共助・公助モデル
159人	26人	5人	17人
⑬個人自助・家族自助・公助モデル	⑭個人自助・家族自助・共助モデル	⑮個人自助・家族自助・共助・公助モデル	
57人	5人	2人	

5664人中（分析結果より筆者作成）

表2は、①から⑮のモデルの中に、それぞれ何人の回答者が含まれているかを表している

る。①の個人自助モデルだけで回答者のうちかなりの数が含まれている。これは、仕送り収入も恩給・年金（私的年金は除く）も生活保護も受けずに、勤労・事業収入、家賃・間代、地代、有価証券収入、私的年金のみで生活している回答者が多く存在することを意味する。①から⑯のモデルのなかで、①が最大数を占める。これも当時日本では定年制がなくいつまでも働くことができる農業に従事する人口割合が現在と比較して多かったこと、サンプルに農業従事者が多いこと、年金制度が未発達であったことが影響していると考えられる。

②の家族自助モデルはそこまで人数が多くない。家族自助モデルは仕送りを子供や兄弟姉妹やその他から受け取っている人々である。また、ここで考慮に入れなければならないこととして、表1の個人収入源の集計で数として入っていない1072人は、ここで家族自助に入るということである。なぜならこの1072人も同居している子供・兄弟姉妹などの家族からの収入によって養われているからである。1072人を含めると家族自助モデルが相当の人数を占めることがわかる。

③共助のみモデルもそこまで人数は多くない。これは先ほども述べたが、厚生年金が整備途中であったために加入者がそれほど多くないことを反映したものである。

④の公助モデルはある程度の人数が含まれている。これは軍人恩給・文官恩給・生活保護を受けている人が一定の数いることを反映している。

⑦の個人自助・公助モデルは、数の多いモデルである。理由としては、公助の1つである福祉年金の支給額が当時少なかったことが考えられる。恩給・年金の中で最も受給者数の多い福祉年金であるが、1963年当時は整備されて間もなく高齢者に対して月額1000円から1100円という少額であった（日本国民年金協会広報部1980:231）。福祉年金だけでは生計が成り立たないため、自助も含んだ形で生活手段としていたのだろう。

「高齢者生活実態調査」は、女性の過小推計と農家従事者の過大推計の問題はあるが（渡邊2016；神奈川県1963）、概ね実施された1963年当時の神奈川県における国勢調査とほぼ同様の代表性を持っていると言ってよい（神奈川県1963）。すなわち、「高齢者生活実態調査」は、当時の神奈川県住民の特徴を大方代表しているということである。

それでは一体どのような特性を持っている人が、それぞれ個人自助・家族自助・公助・共助を頼って生活しているのだろうか。この問いを次の分析で明らかにしたい。

#### 4 収入源ごとの高齢者の特徴

表3は、それぞれ個人自助・家族自助・公助・共助で生活している人が、どのような特性を持っているかをクロス表集計で分析したものである。従属変数として、個人自助・家族自助・共助・公助それぞれについてその収入源として持つ者と持たない者でわけた。例えば、自助ダミーは①個人自助モデル、⑤個人自助・家族自助モデル、⑥個人自助・共助モデル、⑦個人自助・公助モデル、⑫個人自助・共助・公助モデル、⑬個人自助・家族自助・公助モデル、⑭個人自助・家族自助・共助モデル、⑮個人自助・家族自助・共助・公助モデルで生活している、個人自助を頼って生活している回答者を1、その他のモデルで生活している、個人自助の収入がないもの回答者を0とした。家族自助ダミー、公助ダミー、共助ダミーも

それぞれ同様である。したがって、従属変数としては個人自助ダミー、家族自助ダミー、公助ダミー、共助ダミーの4つである。

その上で、個人自助ダミー・家族自助ダミー・共助ダミー・公助ダミーそれぞれに対してクロス表分析を行った。説明変数としては性別、年齢、最終学歴、職業業種、住宅の所有関係、配偶関係、子どもとの同居の有無、日常生活の不自由の有無を変数とした。性別は、アンケートで集計された男女の性別（女性1 男性2）を男性ダミー（女性0 男性1）へと変換した。年齢については、実年齢で集計されていたものを60歳から74歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者として後期高齢者ダミー（前者を0、後者を1）とした。最終学歴は「1・旧高専・大 2・旧小・新中 3・旧中・新高 4・未就学」とあったものを、高学歴ダミー（1を高学歴1、2・3・4を高学歴以外0）とした。職業の業種は、「1・運輸通信・製造・建設業 2・商業・その他 3・農林漁業」と集計されていたものを農林漁業ダミー（1農林漁業、0それ以外）として分析に用いた。住宅の所有関係では「1・その他 2・持家 3・借家（公営） 4・借家（民営） 5・借間」となっていたところを、持家ダミー（2を持家、1・3・4・5を持家なし）とした。配偶の関係では、「1・その他 2・死別 3・未婚 4・有配偶 5・離別」とあるところを配偶ダミー（4のみを1・配偶者あり、それ以外を0・配偶者なし）として扱った。子どもとの同居の有無では、「1・子供のところをまわっている 2・子供がいない 3・同居 4・別居」とあるところを、同居ダミー（1・3を1子供との同居、2・4を0子供との非同居）として新たに定義した。日常生活の不自由の有無では、「1・ない 2・ある」であったので日常生活の不自由ダミー（1を0、2を1）とした。無回答・非該当に関してはすべての変数において欠損値処理を行った。表3はこれら説明変数の記述統計量である。

**表3 記述統計量**

		最小値	最大値	サンプルサイズ
高齢者全体	男性ダミー	0 (34%)	1 (66%)	6850
	後期高齢者ダミー	0 (71%)	1 (29%)	6857
	高学歴ダミー	0 (94%)	1 (6%)	6623
	持家ダミー	0 (14%)	1 (86%)	6840
	配偶ダミー	0 (48%)	1 (52%)	6843
	同居ダミー	0 (19%)	1 (81%)	6850
	日常生活の不自由ダミー	0 (75%)	1 (25%)	6834
有職者のみ	農林漁業ダミー	0 (48%)	1 (52%)	2840
注：％は小数第一位を四捨五入した。				(筆者作成)

この記述統計量を見ると、性別は男性が多く、年齢は前期高齢者が多く、最終学歴は高学歴が非常に少なく、持家が圧倒的に多く、子どもとの同居はしている人が圧倒的に多く、日常生活の不自由はない人の方が多く、農林漁業従事者が半数以上を占めていることがわかる。農林漁業ダミーのサンプルサイズが他の変数と比べて小さいのは、農林漁業ダミー

のものと変数（本人業種）が有職者のみを調査対象とした変数だからである。

表 4 高齢者収入源に関するクロス集計表結果

	個人自助 2959 人 (①+⑤+⑥+⑦+ ⑫+⑬+⑭+⑮)	家族自助 569 人 (②+⑤+⑧+⑨+ ⑪+⑬+⑭+⑮)	公助 1900 人 (④+⑦+⑨+⑩+ ⑪+⑫+⑬+⑮)	共助 364 人 (③+⑥+⑨+⑩+ ⑪+⑫+⑬+⑮)
	男性 (**) 前期高齢者 (**) 高学歴 (**) 持家 (**) 配偶者あり (**) 子どもと非同居 (* 日常生活の不自由な し (**)	女性 (**) 持家なし (**) 農林漁業従事者でな い (**) 配偶者なし (**) 子どもと非同居 (**) 日常生活の不自由あ り (**)	女性 (**) 後期高齢者 (**) 高学歴 (**) 持家でない (**) 農林漁業 (**) 配偶者なし (**) 子どもと非同居 (**) 日常生活の不自由あ り (**)	男性 (* 前期高齢者 (**) 持家 (**) 農林漁業従事者でな い (*

\*\*1%有意水準 \*5%有意水準 (カイ2乗検定結果)

(分析結果より筆者作成)

表 4 はそれぞれ個人自助・家族自助・公助・共助と先ほどの記述統計量で示した個人属性変数とのクロス表結果である。クロス集計した結果が有意なもののみを結果として表示した。クロス集計表の中に書いてある属性は、その属性の方がもう一方の属性に比べてより個人自助・家族自助・共助・公助をしやすい・うけやすいことを示している。例えば、個人自助については女性と比べて男性の方が 1%有意で行いやすいことを示している。

個人自助の結果を見ると、自助しやすいのは経済的資源に強い人であることがわかる。男性・前期高齢者・高学歴・持家という結果から読み取れる。同調査を分析した相澤真一によると、当時の 60 歳は半数が勤労収入を持ち、70 代になると減少していくそうである（相澤 2016）。個人自助をしている人が 2959 人と多いこと及び農林漁業ダミーとのクロス表結果が有意に出なかったことは、当時農林漁業だけではなく業種全体で定年制が普及していなかったことが考えられる。日常生活の不自由がない方が個人自助しやすいのは、健康であるから働けるということであろう。

家族自助については、女性・持家なし・配偶者なし・日常生活の不自由ありとの結果から、経済的に立場の弱い女性が家族自助を受けやすいといえる。子どもと非同居である方が家族自助を受けやすいという結果は、ある意味当たり前の結果である。子供と同居していれば、同居している家で経済的援助を受ければ良く、わざわざ仕送りを行う必要がないからである。農林漁業者でない方が家族自助を受けやすいということは、農林漁業者の場合は、定年制が存在せずずっと働くことができる点や一部自給自足生活ができる点を表していると考えられる。

公助を受けている人は、女性・後期高齢者・持家でない・日常生活に不自由ありなど経済的に弱く体の自由がきかない傾向にあることがわかる。女性であることにより当時は働き口が見つかりにくく、後期高齢者で日常生活に不自由があることから身体的に十分に働くことができなかったため、公助の中の生活保護を頼って生活していたことが伺える。配偶者および子供とは同居していない傾向があり、社会関係的な資源も少ないといえる。

共助の結果からは、男性が女性と比べて共助を受けやすいが、これは当時男性扶養モデルの中で男性の方が女性よりも厚生年金や共済組合を受けやすかったためであろう。前期高齢者が後期高齢者と比べて共助を受けやすいが、厚生年金が拡充していく過程において直近まで働いていた前期高齢者の方がより厚生年金が整備された状況にいるため共助を受けやすかったのだろう。農林漁業従事者でない方が共助を受けやすいが、当時（1963年時点）では農林漁業従事者が年金制度に十分に組み込まれていなかった現実を反映しているといえるだろう。

個人自助と家族自助・公助の分析結果を比較するとこれらは代替関係にあることがわかり、個人自助できない人が家族自助や公助つまりは仕送り収入や生活保護を受けている可能性や、逆に福祉年金などの公助を受けられないから個人自助で生計を立てている可能性が示唆された。

## 5 結論

これまでの分析を総合すると、現在との共通点と差異点の2つに大別することができる。現在との共通点としては、自助と公助を使う人々の性質である。自助は経済的に強い人々による生活手段であったのに対して、公助は経済的資源のない人々による生活手段であった。また、現在との共通点として経済的貧困と社会関係的貧困が複合しているということである。これまでの分析特に公助の分析を通じて、公助を受けているとすなわち経済的貧困に陥っている可能性があるとして、配偶者や子供と同居していない傾向が強く関係性の貧困に同時に陥っている傾向にある。これは阿部綾が示すような現在の貧困高齢者層像と同様の実態である。阿部によると現在の高齢者は単身世帯の方がその他の世帯（子と同居・三世帯）よりも有意に貧困率が高い<sup>2)</sup>（阿部 2018）。現在の高齢者は経済的貧困と関係性の貧困が重なっている状態にあるのである。当時の神奈川県の高齢者も経済的貧困と社会的関係の貧困が重なっている点で同様である。ただし、家族自助について子供と同居していなかったり、配偶者がいなかったりした方が受けやすいという結果から、当時の高齢者には親族からの仕送りが最後のセーフティネットとして機能していた可能性が示唆される。さらに表1で分析した1072人が無収入であったが、同居家族からの収入で暮らしている実態からも家族が最後のセーフティネットとして機能していた可能性が読み取れる。

現在との差異点としては、自助・共助それぞれの数が挙げられる。現在共助（公的恩給・年金）に加入している高齢者は前述した通り9割以上に上り、勤労している高齢者は高齢者の中での年代にもよるが、半数以下である。現代は共助主自助従モデルといえるだろう。一方、1963年当時厚生年金や福祉年金が整備されてからまもなく、拡充期にあつて福祉体制



として不十分な状況であった<sup>3)</sup>。そのため、自分で稼いだり、家族からの助けを受けたりと  
いった（表1で述べた1072人を含む）自助で補填しなければならない状況が生まれていた  
と考えられる。1963年当時は自助主共助従モデルであったのである。

このデータは、女性の過小推計や郡部の過大推計といったサンプリングの問題がある。  
そのため当時の神奈川県状況を厳密に正確に測定しているとはいえない。大まかに  
1963年社会保障未発達期の神奈川県における高齢者の収入源の多様性をとらえることがで  
きたとが、厳密性に欠けることが惜しまれる。

### [注]

- 1) 地域包括ケアシステムの文脈では、自助・公助・共助に互助が加えられて議論されている。  
「自助」は高齢者が自らで自分の世話をすること、自らで市場サービスを購入することであ  
る。「互助」は相互に支え合うものであり、費用が制度によって裏付けのない自発的なもの  
が多く、ボランティアや住民組織の活動、当事者組織の活動などが当てはまる。「共助」は  
保険制度などのように国民全員でリスクを分担して高齢者を支える仕組み、「公助」は生活  
保護のように公（国）によって税金でまかなわれるものである。なお、自助・互助・共助・  
公助において、何をまかなうか・何を得るかについては、高齢者自らの生活資金や高齢者サ  
ービスなど高齢者が必要不可欠なものやサービス全体が想定されている（三菱UFJ&リサー  
チ・コンサルティング 2017: 50-1）。地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた町  
で最後まで自分らしく生活するために、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが切れ目  
なく包括的に提供される仕組みのことである。この仕組みは国による画一的な制度ではな  
く、基礎自治体である各市区町村で計画・制度設計することとなっている。国としては全国  
の市区町村に対して団塊の世代が全員後期高齢者になる2025年までにこの地域包括ケアシ  
ステムを整備することを目標として、整備を急がせている。
- 2) 阿部の研究では、2015年時点で高齢女性のうち単身世帯がその他の世帯と比べて大幅に  
相対的貧困率が高い。高齢女性単身高齢者のうち、約半数が相対的貧困に陥っており、その  
割合は2012年と比べてさらに上昇を見せている。高齢男性でも2015年時点では高齢女性  
ほどではないが単身世帯がその他の世帯と比較して相対的貧困率が高い（阿部 2018）。
- 3) 国民年金発足当時、年金局福祉年金課で国民年金（福祉年金）の行政手続き整備に深く携  
わった吉原健二氏によると、

（受給額がわずかであったにも関わらず）実際に年金をもらった人の喜びと感謝は  
われわれの想像以上のものであった。明治の前半に生まれた一般のお年寄りにとって、  
おかみから金品をもらえることは、大変な名誉と有難いことであったのかもしれない  
（日本国民年金協会広報部 1980: 105）

そうである。

### [謝辞]

二次分析にあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター

SSJ データアーカイブから神奈川県「高齢者生活実態調査」の個票データの提供を受けました。  
渡邊大輔先生を始めとする課題公募型共同研究「戦後福祉国家成立期の福祉・教育・生活をめぐる調査データの二次分析」の皆様から非常に有益な助言を頂きました。御礼申し上げます。

### [参考文献]

- 阿部綾, 2018, 「相対的貧困率の長期的動向：1985-2015」科学研究費助成事業（基盤研究（B）『貧困学』のフロンティアを構築する研究）報告書, 貧困統計ホームページ, (2020年7月20日取得, <https://www.hinkonstat.net/>).
- 相澤真一, 2016, 「神奈川県高齢者調査に見る 1960年代前半の高齢者世帯の経済状況」社会調査・データアーカイブ共同利用・共同研究拠点事業二次分析研究会 2015 課題公募型研究・成果報告会
- 貯蓄広報中央委員会, 1997, 『平成9年 貯蓄と消費に関する世論調査』, (2020年8月4日取得, <https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/yoron/97-03/1997/97yoron005.html>).
- 神奈川県, 1963, 『高齢者生活実態調査報告書』.
- 厚生労働省, 2020, 「厚生年金保険・国民年金事業年報」 「結果の概要」 「平成30年度」, 厚生労働省ホームページ, (2020年7月18日取得, <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/nenpou/2008/>).
- 厚生省年金局編, 1962, 『国民年金の歩み』.
- 松繁卓哉, 2012, 「地域包括ケアシステムにおける自助・互助の課題」 『保健医療科学』 61(2): 113-118.
- 三菱UFJ&リサーチ・コンサルティング, 2017, 「地域ケアに向けた報告書—2040年に向けた挑戦—」, (2020年9月18日取得, [https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu\\_01.html](https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_01.html)).
- 本橋隆子・小平隆雄・中辻侑子・松浦和子・益子まり・高田礼子, 2020, 「地域包括ケアシステムにおける日常生活の互助に対する意識とその関連因子：宮前区民のくらしを豊かにするためのアンケートより」 『日本公衛誌』 67(3): 191-210.
- 内閣府, 2002, 「平成13年度 高齢者の経済生活に関する意識調査結果」, (2020年8月4日取得, [https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h13\\_sougou/pdf/0-1.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h13_sougou/pdf/0-1.html)).
- , 2007, 「平成18年度 高齢者の経済生活に関する意識調査結果」, (2020年8月4日取得, [https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h18\\_sougou/index2.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h18_sougou/index2.html)).
- , 2012, 「平成23年度 高齢者の経済生活に関する意識調査結果」, (2020年8月4日取得, [https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h23\\_sougou/zentai/index.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h23_sougou/zentai/index.html)).
- , 2019, 「令和元年度高齢社会白書」, (2020年7月18日取得, [https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/zenbun/01pdf\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/zenbun/01pdf_index.html)).
- , 2020, 「令和元年度 高齢者の経済生活に関する調査」, (2020年8月4日取得, <https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/r01/zentai/index.html>).
- 日本国民年金協会広報部, 1980, 『国民年金二十年秘史 日本年金叢書8』, 菅沼隆監修, 2008, 『日本社会保障基本文献集 第三期国民皆保険・皆年金体制の形成 第26巻 軍人

恩給早わかり 戦後における恩給制度の変遷（衆議院内閣委員会資料第 28 号：昭和 30 年 5 月） 国民年金二十年秘史（日本年金叢書 8）』.

李静淑，2013，『日本の国民年金制度——改革の歴史と展望』大学教育出版.

総理府社会保障制度審議会事務局，1981，『高齢者の就業と引退——所得保障との関連を中心として』.

渡邊大輔，2016，「神奈川県『高齢者生活実態調査』の概要と復元作業について」社会調査・データアーカイブ共同利用・共同研究拠点事業二次分析研究会 2015 課題公募型研究・成果報告会

吉田俊之・中村洋，2015，「近代的互助の類型化と互助を形成するための 10 のポイント」慶応義塾大学大学院経営管理研究科修士課程学位論文，（2020 年 8 月 4 日取得，[http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara\\_id=KO40003001-00002015-3105](http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002015-3105)）.